

令和 2 年度

包括外部監査の結果に関する報告書

基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行について

旭川市包括外部監査人

公認会計士・税理士 中島 幹雄

目 次

第1	外部監査の概要.....	1
1.	外部監査の種類.....	1
2.	監査の対象	1
3.	当該事件を選定した理由.....	1
4.	対象とする所属等.....	1
5.	監査の着眼点.....	1
6.	主な監査手続.....	2
7.	監査対象年度.....	2
8.	監査実施期間.....	2
9.	包括外部監査人及び補助者.....	2
10.	利害関係	2
第2	監査対象の概要.....	3
1.	基金とは	3
2.	旭川市が設置している基金と過去5年間の残高推移.....	3
3.	監査対象とした基金について.....	6
第3	旭川市における基金の管理及び運用状況.....	7
1.	法令における基金の定め.....	7
2.	旭川市における基金の管理及び運用について.....	9
第4	あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）について.....	14
1.	ふるさと納税とは.....	14
2.	旭川市におけるふるさと納税の現状.....	14
第5	旭川市の財政の状況.....	17
第6	旭川市の財政の健全性について.....	20
1.	健全化判断比率について.....	20
2.	財政の健全化に向けた取組について.....	22
第7	基金の実在性の検証について.....	24
第8	指摘及び意見の総括表.....	28
第9	監査の結果と意見（個別基金以外）	32
1.	全般的事項	32
2.	財政課	33
3.	会計課	34
4.	税制課	34
第10	監査の結果と意見（個別基金）	36
1.	国民健康保険事業準備基金.....	36

2. 育英事業基金.....	43
3. 社会福祉事業基金.....	51
4. 子ども基金	57
5. 財政調整基金.....	63
6. 消防職員等褒賞基金.....	71
7. スポーツ振興基金.....	74
8. 公の施設建設基金（彫刻公園）	80
9. 公の施設建設基金（北彩都関連施設等）	84
10. 公の施設建設基金（学校施設）	91
11. デザイン振興基金.....	94
12. 国際交流活動基金.....	98
13. 庁舎建設整備基金.....	102
14. 減債基金	110
15. 長寿社会生きがい基金.....	119
16. 都市緑化基金.....	126
17. 介護給付費準備基金.....	131
18. 駅周辺土地地区画整理事業償還基金.....	139
19. 旭山動物園施設整備基金.....	144
20. まちなか活性化事業基金.....	150
21. 文化芸術振興基金.....	154
22. 環境基金	159
23. 河川環境整備基金.....	164
24. カムイスキーリンクス施設整備基金.....	168
25. 21 世紀の森施設基金	172
26. 産業振興基金.....	176
27. 森林整備基金.....	181

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

2. 監査の対象

基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行について

3. 当該事件を選定した理由

旭川市の令和元年度末における基金数は27基金であり、その残高総額は13,518百万円である。これは、当該年度末の旭川市の貸借対照表における全体会計資産総額621,400百万円の約2.2%の規模である。

現在、旭川市の財政状況は厳しく、今後も持続可能な行財政運営の確立が求められるところである。そのような状況において、特定の目的のために資金を積み立てた基金は旭川市における将来に向けた「貯金」とも言え、基金に対する市民の関心は一定程度あるものと考えられる。また「旭川市行財政改革推進プログラム2020」においては、持続可能な財政運営の視点から、基金の効果的かつ効率的な運用が求められている。

このような観点から、基金に係る事務及び関連する事業の執行の有効性、効率性、経済性及び合規性について監査することは意義があり、また過去の旭川市の包括外部監査ではテーマとして選定されたこともないことから、特定の事件として選定した。

4. 対象とする所属等

基金を所管する部局等

5. 監査の着眼点

旭川市が有する各基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行について、有効性、効率性、経済性及び合規性が確保されているかに着眼して監査を行った。

具体的な着眼点は以下のとおりである。

- (1) 基金の設置目的は適切であるか、基金充当事業は基金の設置目的に従って適切であるか、及び基金の設置目的に対するニーズが現在でも認められるか。
- (2) 基金残高の規模は妥当であるか。
- (3) 基金の廃止や集約といった、今後の方向性を検討する必要があるか。
- (4) 基金の管理及び運用に係る事務が、条例等に準拠して適切に行われているか。

6. 主な監査手続

- (1) 各基金の概要を把握するため「基金調査票」の様式を監査人が作成し、所管部局に記載を依頼した。当該「基金調査票」は各基金に関する報告書の冒頭に掲載した。
- (2) 各基金が充当された事業について、概要が分かる資料や起案書などの資料の提出を所管部局に依頼した。
- (3) 関係資料の閲覧、所管部局に対するヒアリングを実施した。
- (4) 各基金の実在性を検証するため、会計課から預金証書等の書類を入手し、残高確認を行った。
- (5) その他監査人が必要と判断した手続を実施した。

7. 監査対象年度

原則として令和元年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び令和2年度も監査対象とした。

8. 監査実施期間

令和2年7月9日から令和3年3月29日まで

9. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士・税理士	中島 幹雄
補助者	公認会計士	堤 直美
	公認会計士	牧原 大二
	公認会計士・税理士	前田 敬洋
	公認会計士・税理士	中島 孝志
	税理士	増田 弘志

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、旭川市と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注1) 本報告書の記載金額表示について

本報告書に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また割合についても同様に一致しない場合がある。

(注2) 基金の名称について

基金の名称は、「旭川市財産に関する調書」における名称に倣っている。

第2 監査対象の概要

1. 基金とは

基金とは、特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために、自治体が条例の定めに基づいて任意に設置した資金又は財産である。いわゆる自治体にとっての「貯金」のようなものである。

基金は上述のように、「財産を維持し、資金を積み立てるための基金」である、いわゆる積立基金と、「定額の資金を運用するための基金」である、いわゆる定額運用基金に分けられる。

前者は特定財源を確保するために設けられる資金又は財産である。例えば学校の建設資金を確保するためであったり、地方債の償還のために積み立てる資金又は財産である。これらの基金については、その設置目的を実現するためには、それから生ずる収益のみならず元本をも処分し使用することができる。積立基金はさらに、①事業に充てるために元本を取り崩すもの、②運用益のみを財源に充てるために取り崩すもの、③上記①及び②の両方の要素を併せ持つものに分類することができる。

後者は財源調達为目的で設置されるものではなく、一定額の前資金を運用することにより特定の事務又は事業を運営するために設けられるものである。例えば物品の集中購買等のために設けられるもの、資金の貸付けのために設けられるもの等をいう。

2. 旭川市が設置している基金と過去5年間の残高推移

旭川市が設置している基金と過去5年間の残高推移をまとめると以下のとおりである。以降、表の内容に関する補足説明を記載する。

(補足説明)

- ① 各基金残高は年度末残高であり、出納整理期間(5月末)後の残高ではない。
- ② 表中の金額「0」は、基金自体は設置されているものの基金残高がなかったことを意味する。また「―」とは、基金自体が設置されていなかったことを意味する。
- ③ 合計には、長寿社会生きがい基金の土地及び建物は含まない。
- ④ 公の施設建設基金は細目として4つの基金(令和元年度末時点では3つ)が設置されている。これらは同一の基金条例で運用されている。
- ⑤ 金額単位は千円であり、「財産に関する調書」を基に作成している。

基金の名称	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
国民健康保険事業準備基金	463, 889	0	310, 698	1, 222, 292	779, 990
育英事業基金	372, 211	400, 432	430, 755	488, 908	653, 620
社会福祉事業基金	375, 097	375, 829	376, 406	392, 236	437, 149
子ども基金	311, 687	385, 158	380, 841	363, 947	451, 374
財政調整基金	7, 023, 496	6, 493, 905	6, 118, 149	4, 505, 026	4, 671, 610
消防職員等褒賞基金	575	575	575	575	575
スポーツ振興基金	247, 341	249, 055	238, 162	211, 895	204, 600
公の施設建設基金					
彫刻公園	22, 114	22, 203	22, 280	22, 325	19, 438
文化施設等	17, 879	0	—	—	—
北彩都関連施設等	6, 481	6, 636	6, 660	6, 673	6, 675
学校施設	—	—	—	—	2, 826
デザイン振興基金	19, 065	16, 376	12, 180	15, 929	21, 801
国際交流活動基金	122, 290	102, 627	84, 026	69, 201	70, 833
庁舎建設整備基金	1, 347, 601	1, 668, 329	1, 981, 921	2, 296, 035	2, 522, 029
減債基金	1, 295, 864	1, 097, 598	1, 196, 590	597, 821	198, 312
長寿社会生きがい基金					
土地 (㎡)	0	0	0	7, 334. 45	7, 334. 37
建物 (㎡)	0	0	0	98. 01	98. 01
現金	390, 133	287, 820	219, 062	178, 663	222, 818
都市緑化基金	164, 670	148, 757	132, 573	111, 711	98, 231

基金の名称	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
介護給付費準備基金	604, 722	832, 251	1, 165, 107	1, 433, 368	1, 915, 646
駅周辺土地区画整理事業償還基金	0	0	0	0	0
旭山動物園施設整備基金	422, 134	417, 332	395, 784	396, 211	745, 946
まちなか活性化事業基金	14, 091	16, 699	19, 225	25, 404	31, 741
文化芸術振興基金	25, 849	28, 610	30, 238	30, 314	35, 651
環境基金	18, 407	20, 009	23, 958	32, 570	52, 691
河川環境整備基金	279, 395	270, 079	260, 653	251, 429	242, 089
カムイスキーリンクス施設整備基金	1, 686	1, 692	1, 698	5, 121	25, 822
21 世紀の森施設基金	56, 411	49, 617	43, 560	39, 464	54, 876
産業振興基金	1, 452	4, 859	7, 766	10, 609	36, 903
森林整備基金	—	—	—	—	14, 933
合 計	13, 604, 540	12, 896, 448	13, 458, 867	12, 707, 727	13, 518, 179

令和元年度末において、計 27 基金が設置されている。うち、駅周辺土地区画整理事業償還基金は残高がなかったものの、基金条例は存続していたため基金数に含めている。

過去 5 年間の基金残高合計の平均は 130 億円程であるが、基金ごとに見てみると、財政調整基金や減債基金は減少傾向にある。旭川市の厳しい財政状況を反映し、新たな積立てが難しく、残高を増やすことができない状況にあることが分かる。

一方で、旭山動物園施設整備基金などの特定目的のための基金には増加傾向にあるものがある。これは近年、旭川市にふるさと納税による寄附金が多く寄せられており、それらを基金に積み立てているためであり、貴重な財源となっている。

3. 監査対象とした基金について

令和元年度末時点で設置されている全 27 基金を監査対象とした。

	基金の名称	所管部局
1	国民健康保険事業準備基金	福祉保険部 国民健康保険課 国保管理係
2	育英事業基金	子育て支援部 子育て助成課
3	社会福祉事業基金	福祉保険部 福祉保険課 福祉保険係
4	子ども基金	子育て支援部 子育て支援課 子育て企画係
5	財政調整基金	総合政策部 財政課
6	消防職員等褒賞基金	消防本部 総務課
7	スポーツ振興基金	観光スポーツ交流部 スポーツ課
	公の施設建設基金	
8	(彫刻公園)	社会教育部 文化振興課 彫刻美術館
9	(北彩都関連施設等)	地域振興部 地域振興課
10	(学校施設)	学校教育部 学校施設課
11	デザイン振興基金	経済部 産業振興課
12	国際交流活動基金	観光スポーツ交流部 都市交流課
13	庁舎建設整備基金	総務部 庁舎建設課
14	減債基金	総合政策部 財政課
15	長寿社会生きがい基金	福祉保険部 長寿社会課 高齢者支援係
16	都市緑化基金	土木部 公園みどり課
17	介護給付費準備基金	福祉保険部 長寿社会課 地域包括ケア推進係
18	駅周辺土地区画整理事業償還基金	地域振興部 都市計画課
19	旭山動物園施設整備基金	経済部 旭山動物園
20	まちなか活性化事業基金	経済部 経済交流課
21	文化芸術振興基金	社会教育部 文化振興課
22	環境基金	環境部 環境総務課 環境総務係
23	河川環境整備基金	土木部 公園みどり課
24	カムイスキーリンクス施設整備基金	観光スポーツ交流部 スポーツ課
25	21 世紀の森施設基金	農政部 農林整備課 森林振興係
26	産業振興基金	経済部 産業振興課
27	森林整備基金	農政部 農林整備課 森林振興係

第3 旭川市における基金の管理及び運用状況

1. 法令における基金の定め

基金については、地方自治法第241条で、基金の設置、管理及び処分に関して以下のよう
に規定している。

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び确实かつ効率的に運用しなければならない。

3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

また、地方財政法においては、以下のように規定されている。財政は単年度だけではなく翌年度以降の状況も考慮し、健全な運営を維持しなければならないこと、年度間の財源の調整のための積立金への繰入れとその運用、積立金の処分要件などが規定されている。

(地方公共団体における年度間の財政運営の考慮)

第四条の二 地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。

(地方公共団体における年度間の財源の調整)

第四条の三 地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなるとき、又は当該地方公共団体の当該年度における一般財源の額（普通税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別法人事業譲与税、特別とん譲与税、国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方交付税又は特別区財政調整交付金の額の合算額をいう。以下同じ。）が当該地方公共団体の前年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく超えることとなるときは、その著しく超えることとなる額を、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるための財源、前年度末までに生じた歳入欠陥を埋めるための財源又は緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない。

2 前項の規定により積み立てた金額（次項及び次条において「積立金」という。）から生ずる収入は、全て積立金に繰り入れなければならない。

3 積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用しなければならない。

(積立金の処分)

第四条の四 積立金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- 一 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- 二 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- 三 緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- 四 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。
- 五 償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てるとき。

2. 旭川市における基金の管理及び運用について

(1) 基金の管理

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができるとされ（地方自治法第 241 条第 1 項）、特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができないとされている（地方自治法第 241 条第 3 項）。

旭川市において基金の管理（積立て及び処分）は各基金の所管部局で行っている。各基金には条例が存在し、当該条例に基づき管理されている。

(2) 基金の運用

基金は、特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならないとされ（地方自治法第 241 条第 2 項）、積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用しなければならないとされている。（地方財政法第 4 条の 3 第 3 項）。

旭川市において、基金の運用は会計課で「旭川市基金管理運用基準」に基づき行っている。

旭川市基金管理運用基準（一部抜粋）

（趣旨）

第1条 この基準は、地方自治法第241条第2項に基づき、基金に属する現金（以下「基金」という。）を確実にかつ効率的に運用するために必要な事項を定める。

（運用対象）

第2条 基金は、歳計現金に繰り替えて運用する一時融資金、企業会計への短期貸付金、又は長期貸付金を除き、次の各号に掲げる金融商品をもって運用する。

- (1) 定期預金、通知預金、普通預金又は譲渡性預金
- (2) 国債、地方債又は政府保証債などの元本保証のある債券
- (3) その他会計管理者が適当であると判断したもの

（運用手続）

第3条 基金運用の手続は、会計課において行う。

（運用期間）

第4条 基金の運用期間は、市長と協議の上決定する。ただし、歳計現金に繰り替えて運用する一時融資金、企業会計への短期貸付金、又は長期貸付金の場合は次の各号の期間内を限度として運用する。

- (1) 一時融資金又は短期貸付金 1 会計年度
- (2) 長期貸付金 5 会計年度

（運用先）

第5条 運用先金融機関等の選定は、利率等のみならず、ペイオフ時における借入金との相殺可能額その他の安全面を考慮した上で総合的に判断し、会計管理者がその都度決定する。

- 2 運用先金融機関等の決定に当たっては、銀行、信用金庫その他の金融機関にあっては、自己資本比率が、国際業務を行う銀行等は8%（国際統一基準）、国内業務のみを行う銀行等は4%（国内基準）以上であるものとし、証券会社にあつては、本市内に法人担当部門を有するもの、又は必要に応じて本市へ職員を派遣することが可能なものに限るものとする。

（運用の中止）

第6条 金融機関等における基金の運用期間中において、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長と協議の上、運用を中止するものとする。ただし、債券運用の場合において、運用の中止により元本割れの可能性がある場合を除く。

- (1) 運用期間中において資金需要の見直しその他の理由により歳計現金に繰り替えて運用する必要があると認められるとき。
- (2) 運用先金融機関等が前条第2項に該当しなくなったとき。
- (3) その他会計管理者が運用を中止することが適当であると認めたとき。

会計課では、運用先金融機関等を選定するに当たっては、利率のみならず、ペイオフ時における借入金との相殺可能額、その他の安全面を考慮した上で総合的に判断し選定している。したがって、利率のみで判断すれば選定される金融機関等であっても、結果として運用先に選定されないことがあり得る。実際に運用先を選定するに当たっては、まず、①運用先候補となる金融機関ごとに借入金との相殺可能額の範囲内にあるかどうかを検討し、②借入金との相殺可能額の範囲内にある金融機関等に対し、利率の見積りを依頼する。③その結果、利率がより有利な金融機関等が運用先として選定される。また定期預金等で運用しているケースで満期を迎えた場合には、上記と同様の判断過程を経て、改めて運用先が選定される。

(3) 基金の繰替運用

繰替運用とは、資金不足に対応するために、基金に属する現金を歳計現金へ一時的に繰り替えて使用することである。歳計現金とは、歳入及び歳出に係る現金であり、日々の支払に充てる資金のことである。歳計現金は季節的変動が大きく、一時的な資金不足が発生することがある。そのような場合に一時的に基金に属する現金をもって資金不足を補填するのが、繰替運用である。

繰替運用は財政課の所管である。財政課では「旭川市基金繰替運用取扱要綱」に基づいて繰替運用を行っている。繰替運用は残高を1億円以上有する基金が対象である。

令和元年度末時点において繰替運用の対象となった基金は以下の12基金であった。

(単位：円)

国民健康保険事業準備基金	779,989,663
育英事業基金	653,620,047
社会福祉事業基金	437,148,527
子ども基金	451,374,252
財政調整基金	4,671,610,257
スポーツ振興基金	204,599,507
減債基金	198,312,407
長寿社会生きがい基金	222,818,174
庁舎建設整備基金	2,522,029,372
介護給付費準備基金	1,915,646,425
旭山動物園施設整備基金	745,946,230
河川環境整備基金	242,089,008
合 計	13,045,183,869

旭川市基金繰替運用取扱要綱（一部抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、旭川市各基金条例の規定に基づく繰替運用に関して必要な事項を定めるものである。

（運用期間）

第2条 基金の繰替運用の期間は1会計年度内とする。

（運用利率）

第3条 基金の運用利率は、運用開始時における短期プライムレートと指定金融機関の大口定期預金店頭表示金利との中間値を上限とし、予算編成時においてその都度定めるものとする。

（繰戻しの方法）

第4条 基金の利子については、元金返済と同時に支払うものとし、日数計算は定期預金の例による。

（運用基準）

第5条 基金の繰替運用は1か月以上、金額は1億円以上とする。ただし、一般会計から長期借入れを行う基金の金額については、この限りでない。

（運用方法）

第6条 基金の繰替運用は一時借入金と同目的に使用し、元金は予算計上しない。

（その他）

第7条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて市長と会計管理者が協議するものとする。

歳計現金の資金不足が発生するタイミングに合わせて、例年1月から出納整理期間末（5月末）にかけて繰替運用が実施される。繰替運用の期間は1会計年度内とされ、出納整理期間末には繰替運用残高はゼロとなり、基金に戻される。

繰替運用を行った場合、その運用期間に応じた運用収益が発生する。このときの運用利率は、運用開始時における短期プライムレートと指定金融機関の大口定期預金店頭表示金利との中間値を上限とし、予算編成時においてその都度定めるものとするとしている。

令和2年度の繰替運用利率の決定に関する起案書によると、以下のように決定されていた。

- (a) 短期プライムレート 1.475%
- (b) 指定金融機関大口定期預金利率 0.010%
- (c) スプレッド利率 $((a) + (b)) \div 2 \approx 0.743\%$
- (d) スプレッド利率と指定金融機関大口定期預金(3ヵ月)店頭表示金利の利率との
中間値 $((c) + 0.010\%) \div 2 \approx 0.377\%$

上限利率である(c)を下回っていることから、令和2年度の基金繰替運用の利率は0.377%と算出できる。

ただし、平成25年度に指定金融機関と確認した指定金融機関における限定的な手形借入利率は0.567%であり、大口定期預金等の金利実績は0.075%となっている。

これに上記の考え方を適用すると、 $(0.567\% + 0.075\%) \div 2 = 0.321\%$ となり、0.377%よりも低利率となる。

令和元年度は預金運用利率も平成30年度と同様に低下している状態であり、実態に即した利率とするために、令和2年度においては後者の考え方による繰替運用利率0.321%を適用する。

第4 あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）について

1. ふるさと納税とは

ふるさと納税とは、自分が選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、収入額に応じて所得税と住民税から控除される制度である。控除を受けるためには原則として、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行う必要がある。確定申告が不要な給与所得者等については、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例（いわゆる、ふるさと納税ワンストップ特例制度）が設けられている。

旭川市においては「あさひかわ応援寄附金」と称してふるさと納税制度を運用している。具体的な業務は税務部の所管である。税務部では、返礼品の公募やPRイベントなどの企画、関係部局との調整、寄附金控除に関する書類の受付等の業務を行っている。

2. 旭川市におけるふるさと納税の現状

（1）過去5年間のふるさと納税実績は以下のとおりである。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
寄附件数（件）	2,806	5,404	7,269	26,141	81,238
寄附金額（円）	103,493,500	182,256,000	230,240,243	596,150,916	1,313,436,740

過去5年間の推移を見ると寄附件数及び寄附金額ともに増加している。ふるさと納税制度が社会に浸透してきたことが大きな要因であろう。特に平成30年度以降の増加が著しい。旭川市特有の要因としていくつか挙げられる。

① 効果的・戦略的なPRの展開

旭川空港での自主イベントの開催や、首都圏でのイベントへの出展、シティプロモーション冊子などの制作・配布など、多様なターゲットに応じたPRを戦略的に展開した。

② 魅力的な返礼品の設定

返礼品について、従来は品数が少なかったところ、平成29年度に市内に支店等を有する企業などから公募することを開始した。その結果、返礼品が充実し、魅力も向上した。

③ 寄附金使途の見せ方の工夫

基金への寄附募集から事業（取組）への寄附募集へ転換し、訴求力を高めた。すなわち、寄附金を充当したい事業を明確に掲げ、その事業に対して寄附をしてもらうという見せ方に転換したのである。

（2）令和元年度における各基金に対するふるさと納税の状況は以下のとおりである。ふるさと納税による寄附はそれに対応する基金に積み立てられる。

基金の名称	PRタイトル（※1）	寄附金額（円）
旭山動物園施設整備基金	旭山動物園のさらなる「夢」を、みなさんのご協力によって実現します	213,151,500
国際交流活動基金	姉妹友好都市との青少年交流を充実し国際的視野を持つ人材を育成します	26,122,600
社会福祉事業基金	お年寄り、障がいのある方、子どものための設備や備品を整備します	47,007,500
文化芸術振興基金	存続の危機からの再出発。旭川で生まれた染織工芸「優佳良織」の技術を後世へ！	9,806,833
長寿社会生きがい基金	高齢者の生きがいづくりや地域福祉の向上に資する活動を推進します	18,891,433
スポーツ振興基金	全国・世界大会に挑戦する旭川市のスポーツ選手の大会派遣を支援します	21,018,600
育英事業基金	経済的理由により子どもが修学を諦めることのないよう支援します	149,414,068
まちなか活性化事業基金	日本初の恒久的な歩行者天国「買物公園」があるまち“旭川”。まちなかの賑わいづくりに支援を！	15,050,601
デザイン振興基金	デザイナーやクリエイター等の活動の場をつくり、「デザインとものづくり」で地域活性化を図っていきます	7,809,600
都市緑化基金（※2）	「都市とみどりが調和するまち」をみんなの手でつくろう	10,188,100
子ども基金	子どもを温かく見守る環境をつくり、夢や希望を持って育つことができるよう応援していきます	104,090,900
庁舎建設整備基金	市民でにぎわい親しまれる新庁舎を建設します	4,359,711
環境基金	アライグマやウチダザリガニなどの外来種による被害を防止し、旭川の豊かな自然を守ります	22,930,877
産業振興基金	優秀な技能者の技術伝承及び全国・国際大会での活躍にご支援ください！！	18,080,600
カムイスキーリンクス施設整備基金	遊び・食・体験！！世界に誇れるスキー場を目指して！！	19,125,600
21世紀の森施設基金	北海道一のキャンピングカーサイトに！！	21,051,211
一般寄附	使途を指定しない寄附	575,927,296
その他（※3）		29,409,710
合 計		1,313,436,740

(※1) P Rタイトルは令和元年度におけるものであり、現在とは異なるものがある。

(※2) 都市緑化基金は、令和２年度において、次の二つのP Rタイトルが設けられている。

- 「都市とみどりが調和するまち」をみんなの手でつくろう
- 花で彩る、まちなかのオアシス「あさひかわ北彩都ガーデン」を旭川を代表する観光スポットへ！

(※3) その他とは、基金外寄附であり、基金の充当先として設定されていない事業への寄附である。

(３) 旭川市において令和２年度に新設されたふるさと納税

令和２年度において以下の３つのふるさと納税が新設された。

	名称等	P Rタイトル	寄附金の使い道
①	医療機器整備事業 (市立旭川病院) ※令和２年４月より	質の高い医療を提供し、地域でがん・心疾患で苦しむ人を救いたい。	新たな高度医療機器の整備に活用する。
②	新型コロナウイルス感染症対策基金 ※令和２年６月より	旭川市の「新型コロナウイルス感染症対策」に皆様の御支援を！	医療提供体制の整備、感染拡大の防止及び雇用の維持、事業の継続、地域経済の回復など市民生活の支援に要する経費に充てる。
③	動物愛護センター管理費（あにまある） ※令和２年１１月より	犬・猫にやさしい街を目指す動物愛護センター「あにまある」の活動にご支援を！	「あにまある」に収容されている動物の飼養管理・治療、「あにまある」の設備整備、飼い主のいない猫の不妊措置事業、動物愛護・適正飼養の普及啓発などに活用する。

第5 旭川市の財政の状況

旭川市の過去 5 年間の歳入歳出状況は以下のとおりである。いずれの金額も百万円単位であり、百万円未満を切り捨てている。

<歳入>

		H27	H28	H29	H30	R1
一般会計		157,546	156,354	157,912	155,456	159,460
特別会計	国民健康保険事業	46,114	44,591	43,692	36,669	35,747
	動物園事業	1,315	1,373	1,400	1,460	1,456
	公共駐車場事業	338	93	83	89	79
	育英事業	102	114	115	133	250
	駅周辺開発事業	1,174	22	6	246	73
	簡易水道事業（※1）	106	108	105	114	—
	農業集落排水事業（※2）	39	37	37	39	—
	介護保険事業	32,568	33,395	34,523	35,124	36,082
	母子福祉資金等貸付事業	135	152	160	192	237
	後期高齢者医療事業	4,520	4,515	4,714	4,972	5,058
	計	86,416	84,404	84,840	79,042	78,986
合 計		243,963	240,759	242,753	234,498	238,447

（※1）簡易水道事業特別会計は、簡易水道事業について地方公営企業法を適用し、平成 31 年 4 月 1 日から水道事業会計と統合されたことに伴い、平成 30 年度末をもって出納が閉鎖され、廃止された。

（※2）農業集落排水事業特別会計は、農業集落排水事業について地方公営企業法を適用し、平成 31 年 4 月 1 日から下水道事業会計と統合されたことに伴い、平成 30 年度末をもって出納が閉鎖され、廃止された。

<歳出>

		H27	H28	H29	H30	R1
一般会計		156,340	155,055	156,646	154,442	158,166
特別会計	国民健康保険事業	46,067	44,051	42,782	36,489	35,522
	動物園事業	1,315	1,373	1,400	1,460	1,456
	公共駐車場事業	321	82	70	82	76
	育英事業	62	80	86	105	232
	駅周辺開発事業	1,162	16	0	173	73

		H27	H28	H29	H30	R1
	簡易水道事業（※1）	106	108	105	103	—
	農業集落排水事業（※2）	39	37	37	35	—
	介護保険事業	32,101	32,772	33,917	34,396	35,405
	母子福祉資金等貸付事業	103	84	79	80	76
	後期高齢者医療事業	4,513	4,511	4,710	4,964	5,053
	計	85,793	83,118	83,191	77,891	77,897
	合 計	242,134	238,173	239,838	232,334	236,064

（※1）歳入と同様

（※2）歳入と同様

うち、一般会計の過去5年間の歳入歳出状況は以下のとおりである。

<歳入>

科目	H27	H28	H29	H30	R1
市税	39,358	39,985	40,022	39,956	40,283
ゴルフ場利用税交付金	13	12	12	12	14
自動車取得税交付金	170	189	276	249	124
環境性能割交付金	—	—	—	—	35
国有提供施設等所在市町村助成交付金	219	246	257	253	278
地方特例交付金	132	138	149	175	459
地方交付税	33,354	33,012	32,101	32,290	32,691
交通安全対策特別交付金	62	56	53	51	50
地方譲与税	1,363	1,394	1,395	1,413	1,417
利子割交付金	58	37	66	54	26
配当割交付金	117	69	94	73	87
株式等譲渡所得割交付金	98	42	95	63	56
地方消費税交付金	7,020	6,277	6,723	6,832	6,464
分担金及び負担金	1,062	1,087	855	863	581
使用料及び手数料	3,545	3,414	3,395	3,377	3,328
国庫支出金	34,569	34,907	34,906	32,971	34,653
道支出金	9,249	9,109	9,679	10,501	11,010
財産収入	212	697	151	111	371
寄附金	99	191	213	415	1,007
繰入金	1,626	1,649	2,976	1,072	1,393

科目	H27	H28	H29	H30	R1
繰越金	1,861	747	683	684	552
諸収入	10,195	9,356	9,096	8,599	10,199
市債	13,152	13,730	14,703	15,431	14,372
歳入合計	157,546	156,354	157,912	155,456	159,460

旭川市の特徴として、収入全体に対して自主財源である市税の割合が低い一方、地方交付税や国・道支出金の割合が高い構造となっており、財政的な自由度は低い状況が続いている。市税については過去５年間でほぼ横ばいで推移している。

<歳出>

科目	H27	H28	H29	H30	R1
議会費	522	451	454	437	443
総務費	5,391	5,460	4,890	4,854	6,378
民生費	68,730	69,852	71,366	68,701	70,836
衛生費	10,154	10,000	9,208	9,429	8,999
労働費	143	112	99	105	92
農林水産業費	1,381	1,372	1,396	1,421	1,602
商工費	7,654	7,530	6,783	5,861	6,311
土木費	15,851	15,562	16,922	16,590	16,763
消防費	750	769	824	1,025	785
教育費	9,537	8,552	9,153	10,083	10,093
災害復旧費	0	186	168	501	156
公債費	17,945	17,742	17,871	17,966	18,097
職員費	18,276	17,460	17,505	17,465	17,604
予備費	—	—	—	—	—
歳出合計	156,340	155,055	156,646	154,442	158,166

旭川市の支出は、福祉・医療サービスなどの社会保障関係経費である扶助費の割合が高い。人件費、扶助費、公債費は義務的経費と呼ばれるが、これらの支出は増加傾向にある。義務的経費が増加すると財政構造の硬直化、つまり、使い道を自由に決めることができる財源の余裕がなくなり、その他の行政サービスに影響が生じるおそれがある。

第6 旭川市の財政の健全性について

1. 健全化判断比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」においては、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めている。

地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされている。

① 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率である。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

② 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化度合いを示す指標ともいえる。

③ 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率である。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

④ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率である。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(※) 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

以上の説明は総務省作成「健全化判断比率及び資金不足比率に関する解説」より作成した。

「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの指標のいずれかが早期健全化基準を超えると、「財政健全化団体」として財政健全化計画を策定し、自主的に財政の健全化に取り組むことになる。さらに、財政再生基準を超えてしまうと、国の監督の下、財政再生を目指す「財政再生団体」になる。

旭川市の過去5年間の各指標を示すと以下のとおりである。

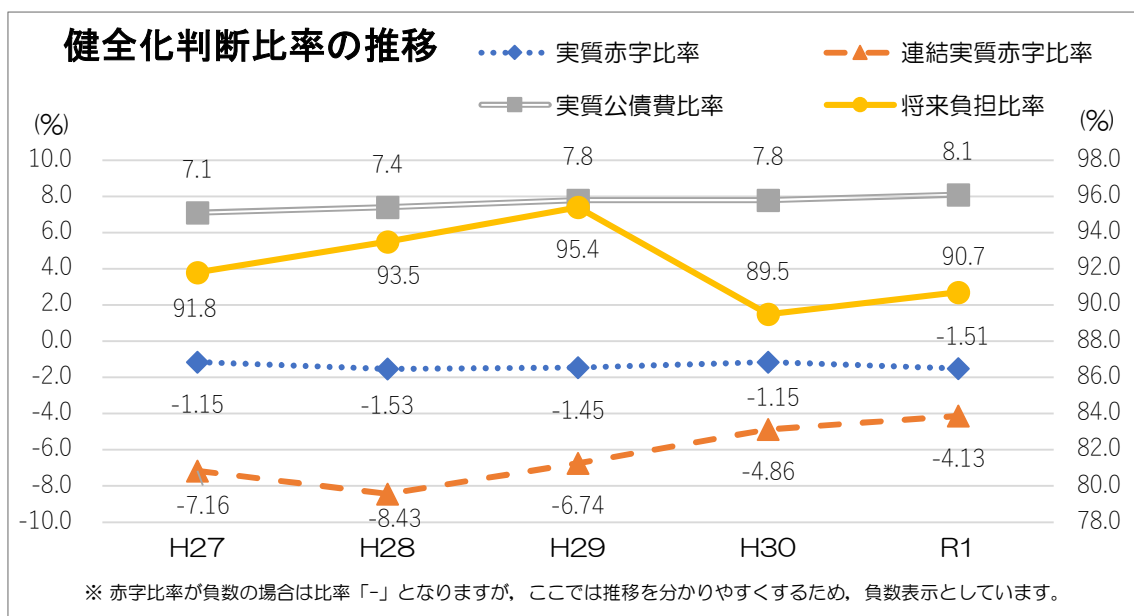
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成27年度	—	—	7.1%	91.8%
平成28年度	—	—	7.4%	93.5%
平成29年度	—	—	7.8%	95.4%
平成30年度	—	—	7.8%	89.5%
令和元年度	—	—	8.1%	90.7%
(参考)				
早期健全化基準	11.25%	16.25%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は実質赤字が発生していないため、算出されない。各指標は「早期健全化基準」及び「財政再生基準」を超えてはいない。

「実質公債費比率」は上昇傾向にある。令和元年度は前年度より0.3%上昇した。これは元利償還金等から控除する基準財政需要額(※)算入額の減少等により、実質的な公債費の額が増加したことによる。

また、「将来負担比率」は一時期より抑えられているものの、令和元年度は前年度より1.2%上昇した。これは、将来負担額から控除する充当可能財源等のうち、基準財政需要額算入見込額が減少したことなどによる。

(※) 普通交付税の算定基礎となるものであり、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準の行政を行い、又は施設を維持するための財政需要に充当される一般財源を一定の方法によって算定した額。



令和元年度 旭川市の決算はどうだったの？より

2. 財政の健全化に向けた取組について

旭川市では厳しい財政状況を克服して、地方分権時代にふさわしい自立した行財政運営を推進するため、平成15年度に「旭川市行財政改革推進プログラム」を策定した後、現在まで改訂を重ね、取組を進めてきている。現在は令和2年度に改訂した「旭川市行財政改革推進プログラム2020」に基づき、取組を進めている。

そこではいくつかの行財政改革の視点が述べられているが、視点の一つとして「持続可能な財政運営」が挙げられている。市債の発行を抑制するほか、緊急的な財政需要に備えて基金の確保に努め、持続可能な財政運営を進めること、中でも基金については、効果的かつ効率的に運用すると述べられている。

また収入不足解消の取組として、様々な収入の確保及び支出の抑制を行っても、なお不足する財源については、財政調整基金や減債基金の取崩し、行政改革推進債の活用を検討している。財政調整基金と減債基金については、他の中核市平均や将来の財政需要を考慮すると十分な残高ではなく、更なる積増しが必要なことから、基金の取崩しは最小限となるように取り組むとされている。

さらに、令和5年度末での財政健全化の指標を次のとおり設定している。

指 標		前回（2016）の目標	達成度（結果）	今回（2020）の目標
収 納 率	市 税	R1 年度 95.0%程度	H30 年度実績 95.6%	R5 年度 97.9%
	住宅使用料	R1 年度 83.0%程度	H30 年度実績 80.0%	R5 年度 84.5%
市債借入額（一般会計・建設事業等債）		4 年間（H28～R1 年度） 400 億円以内	3 年間（H28～H30 年度実績）276 億円	4 年間（R2～R5 年度） 450 億円以内
市債残高（一般会計・建設事業等債）		R1 年度末 1,179 億円以下	H30 年度末 1,173 億円	R5 年度末 1,135 億円以下
繰出金		累計 4 億円の縮減	3 年間（H28～H30 年度実績）22 億円	累計 4 億円の縮減
財政調整基金		R1 年度末残高 30 億円以上	H30 年度末残高 42 億円	R5 年度末残高 30 億円以上
基金総額（一般会計）		R1 年度末残高 70 億円以上	H30 年度末残高 86 億円	R5 年度末残高 40 億円以上

旭川市行財政改革推進プログラム2020より

第7 基金の実在性の検証について

今回の包括外部監査において、基金の実在性の検証を行った。すなわち基金が実際に存在しているか、及びその残高は正しく把握されているかについて、以下の方法により検証を行った。

(実在性検証の方法)

- ① 基準日は令和元年度末である令和2年3月31日、及び令和2年9月30日とした。
- ② 定期預金や譲渡性預金は預金証書等の書類と照合することにより、その実在性を検証した。
- ③ 令和2年3月31日時点で一時融資金（すなわち繰替運用）に供されていた基金は、令和2年5月29日支払日の「歳入歳出外現金還付命令書」と照合することにより、その実在性を検証した。例年3月末に一時融資金として運用される基金は5月末に各基金に戻入れされる。したがって、令和2年5月29日支払日の「歳入歳出外現金還付命令書」を確認することで、令和2年3月31日時点の一時融資金の実在性を検証できると判断した。

＜令和２年３月３１日時点での実在性検証＞

各基金のいずれの残高も実在性を確認できた。

(単位：円)

基金の名称		基金現在高	一時融資金	定期預金
国民健康保険事業準備基金		779,989,663	779,989,663	
育英事業基金		653,620,047	653,620,047	
社会福祉事業基金		437,148,527	437,148,527	
子ども基金		451,374,252	451,374,252	
財政調整基金		4,671,610,257	4,671,610,257	
消防職員等褒賞基金		575,263		575,263
スポーツ振興基金		204,599,507	204,599,507	
公の施設建設基金	彫刻公園	19,438,430		19,438,430
	北彩都関連施設等	6,675,000		6,675,000
	学校施設	2,825,616		2,825,616
デザイン振興基金		21,800,892		21,800,892
国際交流活動基金		70,832,490		70,832,490
減債基金		198,312,407	198,312,407	
長寿社会生きがい基金		222,818,174	222,818,174	
都市緑化基金		98,230,471		98,230,471
庁舎建設整備基金		2,522,029,372	2,522,029,372	
介護給付費準備基金		1,915,646,425	1,915,646,425	
旭山動物園施設整備基金		745,946,230	745,946,230	
まちなか活性化事業基金		31,740,569		31,740,569
文化芸術振興基金		35,651,191		35,651,191
環境基金		52,691,210		52,691,210
河川環境整備基金		242,089,008	242,089,008	
カムイスキーリンクス施設整備基金		25,821,820		25,821,820
21世紀の森施設基金		54,875,991		54,875,991
産業振興基金		36,903,384		36,903,384
森林整備基金		14,932,646		14,932,646
合 計		13,518,178,842	13,045,183,869	472,994,973

＜令和２年９月３０日時点での実在性検証＞

各基金のいずれの残高も実在性を確認できた。

なお、一時融資金はなく、種別は財政調整基金及び介護給付費準備基金に譲渡性預金がある他は、全てが定期預金であった。

(単位：円)

基金の名称		基金現在高	一時融資金	定期預金等	種別
国民健康保険事業準備基金		847, 960, 882		623, 282, 591	定期預金
				224, 678, 291	定期預金
育英事業基金		666, 360, 047		666, 360, 047	定期預金
社会福祉事業基金		437, 047, 098		437, 047, 098	定期預金
子ども基金		437, 062, 490		437, 062, 490	定期預金
財政調整基金		4, 381, 652, 791		1, 774, 034, 246	定期預金
				2, 000, 000, 000	譲渡性預金
				607, 618, 545	定期預金
消防職員等褒賞基金		575, 263		575, 263	定期預金
スポーツ振興基金		175, 225, 355		175, 225, 355	定期預金
公の施設建設基金	彫刻公園	19, 438, 430		19, 438, 430	定期預金
	北彩都関連施設等	6, 675, 000		6, 675, 000	定期預金
	学校施設	2, 825, 616		2, 825, 616	定期預金
デザイン振興基金		21, 907, 892		21, 800, 892	定期預金
				107, 000	定期預金
国際交流活動基金		53, 188, 621		53, 188, 621	定期預金
減債基金		471, 882, 886		471, 882, 886	定期預金
長寿社会生きがい基金		149, 021, 933		149, 021, 933	定期預金
都市緑化基金		74, 883, 149		74, 883, 149	定期預金
庁舎建設整備基金		2, 517, 405, 313		2, 000, 000, 000	定期預金
				517, 405, 313	定期預金
介護給付費準備基金		2, 469, 353, 386		1, 000, 000, 000	定期預金
				792, 603, 409	定期預金
				676, 749, 977	譲渡性預金
旭山動物園施設整備基金		740, 735, 611		740, 735, 611	定期預金
まちなか活性化事業基金		34, 275, 829		31, 740, 569	定期預金
				2, 535, 260	定期預金
文化芸術振興基金		36, 198, 191		35, 651, 191	定期預金
				547, 000	定期預金

基金の名称	基金現在高	一時融資金	定期預金等	種別
環境基金	42,796,337		42,796,337	定期預金
河川環境整備基金	227,115,988		227,115,988	定期預金
カムイスキーリンクス施設整備基金	26,347,320		25,821,820	定期預金
			525,500	定期預金
21 世紀の森施設基金	55,589,491		54,875,991	定期預金
			713,500	定期預金
産業振興基金	37,777,384		36,903,384	定期預金
			874,000	定期預金
森林整備基金	22,123,573		22,123,573	定期預金
新型コロナウイルス感染症対策基金	31,541,914		12,000,000	定期預金
			19,541,914	定期預金
合 計	13,986,967,790	0	13,986,967,790	

第8 指摘及び意見の総括表

監査の結果と意見（個別基金以外）		
1	全般的事項	
	基金積立目標額の設定について	【意見】
	基金運用収益の処理方法について	【意見】
	基金廃止の際の情報共有について	【指摘】
2	財政課	
	繰替運用利率の設定における考え方について	【意見】
3	会計課	
	基金の運用単位の集約について	【意見】
4	税制課	
	ふるさと納税における一般寄附の在り方について	【意見】
	基金の使途に関する情報の公表の充実について	【指摘】
監査の結果と意見（個別基金）		
1	国民健康保険事業準備基金	
	基金残高の継続的な検証と市民への情報提供の継続について	【意見】
2	育英事業基金	
	基金の活用について	【意見】
	基金運用収益の処理方法について	【意見】
3	社会福祉事業基金	
	基金の有効活用について	【意見】
	充当事業と公開されている基金使途との整合性について	【指摘】
	基金運用収益の処理方法について	【意見】
	無料低額診療事業調剤処方費用助成事業における助成金返還対象者のチェック体制について	【意見】
	助成金申請方法について	【意見】
	登録薬局からの申請最終期限の設定について	【意見】
4	子ども基金	
	寄附の使用実績の開示について	【意見】
	基金残高について	【意見】
	基金運用収益の処理方法について	【意見】
5	財政調整基金	
	条例における処分内容の具体化について	【意見】
	基金処分別の根拠の明確化について	【意見】

6	消防職員等褒賞基金	
	基金の今後の在り方について	【意見】
7	スポーツ振興基金	
	基金の使途に関する開示について	【意見】
	スポーツ施設の改修工事への充当について	【意見】
	基金の残高について	【意見】
	基金運用収益の処理方法について	【意見】
	公の施設建設基金	
8	(彫刻公園)	
	基金設置目的と基金充当事業の整合性について	【意見】
	今後の基金の方向性について	【意見】
9	(北彩都関連施設等)	
	基金設置目的と基金充当事業の整合性について	【意見】
	今後の基金の方向性について	【意見】
	基金の所管部局について	【意見】
10	(学校施設)	
	該当事項なし。	
11	デザイン振興基金	
	積立目標額の設定について	【意見】
	基金運用収益の処理方法について	【意見】
12	国際交流活動基金	
	今後の基金の方向性について	【意見】
	基金運用収益の処理方法について	【意見】
13	庁舎建設整備基金	
	タイムリーな情報開示について	【意見】
14	減債基金	
	基金の設置目的と基金積立財源の関係性について	【意見】
	基金の残高規模について	【意見】
	今後の基金の方向性について	【意見】
	動物園通り産業団地開発事業貸付金の返済金額の考え方について	【意見】
	無利息貸付けの妥当性について	【意見】
	将来のリスクヘッジ策の検討について	【意見】

15	長寿社会生きがい基金	
	基金運用収益の処理方法について	【意見】
	基金構成財産について	【指摘】
	基金設置目的と基金充当事業の整合性について	【意見】
	敬老会事業収支計算書のチェックについて	【指摘】
	敬老会事業の方向性について	【意見】
	各種事業の財源の考え方について	【意見】
16	都市緑化基金	
	積立目標額の設定について	【意見】
	基金運用収益の処理方法について	【意見】
17	介護給付費準備基金	
	基金積立てのタイミングについて	【意見】
18	駅周辺土地地区画整理事業償還基金	
	基金廃止のタイミングについて	【指摘】
19	旭山動物園施設整備基金	
	積立目標額の設定について	【意見】
	運営費に対する基金充当について	【意見】
20	まちなか活性化事業基金	
	積立目標額の設定について	【意見】
	基金充当実績の積極的な公表について	【意見】
	基金運用収益の処理方法について	【意見】
21	文化芸術振興基金	
	ふるさと納税サイトの記載の見直しについて	【意見】
	基金運用収益の処理方法について	【意見】
22	環境基金	
	基金の残高について	【意見】
	基金の活用状況の開示について	【意見】
	基金運用収益の処理方法について	【意見】
23	河川環境整備基金	
	基金の有効活用と積立目標額の設定について	【意見】
	基金運用収益の処理方法について	【意見】
24	カムイスキーリンクス施設整備基金	
	計画的な基金の積立てについて	【意見】

25	21 世紀の森施設基金	
	積立目標額の設定について	【意見】
	基金運用収益の処理方法について	【意見】
26	産業振興基金	
	積立目標額の設定について	【意見】
	基金使途に関する記載の見直しについて	【意見】
	基金運用収益の処理方法について	【意見】
27	森林整備基金	
	計画の適時修正及び基金充当事業の適切な設定について	【意見】
	基金充当実績の公表について	【意見】

第9 監査の結果と意見（個別基金以外）

1. 全般的事項

（1）基金積立目標額の設定について【意見】

基金とは、特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために自治体が設置した財産であり、いわゆる自治体にとっての「貯金」と言える。そして前提として、基金を設置するには特定の目的が存在しなければならない。

今回、旭川市が設置している基金を監査したところ当然ではあるが、各基金には特定目的が存在していた。しかし、その特定目的を達成するために、具体的にどの程度の基金残高を目指すのか、いわゆる基金積立目標額を設定しているケースは少なく、あったとしてもその根拠が明確ではないケースが見受けられた。

現状において、基金の積立財源の一つとして、ふるさと納税などの寄附金が挙げられる。言い換えれば基金は寄附金の受け皿になっているとも言えるであろう。ただ寄附金はその金額を予測することが難しいため、基金の積立目標額を設定することも難しいという考え方が全庁的に存在しているように思われる。

基金の積立財源として、他にも各会計における決算剰余額がある。決算剰余額は決算が完了しなければ確定しないため、これも積立金額を予測することは難しいという考え方が存在している。

積立目標額が設定されていないため、基金によっては残高が潤沢に確保されていたり、逆に残高が減少傾向にあり、将来的な基金の枯渇が懸念されたりする。基金を充当する事業が見出せずに必要以上に残高が多くなったり、一般財源の確保が難しい場合に使い勝手の良い基金を充当するといった、短期的な視点からの基金管理は望ましい姿とは言えないであろう。

寄附金を基金として受け入れた場合に、当該年度にその全てを使い切る必要はない。すなわち一つの事業に関する支出に対して複数年度での活用が可能である。複数年度にわたって活用していくのであれば、どのような事業に基金を充当していくのか計画を立て、その計画を遂行するにはどの程度の基金残高を目指すのか、中長期的な視点から目標額を定めることが必要であろう。その目標額が基金の適正残高の目安にもなり、基金残高の妥当性の継続的な検討にも有益となるであろう。

前述したように現状において基金の積立財源は、ふるさと納税などの寄附金で構成されているケースが多い。寄附金額を予測することは難しく、目標どおりに積み立てられないこともあるであろう。その際には、積立目標額にどの程度足りないのか、市民に対して情報を公表することも必要ではなかろうか。その結果、場合によっては新たな寄附を募ることにつながるかもしれない。

基金の設置目的を達成するために目指すべき、積立目標額を設定することを検討していただきたい。

（２）基金運用収益の処理方法について【意見】

基金を運用した結果、獲得した果実たる運用収益は、事業への充実に活用できる貴重な財源となる。この運用収益の処理方法について確認したところ、各基金条例において、統一された規定とはなっていなかった。すなわち運用収益は、①基金に編入しなければならないと規定されているもの、②事業の費途に充てるほか、基金に編入するとされているもの、③直接事業の費途に充てるとされているものという３通りの処理方法が規定されていた。

運用収益の原資は基金であり、そこから獲得した運用収益は一旦基金に編入することを、全庁的に統一した処理方法として採用することが望ましいと考える。基金は当初設置した際の目的に沿って事業費に充当される必要があり、基金を運用した結果獲得した果実たる運用収益についても同様に考えるべきであろう。運用収益を一旦基金に編入した上で事業の費途に充てることとすれば、基金の設置目的に沿った事業費への充当であることが、より明確になると考える。

基金運用収益は一旦基金に編入することを、全庁的に統一した処理方法として整理することを検討していただきたい。

（３）基金廃止の際の情報共有について【指摘】

令和元年度をもって廃止された基金に「駅周辺土地地区画整理事業償還基金」があった。この廃止に当たって、全庁的にどのような情報共有が行われたのかについて関係部局の一つである会計課にヒアリングしたところ、特段の連絡はなかったとのことであった。基金を新たに設置する際には所管部局より運用起案が回付されるため設置の事実を知り得るが、廃止の際には特段起案は回付されないとのことである。また、今回廃止された基金は、既に基金残高がなかったことから、会計課としては特段気にしていなかったとのことである。基金廃止の際には、基金残高を有する状況であることが多く、今回のように基金残高がない状況での廃止はイレギュラーなケースかもしれない。

仮に基金を普通預金で運用しており残高を有する状況で基金廃止となった場合、会計課が廃止の事実を認識できなければ、その口座はそのまま休眠口座となってしまう、公金管理上、適切ではない。

基金廃止の際には、設置の場合と同様に起案を関係部局に回付するなどにより、全庁的に廃止の事実を周知することが必要である。

２．財政課

（１）繰替運用利率の設定における考え方について【意見】

繰替運用利率の設定に当たっては、短期プライムレートを考慮している。短期プライムレートとは、銀行が最優良の企業に貸し出す際の最優遇貸出金利（プライムレート）のうち、１年以内の短期貸出の金利のことである。これは以前、旭川市の資金調達において短期プラ

プライムレートによる借入れが多かったためであるが、近年はＴＩＢＯＲによる借入れが多くなってきている。ＴＩＢＯＲとは、東京における主要銀行間の取引金利のことである。

現在の金利水準は、短期プライムレートよりもＴＩＢＯＲの方が低い状況にある。

そこで繰替運用利率の設定に当たっては、短期プライムレートを考慮するよりもＴＩＢＯＲを考慮する方が適切であると考ええる。それが資金調達の現況、及び金利水準の現況から考えても適切であろう。

３．会計課

（１）基金の運用単位の集約について【意見】

基金の運用については会計課で行っている。会計課では基金ごとに定期預金等を設定して運用している。

基金ごとに対応する定期預金等を設定して運用することにより、基金とその運用方法である定期預金等との関係性が明確になるというメリットはある。しかし効率的な運用という観点から考えれば、運用期間が同一である複数の定期預金等を集約して運用することがあっても良いと考える。それにより運用元本の規模が大きくなり、運用収益の更なる獲得にもつながり、結果として基金残高を増やすことに貢献するであろう。集約して運用したとしても、帳簿上で各基金残高の管理ができれば十分である。集約して運用した結果獲得した運用収益については、各基金の運用元本の比で案分するという方法が考えられる。

また集約して運用することにより、会計課の運用業務が効率化されることも考えられる。

基金の運用単位について、基金ごとではなく、集約して行うことは検討に値するであろう。

４．税制課

（１）ふるさと納税における一般寄附の在り方について【意見】

令和２年１０月末現在、旭川市のふるさと納税の事業は１９件あり、他に寄附の用途を指定しない一般寄附が設けられている。うち一般寄附について見てみると、寄附件数は２６,７２３件（全体の５１.２％）、寄附金額は３４８,８４９,５００円（全体の５０.０％）といずれも約半分を占めていた。

ふるさと納税は、市が様々な事業を実施するに当たって、財源確保のためには欠かせない制度となっているのが現状であろう。所管部局が寄附者にとって分かりやすいＰＲタイトルを示し、各事業に多くの寄附が集まることを望んでいるのは理解できる。

しかし現状、ふるさと納税の受け皿となっている各基金残高を見てみると、比較的潤沢に残高を有している基金、一方で将来の枯渇が懸念される基金など、基金間の残高バランスが均衡していない。残高バランスが均衡していないことはそれ自体、問題があることではない。しかし、潤沢に残高を有しているものの有効活用できていないといったことや、基金の枯渇が懸念されるため十分な事業費を確保できず、必要な事業が実施できないといった事態は避けなければならない。

そこで、寄附の使途を指定しない一般寄附の割合を高めていく方策を検討することはあっても良いと考える。一般寄附は各基金に積み立てられずに一般財源として受け入れられることになる。一般財源として受け入れられれば、財源としての自由度が増し、枯渇が懸念される基金への一般財源による積立てが可能となる。すなわち、ふるさと納税の再配分が可能になるのではなかろうか。一般寄附はそもそも使途を指定しておらず、旭川を応援したいという寄附者の意向に基づく寄附なのであるから、そのような運用は問題ないと考える。

一方で一般寄附の割合を高める方策を実行した場合、寄附の使途が曖昧となることにより、かえってふるさと納税の寄附が減少してしまうおそれも考えられるが、PRの工夫や、使途に関する情報の公表の充実などにより回避することが可能ではなかろうか。

寄附の使途を指定しない一般寄附を多く募ることができるような方策を継続的に検討していただきたい。

(2) 基金の使途に関する情報の公表の充実について【指摘】

現状では基金の積立てにはふるさと納税が大きく貢献している。そのような状況で、ふるさと納税による寄附金の使途については、市のホームページにおいて掲載されているところである。そこには置かれている現状や、いただいた寄附金をどういう目的で使っているのかなど、定性的な情報が掲載されている。

一方、情報の公表としては実績を定量的な側面から公開することも重要であろう。実績の情報の公表の現状としては、返礼品に同封する冊子への掲載やフェイスブック等による外部への発信が行われている。

しかし、そのような情報の公表では不十分であろう。例えばある特定の事業に対して基金が充当された場合、そもそも事業費はいくらであったのか、そのうち基金をいくら充当したのかといった定量的な情報の公表も積極的に行うべきであろう。寄附者から見れば、自身の寄附がどのような事業に使われたのかだけではなく、いくら使われたのかまで知ることにより、寄附の活用がイメージでき、今後の寄附へのインセンティブの向上にもつながるのでなかろうか。

現状の情報の公表に定量的な要素の情報も加えるなど、より積極的な情報の公表の方法を検討すべきである。また、各基金の所管部局においても情報の公表の重要性を改めて認識し、積極的な情報の公表に努めるべきである。

第 10 監査の結果と意見（個別基金）

1. 国民健康保険事業準備基金

【基金概要】

基金の名称	国民健康保険事業準備基金
所管部局	福祉保険部 国民健康保険課 国保管理係
根拠法令等	旭川市国民健康保険事業準備基金条例
設置年月日	昭和 39 年 4 月 1 日
設置目的	国民健康保険事業の健全な運営を確保するため。
これまでの経緯 (統合や分割等)	—
予算計上会計	国民健康保険事業特別会計
積立財源	決算剰余金及び運用益
積立目標額（単位：円）	—
基金の積立方針	条例の規定に基づき決算剰余金の全額を積み立てる。
基金の取崩方針	設置目的を達成するため取り崩す。
基金が充当される事業 の概要	国や北海道からの交付金等の精算に伴う償還金や国民健康保険料の還付金・還付加算金及び負担軽減や激変緩和措置等の財源となる。
所管部局が考える当基金の課題	上記事業に当該基金を充てているが、持続可能となるような運用等について課題がある。
今後の見通しとその理由	—

【過去 5 年間の基金残高状況】

（単位：円）

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	463,888,916	0	310,697,851	599,013,866	622,877,873
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	463,888,916	0	310,697,851	599,013,866	622,877,873

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	806,768,725	463,888,916	0	310,697,851	599,013,866
増加					
積立	681,467,573	47,692,270	539,456,364	910,752,541	179,744,713
運用利息	732,845	111,826	40,348	325,163	326,043
繰替運用	1,060,153	496,735	0	516,133	905,041
その他	0	0	0	0	0
増加計	683,260,571	48,300,831	539,496,712	911,593,837	180,975,797
減少					
事業費充当	1,026,140,380	512,189,747	228,798,861	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	1,026,140,380	512,189,747	228,798,861	0	0
3 月末残高	463,888,916	0	310,697,851	1,222,291,688	779,989,663
出納整理期間中					
増加	0	0	0	0	0
減少	0	0	0	623,277,822	157,111,790
出納整理期間後残高	463,888,916	0	310,697,851	599,013,866	622,877,873

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	当初予算額	充当額
交付金等の償還金財源	50,150,000	1,964,370
保険料還付金・還付加算金の財源	20,750,000	14,040,947
保険料負担軽減の財源	100,000,000	100,000,000
激変緩和措置財源	39,103,000	41,106,473

※ 上記表では、当初予算額と充当額（実績）を記載した。

※ 充当額（実績）は全て、出納整理期間中に減少（充当）したものである。

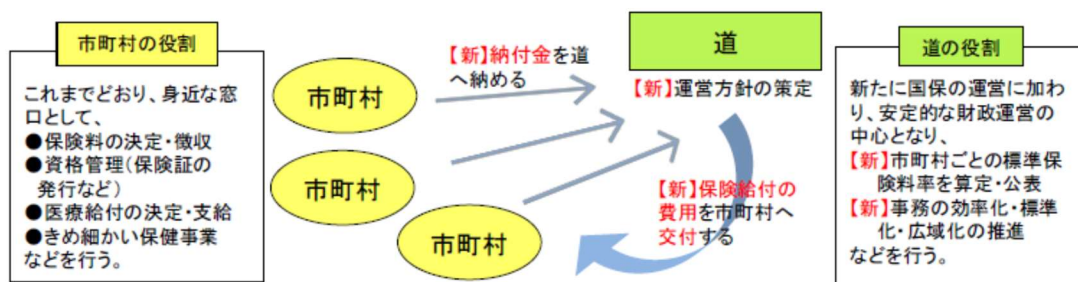
【概要補足等】

(1) 国民健康保険制度の概要について

国民健康保険制度は、原則として被用者保険等の適用者以外の国民全てを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするものである。

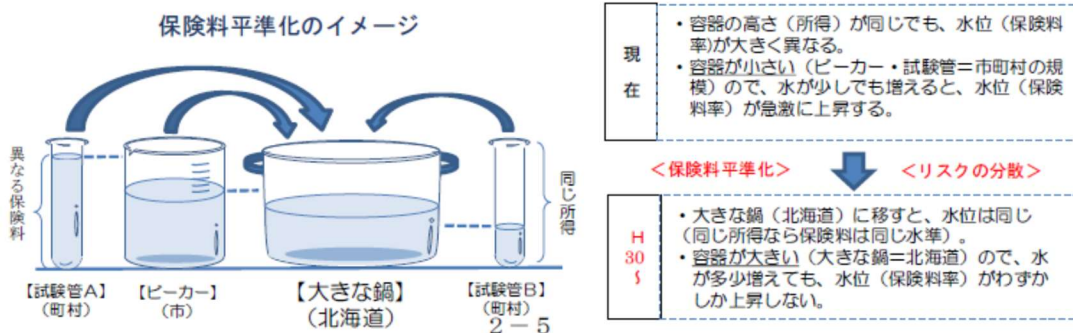
新しい国民健康保険制度が平成 30 年 4 月から始まった。新しい制度の目的は、市町村で大きな差がある保険料を平準化し、全道で公平な負担に近づけていくこと、市町村が抱える医療費増加リスクを全道で分散させていくことである。具体的には、道が新たに国保の運営に加わり、安定的な財政運営の中心的役割を担う。市町村はこれまでどおり、身近な窓口としての役割を果たす。

【市町村と道の新たな役割分担】



【新たな国保制度の目的】

- 市町村で大きな差がある保険料を平準化し、全道で公平な負担に近づけていく。
- 市町村が抱える医療費増加リスクを、全道で分散させていく。



(2) 旭川市国民健康保険事業特別会計の歳入歳出推移

旭川市では国民健康保険事業は特別会計を設けて、歳入と歳出を一般会計と区分して経理することにより、事業や資金運用の状況を明確化している。過去 5 年間の特別会計の歳入歳出状況は以下のとおりである。

＜歳入＞ 千円未満四捨五入

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
国民健康保険料	6,088,299	6,168,497	5,852,504	5,475,624	5,331,455
国庫支出金	10,011,003	9,954,891	9,805,052	46	143
療養給付費等交付金	1,315,478	929,845	473,873	—	—
前期高齢者交付金	10,787,478	10,219,921	11,331,269	—	—
道支出金	1,973,149	2,071,885	1,914,638	26,827,163	26,633,679
共同事業交付金	10,498,818	10,311,658	9,782,345	—	—
財産収入	1,793	609	40	841	1,231
繰入金	5,349,860	4,837,904	4,411,554	4,265,116	3,695,466
諸収入	88,884	95,820	121,494	100,318	85,488
歳入合計	46,114,762	44,591,029	43,692,769	36,669,108	35,747,461

歳入項目のうち、「国庫支出金」「療養給付費等交付金」「前期高齢者交付金」「共同事業交付金」は、国民健康保険制度の都道府県単位化に伴い、北海道の歳入となったこと等の理由から、平成 30 年度より発生していない。

＜歳出＞ 千円未満四捨五入

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総務費	579,324	597,646	584,955	569,972	538,335
保険給付費	28,466,271	27,211,117	26,436,169	26,465,356	26,215,540
後期高齢者支援金等	4,592,465	4,282,045	4,137,872	—	—
前期高齢者納付金等	3,081	3,045	15,439	—	—
老人保健拠出金	183	144	92	—	—
国民健康保険事業費納付金	—	—	—	8,662,835	8,570,956
介護納付金	1,569,609	1,490,970	1,513,550	—	—
共同事業拠出金	10,345,186	10,144,544	9,678,495	7	7
財政安定化基金拠出金	—	—	—	—	—
保健事業費	165,066	151,920	170,294	195,066	180,709
基金積立金	1,793	609	40	841	1,231
諸支出金	344,090	169,533	245,111	595,287	16,005
予備費	—	—	—	—	—
歳出合計	46,067,069	44,051,573	42,782,017	36,489,363	35,522,783

歳出項目のうち、「後期高齢者支援金等」「前期高齢者納付金等」「介護納付金」は、国民健康保険制度の都道府県単位化に伴い、北海道が支出することとなったため、平成 30 年度

より発生していない。また「老人保健拠出金」は老人保健制度の平成 20 年度廃止に伴う社会保険診療報酬支払基金の関係業務が平成 29 年度で終了したため廃止となった。

(単位：千円)

差引	47,693	539,456	910,753	179,745	224,678
----	--------	---------	---------	---------	---------

(3) 当基金の概要について

当基金は、国民健康保険事業の健全な運営を確保するために設定されたものである。積立については当基金条例第 2 条及び第 4 条に以下のように規定されている。

第 2 条 国民健康保険事業特別会計に剰余金を生じたときは、全額これを基金として積み立てるものとする。ただし、特に必要がある場合はこの限りでない。

第 4 条 基金の運用から生ずる利益は、国民健康保険事業特別会計予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

この条例第 2 条は地方自治法第 233 条の 2 ただし書の規定に基づいて定められている。

第 233 条の 2 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、又は普通地方公共団体の議会の議決により、剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。

剰余金の処分方法については、地方自治法第 233 条の 2 の規定により、決算上剰余金を生じたときは翌年度において「繰越金」として歳入に編入することとなっているが、旭川市においては国民健康保険事業特別会計において、事業の健全な運営を確保するため、剰余金等を全額基金に積み立てている。

取崩しは、国民健康保険事業の健全な運営を確保するために行い、国や北海道からの交付金等の精算に伴う償還金や国民健康保険料還付金・還付加算金、予期し得ない急激な社会経済情勢の変化による保険料の不足に対する補填や、急激な保険料の増加に対する被保険者の負担緩和などの事業に充てている。

(4) 基金充当事業の内容について

令和元年度において、4 つの事業に基金が充当されている。各事業の内容は以下のとおりである。

① 交付金等の償還金財源（1,964,370 円）

償還金は前年度に国や北海道から概算交付された交付金等が精算された結果生じる返還金である。平成 30 年度は 579,174 千円の償還金が発生したが、これは平成 29 年度に国や北海道から概算交付された交付金等の返還金が多額に発生したことによる。令和元年度は、平成 30 年度から国保の財政運営を都道府県が行うことになったことに伴い、一部の交付金が直接北海道に支払われ、市への交付金が廃止されたことなどにより返還金が発生しなくなったため、大きく減少した。

② 保険料還付金・還付加算金の財源（14,040,947 円）

保険料還付金・還付加算金は、被保険者が過年度に遡って資格を喪失したり、前年度以前に保険料を誤って納めたため発生した還付金及び還付加算金について、過去に収納した保険料を原資とする基金から充当するものである。平成 30 年度までは財源を保険料としていたが、令和元年度から財源を基金とした。

③ 保険料負担軽減の財源（100,000,000 円）

保険料負担軽減は、急激な保険料の増加に対する被保険者の負担を緩和するため基金を充当するものである。平成 30 年度は前年度と比して保険料が下がったが、令和元年度は前年度と比して保険料が急激に上昇したため、被保険者の負担軽減を図った。

④ 激変緩和措置財源（41,106,473 円）

激変緩和措置には以下の 3 つがある。

- a) 18 歳未満減免～18 歳未満の子どもがいる子育て世帯に対して支援するもので、18 歳未満の被保険者にかかる均等割を 3 割減免する。
- b) 市独自 1 割軽減～低所得世帯に対する市独自の軽減策で、基準に該当する世帯の均等割及び平等割を 1 割軽減する。
- c) 7 割・5 割軽減者 5 百円減免～低所得世帯（7 割軽減・5 割軽減世帯）について、被保険者 1 人につき 5 百円を減免する。

（５）当基金が抱える課題

【基金概要】に記載したとおり、所管部局は、持続可能な運用について課題を認識している。これは近年、高度医療の進展及び高額医薬品の保険適用等により一人当たりの医療費が増加していることに伴い、保険料負担の増加も避けられない状況となっているため、基金の活用により急激に保険料が増加しないよう負担緩和を講じているが、その原資となる基金の枯渇が懸念されているためである。

この課題に対して現在、健康づくりや重症化予防の取組や成果に基づき国から交付される交付金を活用するとともに、医療費の増加抑制に取り組んでいるというのが所管部局の回答である。

監査結果と意見

(1) 基金残高の継続的な検証と市民への情報提供の継続について【意見】

当基金は前述のとおり、特別会計に剰余金や運用益が生じたときにその全額を積み立てることになっている。直近5年間で見れば剰余金の額に変動はあるものの、毎年度積立てが行われている。また取崩しについても、条例の目的に沿って行われており、基金の必要性については十分に認められるところである。

しかし、残高の水準については継続して検証していくことが必要であると考え。旭川市の国民健康保険は、年金を受給している高齢者の加入が多いことから被保険者の所得が低く、医療費が高いという構造的な問題により、これまで一般会計及び基金からの繰入金により保険料の負担軽減を図ってきた。その後平成30年度には制度改正があり、北海道が財政運営の責任主体となり、市町村はこれまでどおり保険料の徴収を行い、納付金として北海道に納めることとなった。また、市町村間の被保険者の所得や医療費の違いによる保険料格差が一定程度平準化されたことから、以前と比較すると一般会計及び基金からの繰入れの必要性が減少した。

そこで今後も国民健康保険事業の健全な運営を確保するためには、保険料率の改定や保険料などの歳入不足が生じた場合、及び、今後新制度が与える影響などを考慮した上で、それらに対応できるだけの基金残高を有しているのか、継続して検証していただきたい。

また、旭川市では毎年度、「旭川市の国保」を作成し発行している。この中では被保険者数や医療費及び国民健康保険に係る財政の現状などが説明されている。このような情報提供を継続し、国民健康保険事業の実態を市民に周知することを継続していただきたい。

2. 育英事業基金

【基金概要】

基金の名称	育英事業基金
所管部局	子育て支援部 子育て助成課
根拠法令等	旭川市育英事業基金条例
設置年月日	昭和 39 年 4 月 1 日
設置目的	学生、生徒の就学助成に必要な経費の財源に充てるため。
これまでの経緯 (統合や分割等)	—
予算計上会計	育英事業特別会計
積立財源	決算剰余金、寄附金
積立目標額 (単位: 円)	—
基金の積立方針	積立の原資は寄附金収入と剰余金のみとしている。
基金の取崩方針	育英事業特別会計において事業費に充てる場合のみ取崩すこととしている。
基金が充当される事業 の概要	事業名: 育英資金貸付金及び入学仕度金貸付金貸付事業 事業概要: 能力があるにもかかわらず、経済的な理由により就学が困難な者に対し、市民に等しくその能力に応ずる教育を受ける機会を与えることを目的として、その修学に必要な資金の一部を貸与する。
所管部局が考える当基金 の課題	寄附収入が好調であり、想定よりも基金積立額が増加しているため、新たな事業に活用する必要性があると思われる。
今後の見通しとその理由	令和 2 年度より開始の給付型奨学金制度により、今後は基金を取崩していく予定である。

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位: 円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	386, 012, 184	411, 227, 184	452, 134, 979	510, 024, 979	666, 360, 047
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	386, 012, 184	411, 227, 184	452, 134, 979	510, 024, 979	666, 360, 047

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	364,813,400	386,012,184	411,227,184	452,134,979	510,024,979
増加					
積立	7,397,784	14,419,500	19,528,000	36,773,000	143,595,068
運用利息	0	0	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
増加計	7,397,784	14,419,500	19,528,000	36,773,000	143,595,068
減少					
事業費充当	0	0	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	0	0	0	0	0
3 月末残高	372,211,184	400,431,684	430,755,184	488,907,979	653,620,047
出納整理期間中					
増加	13,801,000	10,795,500	21,379,795	21,117,000	20,987,000
減少	0	0	0	0	8,247,000
出納整理期間後残高	386,012,184	411,227,184	452,134,979	510,024,979	666,360,047

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
育英資金貸付金及び入学仕度金貸付金	67,912,092	8,247,000

【概要補足等】

(1) 基金の設置経緯について

当基金が設置されたのは、昭和 39 年である。平成 29 年度の条例改正まで処分に関する条項はなく、基金の処分は予定されていなかった。

基金の目的である『学生、生徒の就学助成に必要な経費の財源に充てる』ための支出は、育英事業特別会計における歳出に計上されており、支出の財源として基金を活用することは想定されていなかった。

その当時は、貸付制度のみが運用されており、貸付金の返済金、寄附金及び基金の運用利息による収入で、貸付けによる支出が賄われており、剰余金を基金に積み立てている状況であった。

その後、返済不要の給付型奨学金制度を創設したことにより、基金の取崩しが想定されることとなり、条例を改正し、処分に関する項目を追加している。

(2) 入学仕度金及び奨学金貸付制度の概要

育英事業特別会計で行われている入学仕度金及び奨学金貸付制度の概要は下表のとおりである。

	入学仕度金貸付制度	奨学金貸付制度																		
応募資格等	次の条件を満たす保護者の方 ・旭川市に住所がある ・子どもが高校・専門学校・大学等に入学予定 ・入学に必要な資金の調達が困難 ・他の同種の仕度金制度を利用しない	次の条件を満たす方 ・保護者の住所が旭川市である ・修学に必要な資金の調達が困難である ・品行方正である ・他の同種の奨学金制度を利用しない																		
貸付額（無利子）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>国公立</th><th>私立</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校等 (※①)</td><td>100,000 円</td><td>300,000 円以内</td></tr> <tr> <td>大学等 (※②)</td><td colspan="2">500,000 円以内</td></tr> </tbody> </table> ※①：高校、高等専門学校 高等専修学校（准看・中卒）等 ※②：大学、短大 専門学校（修業年限2年以上） 高等専修学校（准看・高卒）等 ※：大学院、通信制学校、1年制の専門学校等は対象になりません。 ※：10万円単位で貸付額をお選びいただけます。	区分	国公立	私立	高校等 (※①)	100,000 円	300,000 円以内	大学等 (※②)	500,000 円以内		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>国公立</th><th>私立</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校等 (※①)</td><td>月額 7,000 円</td><td>月額 11,000 円</td></tr> <tr> <td>大学等 (※②)</td><td>月額 24,000 円</td><td>月額 33,000 円</td></tr> </tbody> </table> ※①：高校、高等専門学校 高等専修学校（准看・中卒）等 ※②：大学、短大 専門学校（修業年限2年以上） 高専（4～5年生） 高等専修学校（准看・高卒）等 ※：大学院、通信制学校、1年制の専門学校等は対象になりません。	区分	国公立	私立	高校等 (※①)	月額 7,000 円	月額 11,000 円	大学等 (※②)	月額 24,000 円	月額 33,000 円
区分	国公立	私立																		
高校等 (※①)	100,000 円	300,000 円以内																		
大学等 (※②)	500,000 円以内																			
区分	国公立	私立																		
高校等 (※①)	月額 7,000 円	月額 11,000 円																		
大学等 (※②)	月額 24,000 円	月額 33,000 円																		
交付について	合格決定後、合格通知書の写しや借用証書等の必要書類を提出いただいた後、約3週間で申請者（保護者）の口座へ入金。	6か月分を年2回に分けて、申請者（奨学生）の口座へ入金。 貸付時期： 高校等：5月連休明け及び9月上旬 大学等：4月下旬又は5月連休明け及び9月上旬																		

	入学仕度金貸付制度	奨学金貸付制度
返還	入学した年度の 1 月から、貸付額に応じた返還期間内で返還。月賦などの分割払が可能。	卒業の翌年の 4 月から 10 年以内で返還。月賦などの分割払が可能。
	貸付額	
	100,000 円	
	200,000 円	
	300,000 円	
	400,000 円	
	500,000 円	
	最長返還期間（回数）	
	5 年（60 回）	
	6 年（72 回）	
	6 年（72 回）	
	7 回（84 回）	
	8 年（96 回）	

監査結果と意見

（１）基金の活用について【意見】

① 給付型奨学金制度について

基金残高が増加しているため、基金を活用するべく令和 2 年度から返済の必要ない給付型奨学金制度を開始している。給付型奨学金制度の導入に当たって、今後 20 年間は制度を存続させられるように給付金額や対象者を設定している。令和 2 年度における募集要項は次のとおりである（一部抜粋）。

令和２年度 給付型奨学金募集要項

1 応募資格等

(1) 対象学年

令和２年度に入学した、旭川市内及び近隣８町（※）に所在する高校等の１年生
（定時制及び通信制課程を含む）

※上川郡鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町

※通信制高校については、所在地を問わない（全国どこ通信制高校でも可）。

(2) 支給対象者

生徒等の生計を維持している保護者等

(3) 支給要件（市道民税所得割額が非課税の方は対象となりません。）

次の全てを満たしていること

①保護者等の令和２年度の道府県民税及び市町村民税の所得割額（税額控除前）の合計が
100円以上85,500円未満の世帯であること

※保護者が２名いる場合は、合算すること

②令和２年７月１日を基準日として、次の要件を満たすこと

ア 生徒等は、令和２年１月１日において、本市に住所を有していること

イ 保護者等は、令和２年１月１日から基準日までの間、継続して本市に住所を有して
いること

ウ 保護者等は、生活保護上の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していないこと

エ 保護者等は、旭川市奨学金・入学仕度金の返還に滞納がないこと

※滞納がある場合は、申請日までに解消されていること

③保護者等は、本市の市税に滞納がないこと

※滞納がある場合は、申請日までに解消されていること

2 支給金額

国公立	60,000円
私立	70,000円
通信制課程	30,000円

} 定時制課程を含む

※一括で指定口座へ振り込みます

3 受付期間

令和２年８月３日（月） ～ 令和２年９月１８日（金）

受付時間：午前８時４５分 ～ 午後５時１５分

当給付型奨学金の対象となる世帯は、住民税課税世帯である。住民税非課税世帯は、国や北海道の制度で授業料相当額は補填されていることから、対象外となっている。

旭川市では、過去のデータから、対象となる世帯を最大４００件程度と試算し、それを基に最低２０年間は制度を維持できるように奨学金額を算定した。

実際には、令和２年度の当奨学金の申請は、世帯数１５２件、奨学金額９５５万円となっている。

当初の想定（ただし、最大としたため多めの想定ではある）の４００件に比べると、かなり少ない件数にとどまっている。

このように少ない件数となった原因は、開始初年度で認知度を高めることができず、申請につながらなかったことが挙げられる。

旭川市では、当給付型奨学金制度を周知するために、対象の生徒に案内のプリントを配布したものの、そもそも保護者に見せていない、また、見せていたとしても、このような奨学金は対象となる世帯が『住民税非課税世帯』であることが多く、課税世帯であれば対象外であると思い込み、保護者がプリントの内容にまで目を通していないことなどが考えられる。

来年度以降は、対象者への周知方法を改善すべく、SNSの活用、プリントの配布方法、学校から保護者に直接メールを送信してもらう等々の方法を検討中である。

また、当奨学金の対象者や支給金額の見直しも検討すべきであるが、これについては数年事業を継続し、すう勢を見極めて改正につなげる予定とのことである。

制度運用初年度であるため、想定どおりとならないことは致し方ないが、想定との乖離が大きすぎるため、次年度以降は、周知方法の改善と申請方法に見直しが必要ないかなども検討すべきと思われる。

また、支給時期については、保護者の立場からは、入学準備で一番出費の重なる入学前後に支給されることが望ましいと思われる。しかし、北海道で実施している『奨学のための給付金』制度が、住民税非課税世帯を対象としており、旭川市では、北海道の給付金対象とならない住民税課税世帯（一定の要件あり）を対象としている制度設計上、その年度の税額が決定する6月中旬過ぎ以降の申込み時期となるため、給付時期を現在の11月から大幅に早めることは困難とのことである。

② 貸付型奨学金制度について

現在、高校生と大学生を対象として、貸付型の奨学金制度と入学仕度金制度がある。

制度開始から適宜見直しが行われている。下図は平成になってからの見直しの経緯である。

旭川市奨学金貸付の改定経過

区分 改定年度	貸 付 金 額 (月 額)				備 考
	高 等 学 校		大 学		
	国 公 立	私 立	国 公 立	私 立	
平成元年度	7,500	15,000	20,000	25,000	
平成5年度	7,500	15,000	20,000	25,000	専修学校【准看】 専門学校追加
平成8年度	8,200	16,500	22,000	30,000	
平成11年度	9,000	18,000	24,000	33,000	
平成27年度	7,000	11,000	24,000	33,000	高校(公・私)改定

旭川市入学仕度金貸付の改定経過

改定年度	区 分		大 学	専門学校		備 考
	国 公 立	私 立		高等	専門	
平成9年度	50,000	100,000	200,000			高校を国公立と私立に区分
平成26年度 (平成27年度 入学者から)	100,000	200,000	300,000			全区分改定
令和元年度 (令和2年度 入学者から)	100,000	100,000	300,000	200,000	300,000	貸付金額を選択できる よう改正。専門学校 を別区分に。
		200,000	400,000		400,000	
		300,000	500,000		500,000	

・平成9年度から大学入学仕度金の貸付対象を旭川市外に所在する大学にも拡大した。

奨学金貸付制度では、直近の改定（平成27年度）で貸付金額が下がっているが、国や北海道の公的支援制度なども鑑み、適正な金額となるように調整したものである。

また、入学仕度金貸付制度では、令和元年度に私立高等学校等、大学及び専門学校において、貸付金額を選択できるように改定されている。

奨学金貸付制度における、新規の貸付件数はここ数年大きな変動はない。

一方、入学仕度金貸付制度においては、貸付金額を選択できるようになった令和元年度に貸付件数が大きく増加しており、また貸付金額も選択できるようになったこともあり、貸付額が大きく増加している。

入学仕度金制度の令和元年度における貸付実績は以下のようになっている。

区分		貸付金（円）	件数	金額（円）
高校等	国公立	100,000	27	2,700,000
	私立	100,000	0	0
		200,000	2	400,000
		300,000	38	11,400,000
大学、短大、 高専（4～5年生）		300,000	1	300,000
		400,000	0	0
		500,000	22	11,000,000
専門学校	高等専修学校	200,000	0	0
	専門学校	300,000	0	0
		400,000	0	0
		500,000	11	5,500,000

新しく貸付額を増加した区分（私立高等学校、大学、専門学校）において、貸付額の最も大きい貸付けが大部分を占めている。それまであった貸付区分での貸付けはほとんどなくなっている。

もちろん、奨学金は無利子であるから、できるだけ多めに借りておこうという気持ちも働くとは思われるが、進学に際して、それまでの貸付額では足りず、より多くの奨学金を必要としていると見ることもできる。

③ 今後の基金の活用について

給付型奨学金制度は運用が開始されたばかりであるため、方向性を結論付けるのは早急であるが、当初の想定に対する実際の申請の少なさから、認知度や制度設計に課題があると考えられる。

また、貸付型奨学金制度においても、これまでも度々改定されているが、今後も子どもたちの進学のためにより役立つような制度となるよう必要な改定を続けるべきである。

育英事業基金は、令和元年度末において残高が 666 百万円と旭川市の基金の中でも残高の大きな基金の一つである。

その基金が、これまで全く使用されておらず、ただ残高が増加していくばかりであった。

ふるさと納税の寄附者にとっても、残高が増えるばかりの現状は寄附した意図に沿ったものとは言い難いのではないだろうか。

当基金は、ふるさと納税において、「旭山動物園施設整備基金」に次いで、寄附額が 2 番目に多くなっている。

それだけ、寄附者の関心が寄せられている基金であり、その基金を有効活用する責務がある。

今後は、基金の有効な活用について、深度ある議論を重ね、適正な方向性を導き出すことが必要である。

(2) 基金運用収益の処理方法について【意見】

当基金条例では、基金運用収益の処理について、「基金から生ずる収益は育英事業特別会計予算に計上して、育英資金の費途に充てるものとする。」とされており、運用収益を事業費へ直接充当することができる規定となっている。実際にも、条例に従い事業費への直接充当が行われていた。

しかし運用収益の原資は基金であり、そこから獲得した運用収益は一旦基金に編入するべきであると考え。基金は当初設置した際の目的に沿って事業費に充当される必要があり、基金を運用した結果獲得した果実たる運用収益についても同様に考えるべきであろう。運用収益を一旦基金に編入した上で事業の費途に充てることとすれば、基金の設置目的に沿った事業費への充当であることがより明確になると考えられるし、基金が増加することによりどれほどの運用成果があったのか、明確になるであろう。

運用収益は一旦基金に編入した上で、事業費に充当するべきである。

3. 社会福祉事業基金

【基金概要】

基金の名称	社会福祉事業基金
所管部局	福祉保険部 福祉保険課 福祉保険係
根拠法令等	旭川市社会福祉事業基金条例
設置年月日	昭和 43 年 4 月 1 日
設置目的	社会福祉事業の実施に必要な経費の財源に充てるため基金を設置
これまでの経緯 (統合や分割等)	—
予算計上会計	一般会計
積立財源	寄附金
積立目標額 (単位: 円)	—
基金の積立方針	基金の運用を切り替えるタイミングで、積立可能な寄附金を全額積み立てる。
基金の取崩方針	社会福祉事業に必要な経費の財源に充てるため、基金の一部を取り崩す。
基金が充当される事業 の概要	(1) 旭川市社会福祉事業振興補助事業 社会福祉事業及びそれに準ずる事業を行う法人等に対して施設及び設備の設置、改修並びに修繕等に要する経費を助成する。 (2) 無料低額診療事業調剤処方費用助成事業 無料低額診療事業の利用者に対して、減免の対象とならない調剤処方費の全部又は一部を助成する。 (3) 社会福祉行政費 (旭川市民生委員児童委員連絡協議会運営費補助金分) 旭川市民生委員児童委員連絡協議会の運営費に対して補助金を交付する。
所管部局が考える当基金の課題	当該基金は社会福祉増進に役立てて欲しいとの意向による寄附金によって成り立っているため、今後も寄附者の意向に沿った基金の活用を考えていかなければならない。
今後の見通しとその理由	—

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位: 円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	373, 019, 963	372, 700, 127	373, 058, 423	391, 132, 580	434, 393, 098
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	373, 019, 963	372, 700, 127	373, 058, 423	391, 132, 580	434, 393, 098

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	372,166,772	373,019,963	372,700,127	373,058,423	391,132,580
増加					
積立	2,929,838	2,809,176	3,706,100	19,177,813	46,015,947
運用利息	0	0	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
増加計	2,929,838	2,809,176	3,706,100	19,177,813	46,015,947
減少					
事業費充当	0	0	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	0	0	0	0	0
3 月末残高	375,096,610	375,829,139	376,406,227	392,236,236	437,148,527
出納整理期間中					
増加	117,000	0	55,000	1,225,000	4,322,200
減少	2,193,647	3,129,012	3,402,804	2,328,656	7,077,629
出納整理期間後残高	373,019,963	372,700,127	373,058,423	391,132,580	434,393,098

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
旭川市社会福祉事業振興補助事業	360,828	0
無料低額診療事業調剤処方費用助成事業	2,599,095	2,597,629
社会福祉行政費（※）	124,114,415	4,480,000

（※）社会福祉行政費については、旭川市民生委員児童委員連絡協議会運営費補助金に対して基金を充当している。当補助金の交付額は 5,600,000 円である。

【概要補足等】

（１）当基金の設置経緯について

当基金は昭和 42 年度に社会福祉事業に役立ててほしいという意向による寄附金を受領したことにより、昭和 43 年度に設置されたものである。

（２）基金充当事業について

令和元年度における基金充当事業は、次の３つである。

① 社会福祉事業振興補助事業

当基金の一部及び当基金から生じる利子を、社会福祉法第 2 条に定める社会福祉事業及びそれに準ずる事業を行う者に助成することにより、社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

令和元年度は、当基金の運用収益で事業費を賄うことができたため、事業の財源とするための基金取崩しは行わず、運用収益を直接事業費に充当している。

② 無料低額診療事業調剤処方費用助成事業

社会福祉法第 2 条第 3 項第 9 号に規定する無料低額診療の利用者に対し、減免の対象とならない調剤処方費用（薬代）の全部又は一部を助成することにより、適切な治療を受けることができるようにし、生活困窮者の生活の安定等に資することを目的とし、また生活困窮者に医療を確保するという効果を期待している。

③ 社会福祉行政費（旭川市民生委員児童委員連絡協議会運営費補助金）

民生委員関係業務、戦没者遺族・帰国者援護業務などを実施するとともに、地域福祉計画の推進や福祉団体への補助金交付などにより、地域の人が安心して暮らせる地域社会の実現や社会福祉関係団体の活動推進を図ることを目的としている。

令和元年度から旭川市民生委員児童委員連絡協議会の運営費に対する補助金の財源とするため、当基金を充当している。

（３）無料低額診療事業調剤処方費用助成事業について

この助成事業の対象となり得るのは、無料低額診療を利用した者に限定され、旭川市内では２つの医療機関でのみ実施している。

無料低額診療とは、経済的な理由により医療費の支払が困難である方の身体状態や生活状況を把握し、必要と認められた場合に病院を受診したときの自己負担金又は一部負担金について減額又は免除するものである。

当助成事業に基づき申請する方法としては、次の２つの方法が設けられている。なお、平成 25 年度の事業開始当初は償還払のみであったが、平成 26 年度より受領委任払を開始した。

a) 償還払

調剤処方費用を一度薬局に支払った後、市から助成金を受け取る方法である。

b) 受領委任払

あらかじめ登録された薬局を利用することで、市から助成される金額を支払わず、薬局に助成金の受取を委任する方法である。登録薬局は、診療月ごとに取りまとめ、翌月 10 日までに市に無料低額診療事業調剤処方費用助成申請書を提出する。

上記 a) の償還払の場合は、申請時に指定した預金口座に助成金が振り込まれ、b) 受領委任払の場合は登録薬局に助成金が振り込まれる。登録薬局とは、受領委任払を取り扱うことを登録している薬局のことである。

当助成事業の直近 5 年間の申請者数及び申請件数は、次のとおりである。

年度	申請者数	申請件数
平成 27 年度	データなし	204 件
平成 28 年度	データなし	463 件
平成 29 年度	185 人	597 件
平成 30 年度	208 人	620 件
令和元年度	187 人	748 件

申請者数はほぼ横ばいであるが、申請件数は増加傾向である。これは一人の申請者が複数回の申請を行っているためであると考えられる。加えて旭川市のホームページでの制度周知や無料低額診療実施病院でのパンフレット配布等を行った結果であろうとも考えられる。

令和元年度において、登録薬局のうち申請があったのはほぼ特定の薬局のみであった。これは、当該薬局が無料低額診療事業を行っている医療機関の近隣に所在しているからである。

監査結果と意見

(1) 基金の有効活用について【意見】

当基金の直近 5 年間の残高推移は前述したとおりであるが、近年はふるさと納税による寄附が多いことが残高増加要因となっている。一方で基金充当額の推移を見ると、令和元年度はそれまでの年度よりは増加したものの、基金残高の規模から判断すると十分に活用できているとはいえない。

この点、令和 2 年度においては既存の 3 つの事業のほかに新たに、「介護人材確保支援費」「社会福祉行政費（旭川市民生委員児童委員協議会活動推進費）」「地域で支える成年後見推進事業費」への充当を予定している。

当基金の設置目的は「社会福祉事業に必要な経費の財源に充てるため」とされている。その対象となり得る事業は広範囲に及ぶ。当基金の設置目的に沿いながら充当事業を増やすなど、今後さらに、基金を積極的に有効活用していく必要がある。

(2) 充当事業と公開されている基金使途との整合性について【指摘】

旭川市のホームページにおいて、当基金のPRタイトルは次のように記載されている。

『お年寄り、障がいのある方、子どもの安心・安全な暮らしのためにご支援をお願いします』

また当基金の使途は次のように記載されている。

『皆様からいただいた寄附金は、社会福祉施設の改修・修繕等、民生委員・児童委員の円滑な活動を支援するための経費、介護・福祉人材の確保に向けた労働環境改善等の取組に関する経費に活用させていただきます。』

令和元年度における当基金の充当事業のうち「無料低額診療事業調剤処方費用助成事業」は、上記の使途とは整合していないであろう。寄附金を募る以上、その使途について誤解を招く可能性がある記載は避けるべきである。

公開されている基金使途を、現状に即した記載内容に見直す必要がある。

(3) 基金運用収益の処理方法について【意見】

当基金条例第4条において、運用収益の処理として次のように規定されている。

基金から生ずる収益は、社会福祉事業の費途に充てるものとする。

これは運用収益を基金に積み立てることなく、直接事業費に充当できることを意味している。しかし運用収益の原資はあくまでも基金である。その基金から獲得した運用収益は一旦基金に積み立てた後、基金目的に沿った事業費に充当することが必要であろう。

運用収益は一旦基金に積み立てた上で、事業費に充当すべきである。

(4) 無料低額診療事業調剤処方費用助成事業における助成金返還対象者のチェック体制について【意見】

当助成事業では、調剤処方費用のうち、他の公的な制度により給付又は助成を受けることができる費用は助成対象にならない。その分の費用を除いた自己負担分が助成対象になる。もしも市から助成された後に、他の公的な制度により給付又は助成された場合はその費用を返還する必要がある。

この返還対象者の有無をどのように把握しているのかについて所管部局に確認したところ、申請書の受理時において、申請書の記載内容に疑わしい箇所はないか全件チェックしてい

るほか、主に生活保護による医療扶助との重複支給が想定されるため、申請者が被保護者か否かをチェックすることにより、その把握に努めているとのことである。

このチェック作業についてチェックリスト等の有無を確認したところ、「支給事務手順書」が作成されていた。これは申請書の受理から支出命令書の作成に至るまでの一連の業務手順が明らかにされているものであり、チェックリストとしての意味合いは小さい。

当助成金と他の給付金等との重複支給は避けなければならないのは当然である。そこで「支給事務手順書」の内容を適宜見直し、正式なチェックリストとして整備し、返還対象者の把握漏れがないことを担保することが必要であると考ええる。その際、複数によるチェックリストのダブルチェックを行うと、より実効性が高まるであろう。

（５）助成金申請方法について【意見】

前述のとおり、当助成金の申請方法には「償還払」と「受領委任払」の方法が設けられている。しかし令和元年度において「償還払」で申請されたケースはなかった。市民サービスとして、助成金申請方法の選択肢を残しておきたいという趣旨で２つの方法を設けているとのことである。しかし当助成金の対象者は生計困難者が多く、調剤処方費用を薬局で一度に支払うことには経済的負担感があるのは事実であろう。それが「償還払」が選択されない原因になっているとも考えられる。

今後の申請実態を注視し、場合によっては申請方法を「受領委任払」のみとすることを検討することがあっても良いであろう。

（６）登録薬局からの申請最終期限の設定について【意見】

登録薬局からの申請書提出は、基本的に診療月の翌月 10 日までとなっている。今回申請書関係ファイルを確認したところ、当該期限内に申請されていないケースが見受けられた。これは、申請書に記入漏れや記入誤りがあった場合に、所管部局は登録薬局に一旦申請書を返却するものの、再提出が翌月 10 日に間に合わないケースがあるためである。この再提出について、最終期限は特に設けられていない。

申請業務を行っている登録薬局の責任の明確化、及び、市の助成金財源調達の観点からも、申請書提出の最終期限を明確に設定することがあっても良いであろう。

4. 子ども基金

【基金概要】

基金の名称	子ども基金
所管部局	子育て支援部 子育て支援課 子育て企画係
根拠法令等	旭川市子ども基金条例
設置年月日	平成 24 年 4 月 1 日
設置目的	全ての子どもが、夢や希望を持てるまちを実現するため、子ども育成支援に関する事業の財源とすることを目的とする。
これまでの経緯 (統合や分割等)	平成 24 年に交通遺児福祉事業基金を廃止し、子ども基金とした。
予算計上会計	一般会計
積立財源	寄附金（募金含む）、運用益
積立目標額（単位：円）	—
基金の積立方針	当該年度に受け付けた寄附金を、同一年度中に運用のタイミングで積み立てる。
基金の取崩方針	子ども及び子育てに関する事業に必要な経費の財源に充てるため、基金の一部を取崩す。
基金が充当される事業 の概要	・子どもを育む家庭への支援 ・子どもを育む地域住民への支援 ・子どもが多様な経験や学ぶことができる機会の提供 ・その他不慮の事故等による遺児に対する支援
所管部局が考える当基金の課題	寄附金額によっては、充当先事業を増やすなど、基金の有効活用について検討する必要がある。
今後の見通しとその理由	—

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位：円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	323, 155, 858	361, 966, 618	354, 948, 286	348, 374, 272	437, 062, 490
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	323, 155, 858	361, 966, 618	354, 948, 286	348, 374, 272	437, 062, 490

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	304, 591, 240	323, 155, 858	361, 966, 618	354, 948, 286	348, 374, 272
増加					
積立	7, 095, 508	62, 002, 096	18, 874, 262	8, 998, 826	102, 999, 980
運用利息	0	0	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
増加計	7, 095, 508	62, 002, 096	18, 874, 262	8, 998, 826	102, 999, 980
減少					
事業費充当	0	0	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	0	0	0	0	0
3 月末残高	311, 686, 748	385, 157, 954	380, 840, 880	363, 947, 112	451, 374, 252
出納整理期間中					
増加	14, 132, 338	3, 742, 170	3, 499, 891	4, 490, 931	8, 263, 707
減少	2, 663, 228	26, 933, 506	29, 392, 485	20, 063, 771	22, 575, 469
出納整理期間後残高	323, 155, 858	361, 966, 618	354, 948, 286	348, 374, 272	437, 062, 490

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
高等学校等振興費	28, 036, 419	9, 502, 500
うぶごえへの贈りもの事業費	4, 592, 451	4, 592, 451
私の未来プロジェクト事業費	3, 757, 452	3, 757, 452
災害遺児手当支給費	1, 066, 229	1, 066, 229
青少年健全育成費	1, 186, 081	1, 001, 899
子どもの未来応援費	740, 590	740, 590
管理事務費	4, 628, 782	711, 170
あさひかわっ子夢応援プロジェクト事業費	676, 877	676, 877
地域まちづくり推進費	8, 962, 970	526, 301
計	53, 647, 851	22, 575, 469

【概要補足等】

(1) 基金の設置経緯について

当基金は、子ども育成支援のための基金として、平成 24 年にそれまでの交通遺児福祉事業基金を廃止し、それを引き継ぐ形で設置されたものである。当基金設置時の基金残高は 279 百万円となっている。

(2) 基金を充当した事業について

当基金では、基金の充当事業について、次の 4 つの取組に係るものとしている。

- ① 子どもを育む家庭への支援
- ② 子どもを育む地域住民への支援
- ③ 子どもが多様な経験や学ぶことができる機会の提供
- ④ その他不慮の事故等による遺児に対する支援

具体的な事業と充当額の過去 5 年間の推移は下表のとおりである。

(単位:円)

事業名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
青少年健全育成費	853,726	936,544	881,922	943,877	1,001,899
災害遺児手当支給費	1,809,502	1,649,225	1,306,974	1,180,000	1,066,229
うぶごえへの贈りもの事業費		7,123,668	3,750,229	3,847,709	4,592,451
私の未来プロジェクト事業費		3,078,000	3,078,000	3,094,000	3,757,452
あさひかわっ子夢応援プロジェクト				684,664	676,877
高等学校等振興費				8,365,333	9,502,500
子どもの未来応援費			5,108,254	889,660	740,590
地域まちづくり推進費			153,889	362,850	526,301
地域子育て活動支援費			12,777		
こども向け屋内遊戯場管理費			220,860		
管理事務費		182,000	620,988	695,678	711,170
北彩都子ども活動センター管理費		13,964,069	13,321,260		
子ども総合相談センター管理費			274,752		
児童センター管理費			662,580		
計	2,663,228	26,933,506	29,392,485	20,063,771	22,575,469

また、令和元年度に実施した各事業の具体的な概要は以下のとおりである。

高等学校等振興費	私立高等学校に入学する生徒の保護者負担を軽減し、あわせて私学の振興を図るため、入学一時金等の一部を助成する。
うぶごえへの贈りもの事業費	子どもの誕生を社会全体が喜び、その成長を応援していることを子どもや保護者に伝えるため、地域住民の協力を得るなどにより、お祝いの絵本を贈るとともに、地域の子育てに関する情報を提供し、必要時、相談を実施する。

私の未来プロジェクト事業費	子どもが、命の大切さや親としての責任を理解するとともに、命を育むことの楽しさや責任を学ぶため、保健師等を学校に派遣し、胎児や乳幼児の成長・発達についての講話や乳幼児との触れ合い体験等を実施する。
災害遺児手当支給費	災害による遺児に将来への希望を与え、健全な育成を助長するとともに、遺児の就学を支援し、福祉の増進を図ることを目的として、遺児を扶養している者に手当を支給する。
青少年健全育成費	将来を担う子どもたちの健やかな成長と、夢や希望を応援するため、働くことの意義や喜び、大切さを体験することを目的とした職業体験イベント（あさひかわキッズタウン）を実施する。
子どもの未来応援費	子どもの居場所づくりを行っている団体等への支援講座の開催や会場費、保険料の助成を行うほか、児童養護施設の子どもや里子に対し、高等学校を卒業後、進学・就職する際の支度金を支給し、社会的自立に向けて直接的な支援を行う。
管理事務費	親子のふれあい機会の増加や、企業等における子どもや子育てに配慮した取組を促進するため、子育て情報サイト（あさひかわこども一）を活用し、親子での遊びや買い物、食事などに配慮した施設や店舗の情報を提供する。
あさひかわっ子夢応援プロジェクト事業費	子どもの主体性及び自立性を育むとともに、子どもの夢や希望を応援するまちづくりを推進するため、子どもたちから「今、チャレンジしてみたいこと」を募集し、発表・提案内容を審査の上、選考された企画に対し、実現に向けた支援を行う。
地域まちづくり推進費	地域における課題解決や地域特性を生かした多様なまちづくりを推進するため、地域が主体的に取り組む事業に対して補助を行い、子どもが地域とのつながりを持ち、安心して暮らせるよう、地域での居場所となる活動を支援する。

平成 28 年度以降、基金の充当額は 2 千万円台で推移している。

各事業の主な増減理由は、以下のとおりである。

「うぶごえへの贈りもの事業費」は、平成 28 年度まで絵本を 2 冊配布していたものが、平成 29 年度より 1 冊となったため、金額が小さくなっている。

「子どもの未来応援費」は、平成 29 年度には、『子どもの生活実態調査』を実施した費用も計上されており、金額が大きくなっている。

「北彩都子ども活動センター管理費」は、施設管理費への基金の充当について見直した結果、平成 30 年度より基金からの充当は行っていない。

監査結果と意見

(1) 寄附の使用実績の開示について【意見】

当基金の積立額は年度によって増減が大きくなっている。積立原資は寄附であるが、それはふるさと納税による寄附と特定の個人からの寄附によっている。

特定の個人からの寄附は年度によって増減が大きく、寄附金の使い道について指定されるケースもある。

一方、ふるさと納税による寄附については、平成 27 年度までは 1 千万円前後で推移しており、平成 28、29 年度は 2 千万円前後と増加した。

旭川市全体の方針で、平成 30 年度より、ふるさと納税の寄附先を、それまでの各基金から各事業へと変更した。例えば、当基金であれば、平成 29 年度までは寄附先を「子ども基金」としていたが、平成 30 年度は「子どもたちに働くことの大切さを伝えたい。職業体験事業「あさひかわキッズタウン」を開催します」とした。

これは、各事業が具体的に分かりやすい方が寄附を募りやすいとの考えで変更されたものである。平成 30 年度は、旭川市全体のふるさと納税による寄附額は前年と比べて 2 倍以上増えたものの、当基金に関しては、寄附件数も寄附金額も大きく減少し、寄附金額は 1 千万円となってしまった。

そのため、令和元年度は、寄附先の事業を「子どもを温かく見守る環境をつくり、夢や希望を持って育つことができるよう応援していきます」と変更した。その結果、寄附の件数・金額ともに前年度と比べて 10 倍近い寄附が寄せられた。

寄附が募りやすいように、見直しを行っていくことは必要であるし望ましいことである。

ふるさと納税の使い道に関しては、旭川市のホームページに『次年度実施予定のまちづくりに活用させていただきます』と記載がある。

しかし、最近数年間の寄附額の増減を鑑みても、どの程度の寄附が寄せられるかは予測が困難であり、それを待たずに次年度の予算を作成する必要があること、また、新たな事業や事業内容の充実も、一朝一夕でできるものではないことなどから、ふるさと納税の寄附が次年度の事業に充当し切れるわけではない。

寄附者の立場からは、次年度に使用されるかどうか（それ以降に使用されるのか）自体は大きな問題ではないが、寄附額が自分の意図したとおりに使用されているのかどうかは関心があるであろう。

その点、旭川市では、どの事業にいくら使用したのかの使用実績に関する報告が十分とは言えない。

これは、当基金だけではなく、全庁的に検討すべき事項であるが、当基金は、旭川市全体でも、「旭山動物園施設整備基金」「育英事業基金」に次ぐ寄附金額となっていることから、寄せられた寄附金の使い道等の開示には積極的に取り組む責任があり、また、開示を充実させることが新たな寄附を募ることもつながるであろうと思われる。

(2) 基金残高について【意見】

当基金では、年度末における目標残高を定めていない。

現在、基金の積立原資の多くをふるさと納税によっており、どれだけの寄附が寄せられるかにより基金残高は大きく増減するため、目標となる残高を定めることは困難であろうが、ある程度の数値を定めることは必要ではないか。

子どもに関する事業は、単年で終わりではなく、複数年をかけて継続して行うことで成果のあがるものが多いと思われることから、中長期的な複数年での計画を立てる必要があると思われる。そして、その計画を遂行するために必要な目標残高を設定することを検討していただきたい。

(3) 基金運用収益の処理方法について【意見】

当基金条例では、基金運用収益の処理方法について、「一般会計歳入歳出予算に計上し、子ども及び子育てに関する事業の費途に充てるほか、基金に編入するものとする。」とされており、運用収益を事業費へ直接充当することができる規定となっている。実際には、基金への編入が行われていた。

運用収益の原資は基金であり、そこから獲得した運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続するべきであると考え。基金は当初設置した際の目的に沿って事業費に充当される必要があり、基金を運用した結果獲得した果実たる運用収益についても同様に考えるべきであろう。運用収益を一旦基金に編入した上で事業の費途に充てることとすれば、基金の設置目的に沿った事業費への充当であることが、より明確になると考える。

上述のとおり、当基金では運用収益の基金への編入が行われており、現在の運用で問題はないと考えるが、条例上は事業費への直接充当が可能な規定となっている。

運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続していただきたい。

5. 財政調整基金

【基金概要】

基金の名称	財政調整基金
所管部局	総合政策部 財政課
根拠法令等	地方自治法第 241 条
設置年月日	昭和 53 年 7 月 1 日
設置目的	本市財政の健全な運営
これまでの経緯 (統合や分割等)	—
予算計上会計	一般会計
積立財源	決算剰余金、運用益
積立目標額 (単位：円)	—
基金の積立方針	決算剰余金のおよそ 2 分の 1
基金の取崩方針	財政運営上必要があるとき。
基金が充当される事業 の概要	—
所管部局が考える当基金の課題	大幅な減収や災害による思わぬ支出等に備えるためには、少なくとも 30 億円の残高が必要と考えているが、年々減少しつつある。
今後の見通しとその理由	—

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位：円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	6,023,496,396	5,493,905,287	3,918,148,788	4,205,025,718	3,771,610,257
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	6,023,496,396	5,493,905,287	3,918,148,788	4,205,025,718	3,771,610,257

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	6,411,722,260	6,023,496,396	5,493,905,287	3,918,148,788	4,205,025,718
増加					
積立	0	0	0	0	0
運用利息	10,212,994	4,899,332	2,637,069	857,545	458,787
繰替運用	6,850,041	7,203,908	5,929,955	4,737,460	4,961,644
その他	594,711,101	458,305,651	615,676,477	581,281,925	461,164,108
増加計	611,774,136	470,408,891	624,243,501	586,876,930	466,584,539
減少					
事業費充当	0	0	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	0	0	0	0	0
3 月末残高	7,023,496,396	6,493,905,287	6,118,148,788	4,505,025,718	4,671,610,257
出納整理期間中					
増加	0	0	0	0	0
減少	1,000,000,000	1,000,000,000	2,200,000,000	300,000,000	900,000,000
出納整理期間後残高	6,023,496,396	5,493,905,287	3,918,148,788	4,205,025,718	3,771,610,257

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
—	—	—

【概要補足等】

(1) 当基金の必要性について

財政調整基金とは、年度によって生じる財政の不均衡を調整するために積み立てておくものであり、いわゆる地方公共団体にとっての「貯金」である。地方公共団体は、大幅な税収減によって収入が不足する事態や、災害の発生による不測の事態に備え、財政調整基金を積み立てる。

(2) 法令による定め

① 地方財政法による定め

地方公共団体における年度間の財源の調整については、第四条の三において以下のよう
に規定されている。

第四条の三 地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなるとき、又は当該地方公共団体の当該年度における一般財源の額（普通税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別法人事業譲与税、特別とん譲与税、国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方交付税又は特別区財政調整交付金の額の合算額をいう。以下同じ。）が当該地方公共団体の前年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく超えることとなるときは、その著しく超えることとなる額を、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるための財源、前年度末までに生じた歳入欠陥を埋めるための財源又は緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない。

2 前項の規定により積み立てた金額（次項及び次条において「積立金」という。）から生ずる収入は、全て積立金に繰り入れなければならない。

3 積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用しなければならない。

また、第四条の四では、積立金の処分について以下のように規定している。

第四条の四 積立金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

一 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

二 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。

三 緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

四 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

五 償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てるとき。

さらに、第七条においては、剰余金の積立等について以下のように規定している。

第七条 地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。

2 第四条の三第二項及び第三項並びに第四条の四の規定は、前項の規定により積み立てた金額について準用する。

3 前条の公営企業について、歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、第一項の規定にかかわらず、議会の議決を経て、その全部又は一部を一般会計又は他の特別会計に繰り入れることができる。

4 第一項及び前項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。

② 地方自治法による定め

第二百三十三条の二において、歳計剰余金の処分について以下のように規定している。

第二百三十三条の二 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、又は普通地方公共団体の議会の議決により、剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。

このように、財政調整基金は剰余金が生じた場合は基金への積立てが法令上要請され、また処分可能なケースが限定列举されている。

(3) 当基金に関する旭川市の定め

「旭川市財政調整基金条例」において、基金の設置目的、基金の積立て及び処分について、以下のように規定されている。

第1条 本市財政の健全な運営に資するため、旭川市財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

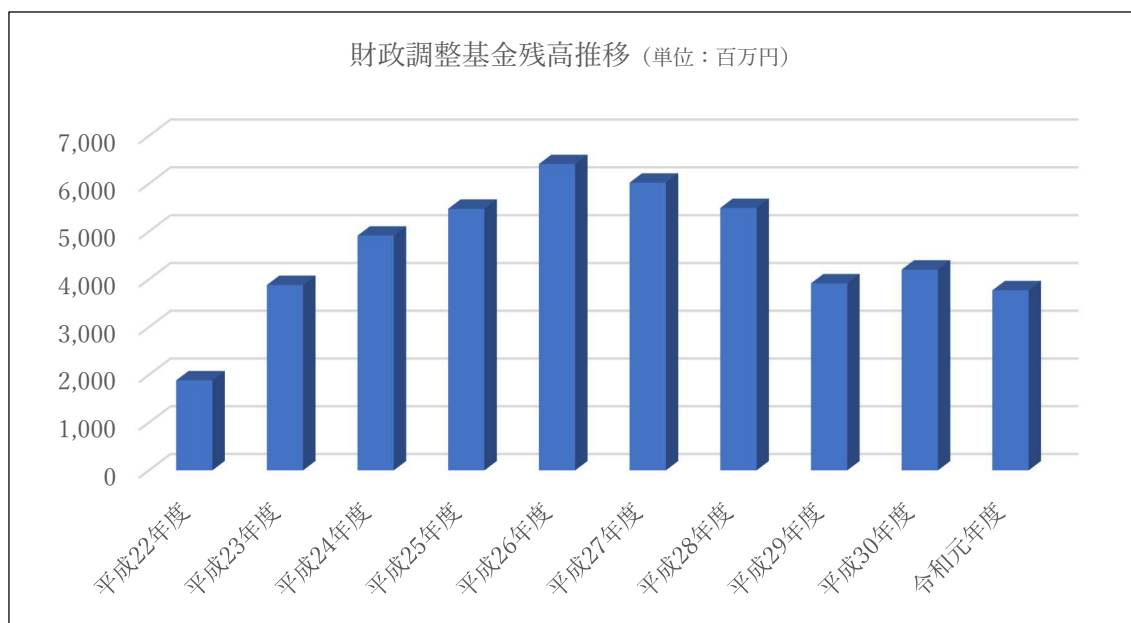
2 前項に定めるもののほか、毎会計年度において生じた一般会計歳入歳出決算の剰余金から、翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額を控除した額の2分の1に相当する額を翌年度に繰り越さないで基金に編入するものとする。

（中 略）

第6条 市長は、財政運営上必要があると認めたときは、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の全部又は一部を処分することができる。

(4) 過去10年間の財政調整基金残高推移

過去10年間の財政調整基金残高推移は以下のとおりである。残高は出納整理期間後残高である。平成26年度までは基金を積み増していくことができていたが、平成26年度をピークにそれ以降は毎年、取崩超過が発生している状況である。特に平成29年度は前年度より約16億円減少した。この主な要因は、歳入が前年度比約6億円減少した一方で、歳出が前年度比約7億円増加したためである。この増加要因は、子どものための教育・保育給付費（3.8億円）や、後期高齢者医療療養給付費負担金（1.8億円）の増によるものである。また除雪費が当初予算26.5億円に対して、決算では過去最高の30.5億円となったことも挙げられる。



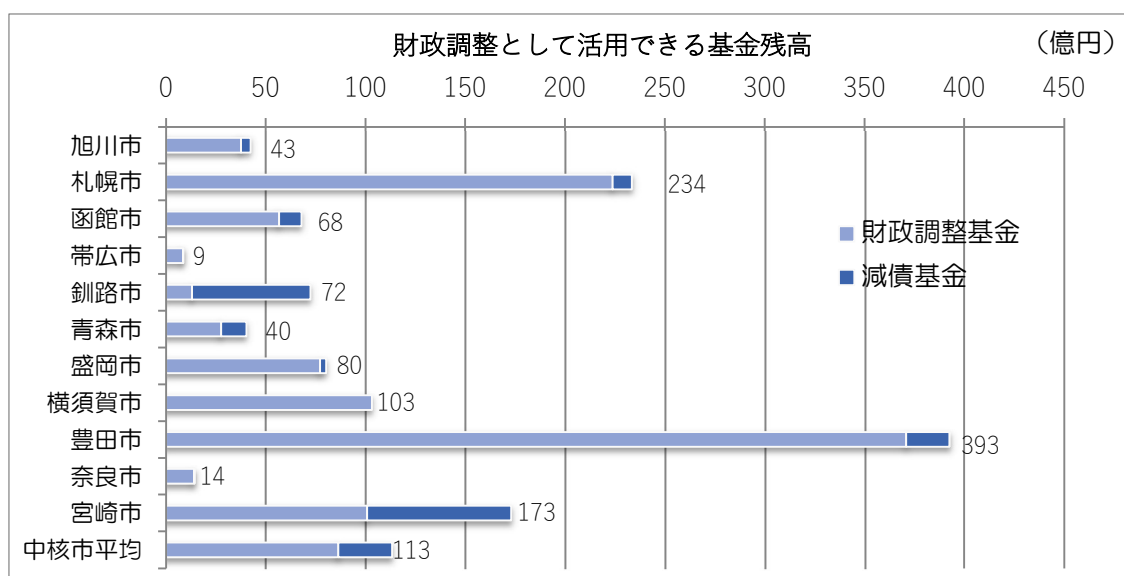
（５）基金積立額及び取崩額に対する市の考え方

旭川市は近年、厳しい財政状況にある。令和２年４月に策定された「旭川市行財政改革推進プログラム２０２０」において財政健全化の指標を定め、その中で財政調整基金の令和５年度末残高の目標を３０億円以上と設定している。財政調整基金の残高について一概に適正額を設けることは難しいが、過去の実績から、単年度の取崩額で最大であった平成２９年度の２２億円に数億円を加えた額が複数年度の財源補填に対応できるであろうとの考えから、３０億円を目標残高として設定している。

一方取崩しについては、財政運営上必要があるときに取り崩すとされており、取崩額は毎年度大きく変動しているのが実態である。しかし取り崩す際の考え方は持っており、出納整理期間の決算見込みの実質収支額が１０億円程度となることを目安として取崩額を決定している。当基金条例に基づき、実質収支額の２分の１を財政調整基金に積み立て、残りの２分の１を翌年度への繰越金として補正財源としている。そして例年、補正財源として５億円程度を必要としていることから、出納整理期間の決算見込みの実質収支額で１０億円程度を目安とし、財政調整基金からの取崩額を決定しているというものである。

（６）他市との比較

以下において、財政調整基金及び減債基金の他市比較を掲載した。これによると、各自治体によって基金残高に大きな差があるが、中核市平均と比べると、旭川市の基金残高は少ないことが分かる。



令和元年度 旭川市の決算はどうだったの？より

監査結果と意見

(1) 条例における処分内容の具体化について【意見】

前述のとおり、「旭川市財政調整基金条例」において基金の処分について以下のように規定されている。

第6条 市長は、財政運営上必要があると認めたときは、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の全部又は一部を処分することができる。

このように基金の処分は「財政運営上必要があると認めたとき」に可能であるとされているが、具体的にどのような場合に必要があると認められ、処分が可能であるのか、明文化はされていない。財政調整基金は年度によって生じる財政の不均衡を調整するために積み立てておくものであるが、基金の性格上、処分の目的となる事業が具体的に明確化されているわけではない。そのため、財政運営上必要があるという抽象的な理由で処分が行われてしまう可能性があり、明確な根拠がなく処分されてしまうことは否定できない。

また、「旭川市行財政改革推進プログラム2020」において、財政調整基金と減債基金については、他の中核市平均や将来の財政需要を考慮すると十分な残高ではなく、更なる積増しが必要なことから、基金の取崩しは最小限となるように取り組むとされている。これに照らしても、明確な根拠のない処分は避けなければならないであろう。

他の自治体の条例を参考にしてみると、前述した地方財政法第四条の四（積立金の処分）に規定されている5つの場合に処分することができる旨が限定列举されているケースがあった。

基金条例において、処分内容を具体的に記載することが望ましいであろう。

(2) 基金処分額の根拠の明確化について【意見】

令和元年度において財政調整基金は 9 億円が取り崩された。この取崩しに関する起案書には以下のように記載されている。

財政調整基金繰入金について、現時点での決算見込みの状況等を勘案し、次のとおり取崩しを行うものとする（一部抜粋）。

予算現額 1, 3 2 0, 2 9 0 千円

取崩額 9 0 0, 0 0 0 千円

取崩年月日 令和 2 年 5 月 2 9 日

これは基金条例に従い、財政運営上必要があると認められたために取り崩されたものであり、その運用自体に問題があるわけではない。しかしなぜ必要があると認められたのかについては明確な記載がなかった。「現時点での決算見込みの状況等を勘案」とあるが、内容は明確ではない。

(1) でも述べたが、基金の性格上、処分の目的となる事業が具体的に明確化されているわけではないため、財政運営上必要があるという抽象的な理由で処分が行われる可能性がある。

それを回避するためには、なぜ取崩しの必要があるのか、そして取崩額の根拠を明確にし、それを起案書の根拠書類として保存することが望ましいであろう。仮に(1)で述べたように条例において処分内容を具体的に記載するのであれば、どのケースに該当し、併せて取崩額の根拠を明確にしておくべきであろう。

6. 消防職員等褒賞基金

【基金概要】

基金の名称	消防職員等褒賞基金
所管部局	消防本部 総務課
根拠法令等	旭川市消防職員等褒賞基金条例
設置年月日	昭和 53 年 7 月 1 日
設置目的	消防行政に特別な功績のあった者の褒賞に必要な経費の財源に充てるため。
これまでの経緯 (統合や分割等)	坂東幸太郎氏からの寄附により設置。統合や分割等はなし。
予算計上会計	一般会計
積立財源	寄附金、運用益
積立目標額 (単位：円)	—
基金の積立方針	果実運用型のため積立方針はなし
基金の取崩方針	果実運用型のため取崩方針はなし
基金が充当される事業の 概要	管理事務費 (消防・総務課) 消防業務遂行上、必要な組織・施設・装備等に係る経費を計上したもの。
所管部局が考える当基金 の課題	—
今後の見通しとその理由	計画等は特になし。

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位：円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	575, 263	575, 263	575, 263	575, 263	575, 263
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	575, 263	575, 263	575, 263	575, 263	575, 263

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	575,263	575,263	575,263	575,263	575,263
増加					
積立	0	0	0	0	0
運用利息	2,884	2,301	2,007	860	173
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
増加計	2,884	2,301	2,007	860	173
減少					
事業費充当	2,884	2,301	2,007	860	173
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	2,884	2,301	2,007	860	173
3 月末残高	575,263	575,263	575,263	575,263	575,263
出納整理期間中					
増加	0	0	0	0	0
減少	0	0	0	0	0
出納整理期間後残高	575,263	575,263	575,263	575,263	575,263

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
管理事務費	15,400	173

【概要補足等】

(1) 基金の設置経緯について

当基金は、昭和 53 年 7 月 1 日に制定された当基金条例を根拠に、坂東シマ氏（元市長である坂東幸太郎氏の夫人）からの寄附を原資として設置された。消防行政に特別な功績のあった者の褒賞に必要な経費の財源に充てることが当基金の目的である。基金の積立は当基金条例第 2 条により、寄附金及び運用収益を原資とすることとされている。

果実運用型の基金であり、運用収益のみを事業費に充当するものとされ、基金元本を事業費に充当することは条例上予定されていない。平成 5 年度までは 2 人分の褒賞額である 20,000 円を上回る運用収益があり、褒賞事業に係る支出の全額を基金で充当することが可能であった。しかし近年では低金利により、十分な運用収益を確保することが難しく、運用

収益は褒賞等の授与がある場合に、消防本部が負担する管理事務費の一部に充当している状況である。

監査結果と意見

(1) 基金の今後の在り方について【意見】

当基金は前述のとおり果実運用型の基金であり、褒賞に必要な財源に対して運用収益のみを充当することとされ、基金元本を充当することは条例上予定されていない。

以前のような高金利の状況であれば、褒賞に必要な財源を運用収益で十分確保することができ、その一部を積み立てることもできた。しかし現在のような低金利の状況では基金元本を増額することは難しく、また、運用収益で褒賞事業を賄えているとはいえ、基金の設置目的を十分に果たせているとはいいがたい。

そのような状況において、当基金の設置目的を十分に果たせる結果となるよう、今後の在り方を以下のいずれかの方向性で検討してはいかがであろうか。

① 現行条例の範囲内で見直す。

現在は果実運用型の基金であるため、基金元本の効果的な運用への改善や寄附金を募るなど元本の増額を図るとともに、褒賞事業を運用収益に見合った形に見直すなど、改善することはできないであろうか。

② 基金元本も褒賞に必要な経費の財源に充てることができるよう、条例を見直す。

現在のような低金利の状況では十分な運用収益を確保することは難しいため、基金元本も褒賞に必要な経費の財源に充てることを可能にし、基金の有効活用を図るべきではないか。そのような活用は、基金設置当初の寄附者の意向にも反したものではないであろう。

③ 基金自体を廃止し、一般財源化する。

現時点では基金を設置目的に沿って十分に活用できているとは言えない。そうであるならば基金を廃止し一般財源化することにより、消防行政全般に活用するという方向性があっても良いのではないか。

当基金の今後の在り方について検討されていくことを望む。

7. スポーツ振興基金

【基金概要】

基金の名称	スポーツ振興基金
所管部局	観光スポーツ交流部 スポーツ課
根拠法令等	旭川市スポーツ振興基金条例
設置年月日	昭和 55 年 4 月 1 日
設置目的	スポーツの振興に関する事業に必要な経費の財源に充てるため。
これまでの経緯 (統合や分割等)	—
予算計上会計	一般会計
積立財源	寄附金（ふるさと納税等）、運用益
積立目標額（単位：円）	—
基金の積立方針	—
基金の取崩方針	—
基金が充当される事業 の概要	①体育大会選手派遣費補助金 概要：全国大会等に出場する選手等に対し、派遣費の一部を補助する。 ②旭川ハーフマラソン開催負担金 概要：花咲スポーツ公園陸上競技場を発着点とした、ハーフマラソン・10 km・5.3 km・3 km・ファミリーラン（3 km）の部で構成されるマラソン大会。令和元年度に第 11 回大会が開催され、4,229 名が参加した。 ③バーサーロペット・ジャパン開催負担金 概要：クロスカントリースキー・歩くスキーの国際大会で、例年 2,500 名程度が参加する。令和元年度大会からは、北彩都コースに一元化されたが、新型コロナウイルスの感染拡大により中止となった。 ④花咲スポーツ公園改修費（土木部公園みどり課所管） 概要：市民のスポーツ活動の場の充実を図るため、花咲スポーツ公園の改修を行う。令和元年度は、硬式野球場の改修工事等を行った。
所管部局が考える当基金の課題	ふるさと納税の寄附が好調に推移しているが、寄附金額以上の取崩しが続いており、このままの状況が続くと基金が枯渇するおそれがある。
今後の見通しとその理由	—

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位：円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	247,988,033	235,513,679	207,937,026	182,512,750	174,756,194
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	247,988,033	235,513,679	207,937,026	182,512,750	174,756,194

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	246,630,792	247,988,033	235,513,679	207,937,026	182,512,750
増加					
積立	507,000	687,500	2,448,000	3,810,768	21,954,600
運用利息	45,976	218,642	43,098	15,163	13,659
繰替運用	498,642,260	496,556,224	485,743,173	450,022,148	397,026,087
その他	0	0	0	0	0
増加計	499,195,236	497,462,366	488,234,271	453,848,079	418,994,346
減少					
事業費充当	0	0	0	0	0
繰替運用	498,484,749	496,395,839	485,586,255	449,890,266	396,907,589
その他	0	0	0	0	0
減少計	498,484,749	496,395,839	485,586,255	449,890,266	396,907,589
3 月末残高	247,341,279	249,054,560	238,161,695	211,894,839	204,599,507
出納整理期間中					
増加	4,962,075	1,000,000	28,000	211,000	314,000
減少	4,315,321	14,540,881	30,252,669	29,593,089	30,157,313
出納整理期間後残高	247,988,033	235,513,679	207,937,026	182,512,750	174,756,194

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
体育大会派遣費補助金に充当	4,046,189	4,046,189(※)
旭川ハーフマラソン開催負担金に充当	27,650,312	10,000,000
バーサーロペット・ジャパン開催負担金に充当	45,655,959	15,000,000
花咲スポーツ公園改修費に充当	55,284,356	1,163,677
計	132,636,816	30,209,866

(※) 下記【概要補足等】(2) 基金の使用した事業についてで記載している金額と一致していないが、差額は3月末の運用利息であり、基金への編入を行わず、繰入金と相殺したため生じたものである。

【概要補足等】

(1) 基金の設置経緯について

昭和55年に企業からの大口の寄附があったことを契機に、当基金が設置された。その後、平成14年度までは基金の運用利子で事業費を賄っていたが、平成15年度より基金の取崩しを行っている。

また、平成23年度には、北海道日本ハムファイターズからスポーツ振興のため2億円の寄附があり、それも当基金に積み立てている。

(2) 基金の使用した事業について

当基金を使用した最近5年の事業の内訳は下表のとおりである。

(単位：円)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
体育大会派遣費補助繰入金	4,315,321	4,540,881	4,097,199	5,093,089	3,993,636
旭川ハーフマラソン繰入金		10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
バーサーロペット・ジャパン繰入金			9,500,000	14,500,000	15,000,000
各種スポーツ施設調査繰入金			326,670		
スタルヒン球場改修繰入金			6,328,800		
花咲スポーツ公園改修費繰入金					1,163,677
計	4,315,321	14,540,881	30,252,669	29,593,089	30,157,313

① 旭川ハーフマラソンについて

旭川ハーフマラソンは、令和2年に第12回目を迎える大会であり、令和元年の第11回大会は、全国から4,300名ほどのランナーが参加して開催された(令和2年第12回目の大会はコロナのため開催中止となっている。)

第7回大会（平成27年）より、それまで河川敷が主体であったコースから、市街地を走るコースに変更している。

市街地を使用することにより、それまでよりも事業費が増加することとなり、市の負担金も増加することとなった。平成27年度は一般財源からの支出としたが、一般財源からの支出を継続することは、旭川市の財政の状況を勘案すると困難と判断し、平成28年度からは当基金からの充当となっている。

② バーサーロペット・ジャパンについて

バーサーロペット・ジャパンは、令和2年度（令和3年3月）に第41回を迎える大会であり、平成30年度の第39回大会は、国内外より2,500名超の参加があった（令和元年度第40回大会と令和2年度第41回大会はコロナのため開催中止となっている。）。

第37回大会（平成28年度）までは、市負担金を全額、一般財源から支出していたが、旭川ハーフマラソンと同様、一般財源からの支出を継続することは、旭川市の財政の状況を勘案すると困難と判断し、平成29年度以降は市負担金の一部を当基金から充当している。

なお、一般財源と当基金からの充当額については、都度、財政課と協議の上決定しており、基金からの充当額は増加の傾向にある。

③ 各スポーツ施設の改修工事について

当基金の基本的な用途は、「体育大会選手派遣費補助」、「旭川ハーフマラソン」及び「バーサーロペット・ジャパン」であり、スポーツ施設の改修工事等については、所管部局との調整等もあり、都度、財政課と協議の上で充当額を決定している。

監査結果と意見

（1）基金の用途に関する開示について【意見】

臨時に企業や個人から寄附金が寄せられることもあるが、現在、当基金の収入の多くはふるさと納税によるものである。

旭川市のホームページ上、ふるさと納税による寄附金の募集における用途として、当基金では「体育大会選手派遣費補助」のみを掲げている。

また、ふるさと納税の窓口となる各ポータルサイト上での寄附金の用途も「体育大会選手派遣費補助」となっている。

しかし、現状、「体育大会選手派遣費補助」への充当よりも「旭川ハーフマラソン」及び「バーサーロペット・ジャパン」への充当の方が多額となっている。

これについては、「旭川ハーフマラソン」及び「バーサーロペット・ジャパン」への充当は、平成23年度に北海道日本ハムファイターズから寄附を受けた2億円の運用とふるさと

納税開始以前の残高で賄っており、ふるさと納税の寄附金はあくまで「体育大会選手派遣費補助」に充当しているとの認識によるものである。

たしかに、ふるさと納税による収入額は「体育大会選手派遣費補助」の充当額よりも少額であったため、全額が当事業に充当されていると考えることはできる。

しかし一方、ふるさと納税による寄附金が当基金へ繰り入れられた時点で、過去からの残高であるか、ふるさと納税によるものかの区別は判然とせず、そうであれば、ふるさと納税による分は「体育大会選手派遣費補助」のみに使用しているとも言い難い。

実際、旭川市のホームページ上、当基金におけるふるさと納税の活用事例として、「旭川ハーフマラソン」及び「バーサーロペット・ジャパン」の運営費への一部支援に使用した旨の記載がされている。

当基金の残高が大きくなったことと旭川市の財政状況との兼ね合いから、結果として「旭川ハーフマラソン」及び「バーサーロペット・ジャパン」の運営費として当基金から一部充当したという側面もあり、必ずしも毎年、両者に当基金を利用するとの明確な計画はない。そのため、寄附金の募集における使途には両者について触れられていない。

しかし、「旭川ハーフマラソン」及び「バーサーロペット・ジャパン」いずれも、市外からの参加者も多いため、ふるさと納税の使途に加えることで、市外からの参加経験者や参加予定者からの寄附につながる可能性もある。

今後、どのような開示としていくか再考の余地があると思われる。

(2) スポーツ施設の改修工事への充当について【意見】

「それぞれの会計年度において支出する経費の財源はその年度の収入をもってこれに充てる」とする会計年度独立の原則が定められる一般会計に対し、基金の場合には受け入れた寄附金を当該年度に使い切る必要はない。

すなわち、一事業に関する支出に対して、複数年での計画が可能である。

スポーツ施設の改修工事など、毎年実施されるわけではなく、また実施に際しては多額の支出が必要となるものほど、基金を活用しやすいのではないであろうか。

特に、スタルヒン球場は、プロ野球の公式戦も行われる旭川市を代表する施設であり、先述した(1)とも関連するが、ふるさと納税の使途に加えることで寄附金を募る一助となることも考えられる。

他の所管部局との調整などもあり、当基金の所属部局のみでの判断とはならないであろうが、このような改修工事等への基金の活用についても方向性として位置付けることがあっても良いと思われる。

(3) 基金の残高について【意見】

現在、当基金の残高について、明確な根拠はない。

基金の目標残高を決めることは困難だと思われるが、ある程度の数値を決めることで、事業の計画も立てやすくなるであろうと思われる。

現在、基金の積立ての多くは、ふるさと納税によるものとなっているため、計画を立てることは難しく、都度、修正も必要となるであろうが、いたずらに基金の残高が増加、又は減少しすぎることをないように計画を立てるべきである。

（４）基金運用収益の処理方法について【意見】

当基金条例では、基金運用収益の処理について、「一般会計歳入歳出予算に計上して、スポーツの振興に関する事業の費途に充てるほか、基金に編入するものとする。」とされており、運用収益を事業費へ直接充当することができる規定となっている。実際には、事業費への直接充当と基金への編入の両方が行われていた。

運用収益の原資は基金であり、そこから獲得した運用収益は一旦基金に編入するべきであると考え。基金は当初設置した際の目的に沿って事業費に充当される必要があり、基金を運用した結果獲得した果実たる運用収益についても同様に考えるべきであろう。運用収益を一旦基金に編入した上で事業の費途に充てることとすれば、基金の設置目的に沿った事業費への充当であることが、より明確になると考える。

上述のとおり、当基金では事業費への直接充当と基金への編入の両方が行われていたが、運用収益は一旦基金に編入する処理方法で統一するべきであると考え。

8. 公の施設建設基金（彫刻公園）

【基金概要】

基金の名称	公の施設建設基金（彫刻公園）
所管部局	社会教育部 文化振興課 彫刻美術館
根拠法令等	旭川市公の施設建設基金条例
設置年月日	昭和 48 年
設置目的	公的彫刻公園の造成を行うため。
これまでの経緯 （統合や分割等）	－（新設のため）
予算計上会計	一般会計
積立財源	基金運用益
積立目標額（単位：円）	－
基金の積立方針	運用益を財源に充当
基金の取崩方針	彫刻公園の整備時に適宜活用
基金が充当される事業 の概要	彫刻公園の整備（公園内へ設置する彫刻の取得及び設置等） - 旭川彫刻フェスタ開催負担金…官民協働で野外彫刻を公開制作（隔年）し、市内公園に設置する実行委員会形式の事業について、実行委員会の一員として負担金を拠出する。 - 野外彫刻移設費…市役所新庁舎建設に伴い移設が必要な彫刻について、公園に設置することで彫刻公園としての整備を進める。
所管部局が考える当基金 の課題	当基金は、使途を彫刻公園の造成に指定した本市への寄附金が原資となり始まり、それ以後、昭和 50 年代には常磐公園の彫刻公園としての整備に活用されていたが、昭和 57 年度以降は活用実績がなく、平成 30 年度から春光園の彫刻公園としての整備に充当している。春光園の彫刻公園としての整備についても令和 2 年度で一段落することから、その後の基金の活用手法について検討が必要である。
今後の見通しとその理由	旭川彫刻フェスタの事業見直しに伴い、野外彫刻の公開制作は廃止となり、今後、野外彫刻を市が収蔵する可能性は高くない。公園に設置可能な本市の所蔵作品も限られており、新たに公園に野外彫刻を設置する機会は少なくなっていく一方、過去に公園内に設置した野外彫刻の老朽化や破損等も進行しているため、基金の使途の範囲も含めて見直していく時期に来ている。

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位：円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	22, 114, 447	22, 202, 904	22, 280, 401	20, 424, 839	19, 438, 430
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	22, 114, 447	22, 202, 904	22, 280, 401	20, 424, 839	19, 438, 430

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	22, 004, 125	22, 114, 447	22, 202, 904	22, 280, 401	20, 424, 839
増加					
積立	0	0	0	0	0
運用利息	110, 322	88, 457	77, 497	44, 438	2, 091
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
増加計	110, 322	88, 457	77, 497	44, 438	2, 091
減少					
事業費充当	0	0	0	0	988, 500
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	0	0	0	0	988, 500
3 月末残高	22, 114, 447	22, 202, 904	22, 280, 401	22, 324, 839	19, 438, 430
出納整理期間中					
増加	0	0	0	0	0
減少	0	0	0	1, 900, 000	0
出納整理期間後残高	22, 114, 447	22, 202, 904	22, 280, 401	20, 424, 839	19, 438, 430

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
野外彫刻移設等業務	9, 388, 500	988, 500

【概要補足等】

(1) 基金の設置経緯について

当基金は、使途を彫刻公園の造成に指定した本市への寄附金が原資となっている。そのため、寄附者の意向に沿った基金の活用が期待されている。

基金が設置された昭和 48 年以降、彫刻公園の整備に使用されていたが、昭和 57 年度以降は活用実績がない状態であった。平成 30 年度から基金を活用するため、彫刻に関連した事業への充当を行っている。

(2) 最新の状況について

令和 2 年 9 月に担当部局に質問したところ、平成 30 年度に基金を充当した「旭川彫刻フェスタ開催負担金」や、令和元年度に基金を充当した「野外彫刻移設費」は、今後の事業実施の見込みは立っておらず、今後の基金充当事業は未定とのことであった。

監査結果と意見

(1) 基金設置目的と基金充当事業の整合性について【意見】

当基金は平成 30 年度に「旭川彫刻フェスタ開催負担金」に対して充当が行われている。この充当に当たっては、関係部局において慎重な検討が行われ、彫刻公園の造成につながる事業に対し、その造成費用に使途を限定した負担金として支出したものである。具体的には、彫刻作品の制作費や、公園への彫刻設置経費にのみ充当し、大枠では彫刻公園の造成という基金使途に整合したものであるというのが、所管部局の見解である。

当基金は「旭川市公の施設建設基金条例」に基づいて運用されているが、「建設」の概念は抽象的である。また、前掲した【基金概要】における設置目的は、「公的彫刻公園の造成を行うため」とされているが、「造成」の概念も抽象的である。何をもって「建設」又は「造成」と捉えるのか曖昧であり、場合によっては見解が分かれるところでもある。このような抽象的で曖昧な要素があると、拡大解釈がなされ、基金設置目的と充当事業の整合性が曖昧となる可能性があると考ええる。

今後、「建設」や「造成」の概念を今一度整理し、基金充当に当たっては、基金設置目的と充当事業の整合性について慎重に検討した上で基金を活用していただきたい。

(2) 今後の基金の方向性について【意見】

当基金の原資は寄附金であり、寄附者の意向に沿った基金の活用が期待される。

今回の監査手続において、寄附者の意向を確かめるため、寄附受領時の資料の閲覧を試みたが、寄附の実施が昭和 48 年度であり、市としての資料保管期間を超えているため、資料の閲覧を行うことができなかった。つまり、寄附者の意向を正確に確認することはできなかった。

この点、平成 30 年度から複数の事業に当基金を充当しているが、これらの事業は「彫刻」に関するものであるという意味では寄附者の意向に沿っていると推定できるものの、断定はできない状況である。

さらに、市は「文化芸術振興基金」を有している。この基金からは彫刻美術館事業活動費や中原悌二郎賞関係費の支出に対して基金充当があり、彫刻に関する事業費に対して別の基金からも充当されているという実態にある。

そこで今後、当基金の方向性について検討されることを望む。今後の基金充当事業が見出せない状況においては、いくつかの方向性が考えられるのではなかろうか。具体的には、①基金自体を廃止する、②条例を見直すことによって新たな基金活用を可能にする、③彫刻に関する事業について「文化芸術振興基金」からも充当されている実態を鑑み、両基金を統合する、といった方向性を検討することがあっても良いと考える。

9. 公の施設建設基金（北彩都関連施設等）

【基金概要】

基金の名称	公の施設建設基金（北彩都関連施設等）
所管部局	地域振興部 地域振興課
根拠法令等	旭川市公の施設建設基金条例
設置年月日	平成 10 年 10 月 23 日
設置目的	北彩都整備に関連した施設等の建設のため。
これまでの経緯 （統合や分割等）	平成 10 年 10 月 北彩都あさひかわ整備事業に関わり役立ててもらうことを目的とした寄附があったことから、「公の施設建設基金」（昭和 44 年 4 月 1 日）の中に「北彩都関連施設等」を細目として新設した。 以降、9 件の寄附があり、いずれも当該基金で受入し、積み立てている。
予算計上会計	預金利子・・・歳入）普通財産収入。駅周辺地区管理費に充当。
積立財源	寄附金、預金利子
積立目標額（単位：円）	—
基金の積立方針	預金利子収入は、満期日に財産運用収入（普通財産収入）として受入後、基金に積み立てる。
基金の取崩方針	工事等に係る経費は、満期に合わせて基金取崩し処理をする。
基金が充当される事業 の概要	駅周辺地区管理費 旭川駅周辺地区（北彩都等）における売却用地（旧旭川市土地開発公社用地）等の維持管理などを実施する。
所管部局が考える当基金 の課題	北彩都関連の整備には、国庫補助金が充てられていたことから、これまで、当該基金を活用した施設等の建設は行われていない。
今後の見通しとその理由	令和 2 年度は、北彩都ガーデン等周辺工事にて一部活用予定。（起工日未定） 今後も寄附者の意向や基金の額、基金投入の効果等を踏まえ、活用の方向性を探っていく。

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位：円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	6,480,614	6,636,536	6,659,700	6,672,982	6,675,000
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	6,480,614	6,636,536	6,659,700	6,672,982	6,675,000

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	6,448,285	6,480,614	6,636,536	6,659,700	6,672,982
増加					
積立	32,329	25,922	23,164	13,282	2,018
運用利息	0	0	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	130,000	0	0	0
増加計	32,329	155,922	23,164	13,282	2,018
減少					
事業費充当	0	0	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	0	0	0	0	0
3 月末残高	6,480,614	6,636,536	6,659,700	6,672,982	6,675,000
出納整理期間中					
増加	0	0	0	0	0
減少	0	0	0	0	0
出納整理期間後残高	6,480,614	6,636,536	6,659,700	6,672,982	6,675,000

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
—	—	—

【概要補足等】

(1) 北彩都あさひかわ整備事業の概要

北彩都あさひかわ整備事業とは、旭川駅及びその周辺の再開発事業である。旧国鉄跡地を中心とした約 86 ヘクタールの土地について、平成 2 年の再開発計画着手以来、鉄道高架や土地区画整理、橋梁整備、シビックコア地区整備、河川空間整備などの事業を進めてきた。

実施事業のうち主なものの概要は以下のとおりである。

① 鉄道高架事業

土地区画整理事業の実施と併せて、地域を分断している鉄道の高架化を図るもので、円滑な交通ネットワークの形成や南北市街地の一体化に寄与するものである。

② 土地区画整理事業

旭川駅周辺に広がる旧国鉄跡地を有効活用し、都市機能の充実・強化、既成都心部の駅南側への拡大を図るとともに、河川空間などの自然と調和した市街地を形成することを目的として、道路や公園などの都市基盤施設の整備などを行うものである。

③ 橋梁整備事業

都心部と神楽地区との一体化、円滑な交通流の確保のため、忠別川の上に駅舎を挟んで新たに 2 本の橋（氷点橋とクリスタル橋）を架設するものである。

④ シビックコア地区整備事業

平成 5 年 3 月に建設省が創設したシビックコア地区整備制度を、地区内の東側約 10 ヘクタールにおいて活用したもの。北海道の拠点都市として行政機能の集積を高め、その利便性と魅力による関連サービス産業の立地誘導、新しい商業業務と生活文化産業の拠点の創造、さらに隣接する豊かな自然と融合する新しい複合業務拠点地区の形成を進めるものである。

⑤ 河川空間整備事業

地区内を流れる忠別川の自然環境を維持しながら活用し、まちと川とが一体化、連続する河川空間を整備する。また旭川市民の日常生活の舞台として、忠別川の大きな景観を生かしながら、都心部にくつろぎの空間を創り出すことによって生活に潤いをもたらすとともに、雄大な自然環境や北国旭川の気候で育った植物を、市民や観光客が身近に触れ楽しむことができるガーデン（北彩都ガーデン）を整備するものである。

(2) 当基金の設置経緯について

当基金は市内に所在する法人より、北彩都あさひかわ整備事業に関わり寄附をしたい旨の要請があったことから平成 10 年 10 月に設置された。寄附は北彩都あさひかわ整備事業に関わり、役立てることを目的とするが、その用途については指定・特定されなかった。

当該寄附について基金による積立てを行う理由は、当時の起案書によると以下のとおりであった。

- ア) 寄附の趣旨は、北彩都あさひかわ整備事業への指定寄附であること。また今後も継続的な寄附を予定していること。
- イ) 当該事業の、事業年次が長期間にわたることから今後、別の団体からも同様の申出が想定されること、また、その場合においても受け皿を事前に用意しておいた方が合理的であること。
- ウ) 寄附の趣旨から、使途については、その効果が十分にアピールできるものに使用することが重要であることから、時期をとらえて支出が可能であること。また、当該事業は本年度本格的に工事に着手した段階であり、当面は道路、宅地造成等の基盤整備が主となることから、上記の趣旨からも本年度の支出は適当ではないこと。

(3) 当基金の年度別基金残高状況

当基金のこれまでの年度別増減額、基金残高及び寄附件数は以下のとおりである。

(単位：円)

年度	決算年度中増減額	決算年度末現在高	寄附件数 (件)
10	500,000	500,000	1
11	1,501,757	2,001,757	2
12	712,408	2,714,165	1
13	504,178	3,218,343	1
14	3,001,129	6,219,472	1
15	1,870	6,221,342	0
16	1,866	6,223,208	0
17	4,356	6,227,564	0
18	4,347	6,231,911	0
19	21,931	6,253,842	0
20	21,888	6,275,730	0
21	12,551	6,288,281	0
22	10,061	6,298,342	0
23	6,928	6,305,270	0
24	5,030	6,310,300	0
25	4,758	6,315,058	0
26	133,227	6,448,285	1
27	32,329	6,480,614	0
28	155,922	6,636,536	1
29	23,164	6,659,700	0

年度	決算年度中増減額	決算年度末現在高	寄附件数（件）
30	13,282	6,672,982	0
31	2,018	6,675,000	0

※年度は平成を示す。

平成 10 年度の 50 万円の寄附から始まり、それ以降 4 年間は寄附実績があったが、平成 15 年度以降は寄附がない年度が大半である。寄附がない年度における基金増加額は、定期預金の運用収益の積立てによるものである。

一方、当基金は事業への充当が過去に一度もない。この理由について所管部局によれば、北彩都あさひかわに関連する整備には、国庫補助金が充てられていたことから、これまで当基金を活用した施設等の建設が行われていないためとのことである。

（４）当基金の今後の活用について

令和 2 年度において、「北彩都ガーデン管理費」として北彩都ガーデン等周辺工事の一部に当基金を充当する予定とのことであり、北彩都ガーデンの通沿いに案内サインを設置することや、ガーデンセンターの芝生面にオーニングを設置することを予定している。事業予算額は 4,840 千円であり、うち基金充当額は 1,240 千円である。

監査結果と意見

（１）基金設置目的と基金充当事業の整合性について【意見】

当基金は前述のとおり、過去に事業への充当が一度もない。令和 2 年度においては、これまで基金を充当してきておらず残高もあることから、基金目的を拡大解釈し、北彩都ガーデンの付帯整備に充てるとのことである。

前提として、当基金は「公の施設建設基金」である。公の施設とは、地方自治法第 244 条第 1 項に規定する施設のことである。

地方自治法第 244 条第 1 項

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

(参考) 公の施設の主な例

区 分	代 表 例
レクリエーション・スポーツ施設	競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設等
産業振興施設	産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
基盤施設	駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場、ケーブルテレビ施設等
文教施設	県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等
社会福祉施設	病院、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター等

※ 総務省自治行政局「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」調査要領より

公の施設に該当する要件としては、①住民の利用に供するためのもの、②当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの、③住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの、④地方公共団体が設けるもの、⑤施設であること、の5つの要件を満たすものであると考えられる。

これらの要件に照らしてみたときに、令和2年度に基金を充当する予定である北彩都ガーデン整備等周辺工事のうち案内サインの設置については、上記5つの要件のうち「⑤施設であること」に該当するのかが、曖昧である。施設ではなく、構造物であるとも言える。

当基金は「旭川市公の施設建設基金条例」に基づき運用されている。基金条例第1条には基金の設置の目的が以下のように規定されている。

「公の施設の建設費の財源を積立てるため、旭川市公の施設建設基金（以下「基金」という。）を設置する。」

今後、基金設置目的と基金充当事業の整合性について、基金目的を拡大解釈することなく厳密に判断する必要があると考える。その際、その整備内容が公の施設の建設に該当するののかについて念頭に置きながら、検討していただきたい。

(2) 今後の基金の方向性について【意見】

今後の当基金の方向性について検討していくべきである。当基金の設置目的は「北彩都あさひかわ整備に関連した施設等の建設のため」であるが、整備事業は平成30年度をもって一定程度完了している。

そのような状況で、当初の寄附者の意向を反映して基金を活用していくことは難しいであろう。また、寄附者の意向が依然として残っているのか、疑問である。

そのような状況において、当基金については今後、いくつかの方向性が考えられるであろう。

① 基金の存続

この場合、基金の設置目的を念頭に、中長期的な充当計画を設定した上で事業充当していくことが必要である。

② 基金の目的を修正した上で存続

当基金は現状ではハード面の建設が目的とされているが、環境整備といったソフト面の整備にも充当できるような基金に再設計することが考えられる。

③ 新たな基金の創設

北彩都関連の事業に活用するための新たな基金を創設することである。土木部所管の「河川環境整備基金」を北彩都ガーデン管理費に充当しているケースがあるが、北彩都関連の新たな基金を創設することで、効果的な事業充当が可能になると考えられる。

④ 基金の廃止

当基金は現時点において、十分な残高を有しているとは言えない側面がある。中長期的な充当計画が見出せないのであれば、基金を廃止し、一般財源化することも検討の余地があるであろう。

(3) 基金の所管部局について【意見】

当基金の所管部局は現在、地域振興部である。一方で、令和2年度基金充当予定である北彩都ガーデン整備事業の実施部局は土木部である。基金の所管部局と実施事業の所管部局が異なる状況にあるが、両者は統一することが望ましいと考える。

異なることにより両部局での合議が必要となるケースがあるが、一致していればそのような業務の手数は削減できるであろう。

10. 公の施設建設基金（学校施設）

【基金概要】

基金の名称	公の施設建設基金（学校施設）
所管部局	学校教育部 学校施設課
根拠法令等	旭川市公の施設建設基金条例
設置年月日	R1.6（旭川市公の施設建設基金は S44.4.1 設置だが、「学校施設」の細目を新設。）
設置目的	補助金等の交付を受け整備した建物の有償譲渡に伴う財産処分に当たり、学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金への積立が必要であるため。
これまでの経緯 （統合や分割等）	－（新設のため）
予算計上会計	一般会計
積立財源	補助金等の交付を受け整備した建物の有償譲渡額に係る補助金相当額及び基金運用益
積立目標額（単位：円）	－（補助金等の交付を受け整備した建物の有償譲渡時に発生するため）
基金の積立方針	文部科学大臣からの財産処分承認に基づき積立
基金の取崩方針	学校の施設整備に要する経費に充てる。
基金が充当される事業 の概要	学校増改築事業 老朽化した校舎等の増改築、グラウンド整備など
所管部局が考える当基金 の課題	文部科学大臣からの財産処分承認に基づき、適宜対応する必要がある。
今後の見通しとその理由	今後も同様の事案があった場合は、財産処分承認に基づき適宜対応する。

【過去 5 年間の基金残高状況】

（単位：円）

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	0	0	0	0	2,825,616
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	2,825,616

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	0	0	0	0	0
増加					
積立	0	0	0	0	2,825,015
運用利息	0	0	0	0	601
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
増加計	0	0	0	0	2,825,616
減少					
事業費充当	0	0	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	0	0	0	0	0
3 月末残高	0	0	0	0	2,825,616
出納整理期間中					
増加	0	0	0	0	0
減少	0	0	0	0	0
出納整理期間後残高	0	0	0	0	2,825,616

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
—	—	—

【概要補足等】

(1) 基金の設置経緯について

平成 19 年 3 月、旧旭川第 1 中学校が閉校となった。その跡地について、旭川市では平成 30 年 6 月から 7 月にかけて利用者の募集を行ったところ、民間企業 1 社から利用希望があった。市では平成 30 年 8 月に「旧旭川市立旭川第 1 中学校校舎等跡利用候補者選定委員会」で同社を跡利用候補者として選定し、平成 30 年 12 月には売買契約を締結した。

旧旭川第 1 中学校の建物は、国の公立学校施設整備費補助の交付を受けて整備した施設であり、処分制限期間内であったため、旧旭川第 1 中学校の有償譲渡に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。)に従って、文部科学大臣の承認を受ける必要があった。

文部科学省では、既存施設の有効活用を推進する観点から、国庫納付を実質的に減額するなど、公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な弾力化・簡素化を図っている。この弾力化・簡素化について、旧旭川第 1 中学校についても一定の要件を満たすことによって享受できることとなるが、その要件が当基金の積立てを行うことであった。

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課の「財産処分手続ハンドブック（平成 31 年 3 月）」より抜粋

Q. 32 「4(1)②国庫補助事業完了後 10 年以上経過した、建物等の有償による財産処分のうち、(2)を適用したならば国庫に納付することとなる補助金相当額以上の額を、当該地方公共団体の設置する学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立て、適切に運用することとしているもの」について教えてください。

A. 32

○ 有償による財産処分で次の要件を全て満たす場合、処分の相手方や内容(貸与・譲渡)を問わず、国庫納付金を要さない取扱いとしています。

- ・ 補助事業完了後 10 年以上経過した施設であること
- ・ 国庫納付金相当額以上を学校施設整備費に充てるための基金として積み立てること (Q. 56 参照)

市では平成 30 年 12 月に文部科学大臣へ財産処分承認申請を提出し、平成 31 年 3 月に承認を得た。その結果、令和元年度に 2,825,015 円の基金の積立てを行った。

<基金積立金額の計算方法>

①建設時の補助金額×財産処分面積÷補助面積×残存年数÷処分制限期間

②譲渡金額×財産処分面積÷譲渡面積×補助率

①と②を比較し、金額の小さい②が積立額となった。

(2) 最新の状況について

令和 2 年 9 月に所管部局に確認したところ、当基金については令和 2 年度に東栄小学校の整備費に全額充当されるため、令和 3 年 3 月末には残高がゼロとなる予定である。

また現時点において、閉校となった旧学校について有償譲渡に向けて検討している事例はあるか確認したところ、ないとのことであった。

監査結果と意見

該当事項なし。

11. デザイン振興基金

【基金概要】

基金の名称	デザイン振興基金
所管部局	経済部 産業振興課
根拠法令等	旭川市デザイン振興基金条例
設置年月日	平成元年 4 月 7 日
設置目的	デザインに関する事業に必要な経費の財源に充てるため。
これまでの経緯 (統合や分割等)	—
予算計上会計	一般会計
積立財源	寄附金、運用益
積立目標額 (単位：円)	—
基金の積立方針	デザインに関する事業に充当することを目的に、寄附金や運用益を積み立てる。
基金の取崩方針	デザインに関する事業の費途に充当することを目的に取り崩す。
基金が充当される事業の概要	旭川デザイン協議会が運営するデザインギャラリーの管理運営に係る費用の負担及び国際家具デザインフェア旭川開催委員会が主催するイベントの開催費用の支援。
所管部局が考える当基金の課題	市外からの寄附額が年々増加している一方、地元からの寄附がないこと。
今後の見通しとその理由	寄附額を上回る充当を行ってきたことにより、将来的に基金が枯渇する可能性がある。事業実施や情報発信を通じ、取組への理解を広げ、新たな寄附の獲得に努めたい。

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位：円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	19,064,858	16,385,617	12,319,774	16,088,577	21,907,892
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	19,064,858	16,385,617	12,319,774	16,088,577	21,907,892

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	18,581,695	19,064,858	16,385,617	12,319,774	16,088,577
増加					
積立	390,000	234,500	737,000	4,084,500	7,702,600
運用利息	93,163	76,259	57,157	24,303	9,715
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
増加計	483,163	310,759	794,157	4,108,803	7,712,315
減少					
事業費充当	0	3,000,000	5,000,000	500,000	2,000,000
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	0	3,000,000	5,000,000	500,000	2,000,000
3 月末残高	19,064,858	16,375,617	12,179,774	15,928,577	21,800,892
出納整理期間中					
増加	0	10,000	140,000	160,000	107,000
減少	0	0	0	0	0
出納整理期間後残高	19,064,858	16,385,617	12,319,774	16,088,577	21,907,892

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
デザインギャラリー管理負担金	9,000,000	2,000,000

【概要補足等】

(1) 基金の設置経緯について

当基金は、デザインへの理解や関心の向上、デザインを活用したまちづくり、デザインに関する人材の育成及び活用、デザイン活動の支援等を目的とし、デザイン家具等の関係団体の寄附金を原資として、平成元年 4 月 7 日に制定された旭川市デザイン振興基金条例を根拠に設置された。

（２）現在の運用状況について

平成 29 年度までは一般会計からの繰入れ、寄附金及び運用利息が主な基金積立財源であった。そして当基金を国際家具デザインフェア旭川の準備・開催時の費用の一部に充てていたが、積立額よりも充当額が上回っていたため基金残高は減少傾向にあった。

平成 30 年度以降は、ふるさと納税による寄附金が積立財源となったことにより残高は増加傾向にあり、令和元年度は、国際家具デザインフェア旭川の準備・開催費用、及びデザインギャラリー運営費の一部として当基金が充当された。

（３）デザインギャラリー管理負担金について

当事業は、産業デザインを中心に幅広いジャンルの作品を発表するイベント等の企画展示を行っているデザインギャラリーの運営を通じて、地場産業のデザイン振興やデザインマインドの高揚を図ることを目的として実施されており、デザインギャラリーの管理運営やデザイン振興事業に係る経費について当基金が充当されている。

令和元年度はデザインギャラリー運営費 10,310,857 円に対して総額 9,000,000 円の負担金が市から支出されたが、そのうち 2,000,000 円が当基金から充当された。

（４）国際家具デザインフェア旭川の開催費及び開催準備費について

国際家具デザインフェア旭川は、旭川市にとって主要な地場産業の 1 つである家具製造業のデザインの高度化と製品の高付加価値化を図り、家具産地としてのイメージの高揚とデザインによる国際交流の促進及び市民の家具デザインへの理解の浸透を図るため、当デザインフェアの開催委員会が主催し、平成 2 年度から 3 年ごとに開催されているものである。開催期間中は、国際デザインコンペや旭川家具のエキシビション、デザインシンポジウム等が行われる。

令和 2 年に開催予定であった第 11 回のデザインフェアは、新型コロナウイルスの影響により開催が 1 年延期となったが、平成 29 年度に行われた第 10 回では、平成 28 年度に開催準備費として 3,000,000 円、当年度に開催費として 5,000,000 円が当基金より充当された。

監査結果と意見

（１）積立目標額の設定について【意見】

令和元年度末時点における当基金残高は 21,907,892 円であるが、当基金の積立目標額は設定されていない。

基金は今後推進していきたいと考えている事業を実施するために必要な残高を、過不足なく確保することが必要である。仮に必要以上の残高を有する場合には、基金を充当する事業を拡充することや、事業に対する充当額を増額することを検討するべきである。一方で不

足している場合には、事業を実施できるよう、残高確保のための方策を検討する必要があるであろう。

【基金概要】で述べたように所管部局としては、地元からの寄附が少ないことを課題として認識しており、将来的な基金の枯渇も懸念している。仮に基金が枯渇した場合には現在実施している各種施策が、財源不足のために実施できなくなる可能性がある。特に、旭川市にとって主要な地場産業の一つである家具製造業に関する施策が実施できなくなることは避けなければならないであろう。

そこで、基金の積立目標額を設定することを検討するべきであると考えている。

（２）基金運用収益の処理方法について【意見】

当基金条例では、基金運用収益の処理方法について、「一般会計歳入歳出予算に計上し、デザインに関する事業の費途に充てるほか、基金に編入するものとする。」とされており、運用収益を事業費へ直接充当することができる規定となっている。実際には、基金への編入が行われていた。

運用収益の原資は基金であり、そこから獲得した運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続すべきであると考えている。基金は当初設置した際の目的に沿って事業費に充当される必要があり、基金を運用した結果獲得した果実たる運用収益についても同様に考えるべきであろう。運用収益を一旦基金に編入した上で事業の費途に充てることとすれば、基金の設置目的に沿った事業費への充当であることが、より明確になると考える。

上述のとおり、当基金では運用収益の基金への編入が行われており、現在の運用で問題はないと考えるが、条例上は事業費への直接充当が可能な規定となっている。

運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続していただきたい。

12. 国際交流活動基金

【基金概要】

基金の名称	国際交流活動基金
所管部局	観光スポーツ交流部 都市交流課
根拠法令等	旭川市国際交流活動基金条例
設置年月日	平成元年 4 月 7 日
設置目的	国際交流活動に必要な経費の財源に充てるため。
これまでの経緯 (統合や分割等)	—
予算計上会計	一般会計
積立財源	指定寄附金及び運用中の基金預金利子
積立目標額 (単位: 円)	—
基金の積立方針	旭川市国際交流活動基金条例第 3 条及び第 4 条の規定により、指定寄附金及び基金から生ずる収益の一部を積み立てる。
基金の取崩方針	旭川市国際交流活動基金条例第 6 条の規定により、国際交流活動等を推進する国際交流振興費（旭川市国際交流委員会への負担金）及び海外の姉妹友好都市との交流を実施する国際親善交流費に充当する。
基金が充当される事業の概要	・国際交流振興費 市民レベルの地域の国際化に対応するため、外国人と市民との交流事業や外国語講座、外国語を母国語とする市民の生活支援及び国際交流団体の活動支援を行っている旭川市国際交流委員会に負担金を支出し、国際交流活動の振興や地域の国際化を推進するための取組を行う。 ・国際親善交流費 姉妹友好都市などの様々な分野での交流を推進し、幅広い視野を持つ各界各層の人材の育成や地域産業・文化などにおける新たな活力と魅力の創出を図るとともに、国際化の進展に対応できるまちづくりを進めるための取組を行う。
所管部局が考える当基金の課題	・基金創設当初は基金運用益のみを事業費（国際交流振興費）に充当していたが、長年の低金利等に伴う財源措置として取崩規定を設置、国際親善交流費への財源充当拡大により基金が減少し、今後も現在と同規模の事業を継続した場合、数年後には基金が枯渇する見通しとなっていた。 ・幸い令和元年度以降はふるさと納税収入の大幅増により、近年中の基金枯渇は回避できているものの、運用益を望めない中ふるさと納税等の寄附金収入に依存せざるを得ず、ふるさと納税制度の変更や寄附額の増減の影響を受けやすいなど、不安定な要素を抱えている。
今後の見通しとその理由	・長く続く低金利の影響により基金の運用益による事業の実施は困難であることから基金の取崩による事業費への財源充当はやむを得ない面もあるが、青少年交流をはじめ姉妹友好都市との交流等を安定的・継続的に実施するためにも基金を維持する必要がある。

	・そのため、これまでも各都市と交流覚書を交わすなど、事業の精査に努めてきたところであるが、今後も事業規模の見直しや効率化による適正な実施に努めるとともに、基金残高を増加させるため、ふるさと納税等の寄附金の増収に資する情報発信に取り組んでいく。
--	---

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位：円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	102,318,772	83,568,851	68,033,789	45,071,342	51,824,179
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	102,318,772	83,568,851	68,033,789	45,071,342	51,824,179

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	116,548,777	102,318,772	83,568,851	68,033,789	45,071,342
増加					
積立	5,325,000	175,000	330,000	1,119,000	25,733,450
運用利息	370,729	94,334	64,660	47,903	27,698
繰替運用	122,289,987	102,627,364	83,695,995	0	0
その他	0	0	0	0	0
増加計	127,985,716	102,896,698	84,090,655	1,166,903	25,761,148
減少					
事業費充当	0	0	0	0	0
繰替運用	122,244,506	102,588,106	83,633,511	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	122,244,506	102,588,106	83,633,511	0	0
3 月末残高	122,289,987	102,627,364	84,025,995	69,200,692	70,832,490
出納整理期間中					
増加	0	10,000	15,000	450,000	418,000
減少	19,971,215	19,068,513	16,007,206	24,579,350	19,426,311
出納整理期間後残高	102,318,772	83,568,851	68,033,789	45,071,342	51,824,179

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業		金額	
		事業費	充当額
国際交流振興費		7,000,000	7,000,000
旭川市国際交流委員会負担金		7,000,000	7,000,000
国際親善交流費		12,426,311	12,426,311
姉妹友好都市交	ブルーミントン・ノーマル両市（アメリカ）	981,672	981,672
	ユジノサハリンスク市（ロシア）	2,947,601	2,947,601
	水原市（韓国）	3,906,405	3,906,405
	哈爾濱市（中国）	439,391	439,391
その他	CIR（国際交流員）	4,025,666	4,025,666
	諸外国等	125,576	125,576
計		19,426,311	19,426,311

【概要補足等】

（１）基金の設置経緯について

平成元年度のふるさと創生事業における交付金などを原資として、当基金が設置された。設置当初は基金運用益を事業費に充てていたが、金利低迷に伴い、事業充当のために基金を取り崩している。

（２）基金を充当した事業について

当基金を充当する事業費は、主に国際交流振興費と国際親善交流費に分けられる。

国際交流振興費は、旭川市国際交流委員会への負担金である。旭川市国際交流委員会は、旭川市民と在住外国人の交流の場を創出する草の根レベルの国際交流を推進するために設立された委員会であり、旭川市と旭川市の姉妹都市との交流団体（例えば旭川・ブルーミントン・ノーマル姉妹都市委員会等）の事務局を担っている。

国際親善交流費は、4 か国 5 都市の姉妹友好都市との様々な分野での相互の交流事業に関する費用である。例えば交流イベントに係る運営費や往来に当たっての交通費などが挙げられる。

監査結果と意見

(1) 今後の基金の方向性について【意見】

旭川市での国際交流活動に係る事業費は、基本的に全額を当基金からの支出で賄っており、一般会計からの支出はない。

毎年、約2千万円程度の費用がかかるため、基金残高は減少の一途をたどっていたが、令和元年度においては、ふるさと納税が堅調で2千6百万円ほどの寄附金が寄せられたために、残高は増加している。

しかし、ふるさと納税による収入は増減が大きいいため、事業費を下回る寄附金であれば、当基金の残高は減少し続けることになる。

一般会計からの支出がない現状では、当基金の枯渇とともに、国際交流活動の財源もなくなり、活動の継続は困難となってしまう。

令和元年度は前述のとおり寄附金が多く、また、令和2年度は、コロナの影響で、往来を伴う国際交流事業のほとんどは実施されず、事業費への充当も少ないため、基金残高の減少は避けられた。しかし将来的にはグローバル化がより一層進み、国際交流活動の重要性も増してくると思われ、事業の継続が求められるであろう。

当基金を活用しつつも、数年にわたる基金残高の推移の計画を立てて、国際交流活動が停止することのないよう、例えば市の公式行事である代表団の訪問及び受入れなどは一般財源からの事業充当も含め、財源の確保と基金の更なる効果的な運用について検討すべきであると考ええる。

(2) 基金運用収益の処理方法について【意見】

当基金条例では、基金運用収益の処理について、「一般会計歳入歳出予算に計上し、国際交流活動の費途に充てるほか、基金に編入するものとする。」とされており、運用収益を事業費へ直接充当することができる規定となっている。実際には、基金への編入が行われていた。

運用収益の原資は基金であり、そこから獲得した運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続すべきであると考ええる。基金は当初設置した際の目的に沿って事業費に充当される必要があり、基金を運用した結果獲得した果実たる運用収益についても同様に考えるべきであろう。運用収益を一旦基金に編入した上で事業の費途に充てることとすれば、基金の設置目的に沿った事業費への充当であることが、より明確になると考える。

上述のとおり、当基金では運用収益の基金への編入が行われており、現在の運用で問題はないと考えるが、条例上は事業費への直接充当が可能な規定となっている。

運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続していただきたい。

13. 庁舎建設整備基金

【基金概要】

基金の名称	庁舎建設整備基金
所管部局	総務部 庁舎建設課
根拠法令等	旭川市庁舎建設整備基金条例
設置年月日	平成 10 年 4 月 1 日
設置目的	庁舎の建設整備事業の財源に充てるため。
これまでの経緯 (統合や分割等)	過去、統合や分割等なし。
予算計上会計	一般会計
積立財源	一般財源、寄附金、運用益
積立目標額（単位：円）	—
基金の積立方針	・基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。 ・基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 ・市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
基金の取崩方針	庁舎の建設整備事業の財源に充てるために基金の全部又は一部を処分する。
基金が充当される事業 の概要	庁舎整備推進費：現庁舎が抱える耐震性の不足や老朽化、狭あい化、分散化などの課題を解消し、市民の安全・安心を確保するため、防災拠点としての機能を有する新庁舎を建設する。 庁舎改修費：老朽化した各庁舎の延命化対策として、大規模修繕を計画的に行う。また、新庁舎建設に向けた環境整備を行う。
所管部局が考える当基金の課題	—
今後の見通しとその理由	現在の積立金は、新庁舎の建設工事費への充当を予定している。新庁舎供用開始後に、総合庁舎や第三庁舎の解体を行うが、それらの工事への当基金からの充当は予定していない。

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位：円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	1,647,600,645	1,968,338,710	2,282,425,623	2,515,105,120	2,515,968,691
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	1,647,600,645	1,968,338,710	2,282,425,623	2,515,105,120	2,515,968,691

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	1,342,472,739	1,647,600,645	1,968,338,710	2,282,425,623	2,515,105,120
増加					
積立	0	0	0	0	0
運用利息	3,202,896	122,030	144,501	582,493	674,378
繰替運用	1,155,010	1,512,035	1,787,812	1,835,504	2,000,163
その他	770,000	19,094,000	11,649,600	11,191,500	4,249,711
増加計	5,127,906	20,728,065	13,581,913	13,609,497	6,924,252
減少					
事業費充当	0	0	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	0	0	0	0	0
3 月末残高	1,347,600,645	1,668,328,710	1,981,920,623	2,296,035,120	2,522,029,372
出納整理期間中					
増加	300,000,000	300,010,000	300,505,000	219,070,000	12,110,000
減少	0	0	0	0	18,170,681
出納整理期間後残高	1,647,600,645	1,968,338,710	2,282,425,623	2,515,105,120	2,515,968,691

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
庁舎整備推進費	202,311,690	12,849,551
庁舎改修費	53,121,130	5,321,130

【概要補足等】

(1) 当基金の概要

当基金は、庁舎の建設整備事業の財源に充てるために設置されたものである。旭川市では、庁舎の耐震性不足のほか、老朽化、狭あい化、分散化など様々な課題を解決するため、新しい庁舎の建設に向けた取組を進めている。新庁舎の本体建設工事は令和2年4月に着工し、工期は41か月であり、令和5年11月の供用開始を予定している。新庁舎供用開始後、現総合庁舎や第三庁舎の解体工事、及び駐車場整備工事が行われるが、それらの工事の財源については新たな起債や国からの補助金で賄う可能性があり、現時点では当基金を充当する予定はない。

当基金のこれまでの積立状況をまとめると以下のとおりである。

(単位：円)

年度	一般財源	寄附金	利子	計	繰入金	年度末積立金
H10	10,000,000	6,500,000	0	16,500,000		
H11	10,000,000	0	106,294	10,106,294		26,606,294
H12		10,000,000	82,931	10,082,931		36,689,225
H13		0	128,748	128,748		36,817,973
H14		901,118	37,090	938,208		37,756,181
H15		0	37,859	37,859		37,794,040
H16		0	37,794	37,794		37,831,834
H17		0	37,831	37,831		37,869,665
H18		0	47,207	47,207		37,916,872
H19		0	247,810	247,810		38,164,682
H20		200,000	209,905	409,905		38,574,587
H21		10,000	181,300	191,300		38,765,887
H22		0	89,161	89,161		38,855,048
H23		0	54,397	54,397		38,909,445
H24	500,000,000	30,000	54,323	500,084,323		538,993,768
H25	500,000,000	510,000	1,241,799	501,751,799		1,040,745,567
H26	300,000,000	590,000	1,137,172	301,727,172		1,342,472,739
H27	300,000,000	770,000	4,357,906	305,127,906		1,647,600,645
H28	300,000,000	19,104,000	1,634,065	320,738,065		1,968,338,710
H29	300,000,000	12,154,600	1,932,313	314,086,913		2,282,425,623
H30	219,000,000	11,261,500	2,417,997	232,679,497		2,515,105,120

年度	一般財源	寄附金	利子	計	繰入金	年度末積立金
R1	0	16,359,711	2,674,541	19,034,252	-18,170,681	2,515,968,691
R2 (予算)	0	10,000,000	3,450,000	13,450,000	-59,290,000	2,470,128,691
合計	2,439,000,000	88,390,929	20,198,443	2,547,589,372	-77,460,681	2,470,128,691

※ 年度のHは「平成」、Rは「令和」である。

平成30年度までは一般財源からの積立てが行われていたが現在は積み立てていない。これは平成30年度に積立額が25億円となり、起債などの利用を合わせ建設の目処が立ったことから積立てをやめたためである。庁舎建設に当たっての財源等は後述する。

令和元年度には初めて事業費充当が行われた。総合庁舎建替設計委託料や建替に当たっての既存設備等の撤去費用等に充てられたものである。詳細は後述する。

(2) 新庁舎の概要

昭和33年に完成した現在の総合庁舎は、著しい耐震性の不足、庁舎の分散化、狭あい化、老朽化など多くの問題を抱えており、これらの解決のため新庁舎の建設が不可欠となっている。そこで、「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」を基本理念に、市民窓口といった従来機能の向上と、市民の多様な活動の拠点となるような場や旭川らしさを発信するような新たな機能を備えることにより、今後長きにわたり親しまれる庁舎を計画し、建設がスタートしている。

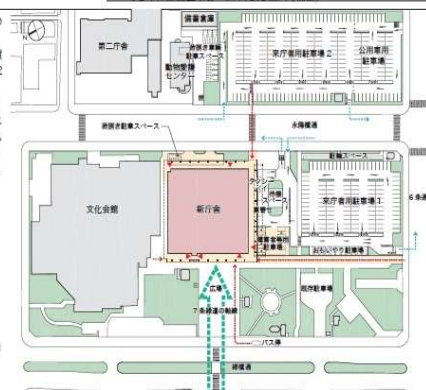
旭川市総合庁舎建替 基本設計 概要版

◆ 新庁舎建物概要

主要用途	庁舎	階数	地下1階 地上9階
構造種別	鉄骨造	高さ(最高高さ)	44.1m
基礎形式	直接基礎	駐車場	約370台(来庁者用314台)
建築面積	3,561㎡	駐輪場	約100台
延床面積	24,598㎡	概算総事業費	約137.3億円(税抜)
		うち本体建設工事費	約118.8億円(税抜)

◆ 配置計画

- 新庁舎の建設予定地は、総合庁舎と市民文化会館の間とし、総合庁舎は新庁舎建設の後解体します。
- 新庁舎の南側に車寄せや来庁者用駐車場1を配置します。また、第三庁舎跡地には来庁者用駐車場2と公用車用駐車場を配置します。
- 新庁舎の出入口は、7条緑道の延長線上になる西側のほか、来庁者用駐車場1など周辺からのアクセスを考慮し複数の場所に設けます。また、周辺道路から出入口までの主要な道路はロードヒーティングとし冬の利用者の移動しやすさに配慮した計画とします。



◆ 階層計画

9階	市民利用が可能な展望ラウンジのほか、機械室を配置します。
8階	議会機能を集約した配置とし、大空間の議場スペースを確保します。
7階	市長室、災害対策本部など、災害時の指揮系統の連携が取りやすい配置とします。
4・5・6階	行政機能を集約し、事務効率の向上を図ることができる配置とします。
3階	子育て支援窓口を配置します。
2階	福祉支援窓口や臨時窓口スペースを配置します。
1階	総合窓口や市民活動スペース、シティブロモーションスペースを配置します。
地下1階	倉庫や機械室を配置します。



(3) 新庁舎の建設財源

新庁舎の総事業費と各建設財源の構成は以下のとおりである。

総事業費		151.3 億円
建設財源	国庫補助金	2.1 億円
	地方債	120.0 億円
	建設基金	24.9 億円
	一般財源	4.3 億円

上記金額は現時点での見込みであり、総事業費及び各建設財源の内訳金額は最終的に変動することがあり得る。

建設財源のうち国庫補助金は、設計委託費と新庁舎完成後に予定している総合庁舎及び第三庁舎の解体工事に充てる想定である。設計委託費分は現時点で確定しているが、各庁舎の解体工事は令和 6 年度以降に予定している工事であるため、補助金額は確定したものではない。

地方債は、市町村役場機能緊急保全事業債や公共事業債、及び一般事業債で構成される。そのうち市町村役場機能緊急保全事業債は、昭和 56 年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業が対象の事業債である。起債対象経費の 90% 以内に事業債を充当することができ、起債対象経費の 75% を上限として、この範囲で充当した市町村役場機能緊急保全事業債の元利償還金の 30% を基準財政需要額に算入することで交付税措置がなされる。

建設基金は当基金「旭川市庁舎建設整備基金」であり、既に積立てをやめたのは前述のとおりである。

一般財源は現在の厳しい市の財政状況においては、財政調整基金の取崩しにより対応することが想定される。

市町村役場機能緊急保全事業について

- 熊本地震により、業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場である庁舎（行政の中核拠点）が発災時においても、有効に機能しなければならないことが再認識されたところ
- 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、「市町村役場機能緊急保全事業」を創設

1. 対象事業

昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業

※ 上記以外であっても、業務継続の確保のために行う洪水浸水想定区域等からの本庁舎の移転事業は、本事業債の対象

2. 要件

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの

3. 財政措置

(1) 地方債の充当率 起債対象経費の90%以内

(2) 交付税措置 起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した市町村役場機能緊急保全事業債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入

※地方債の充当残については、基金の活用が基本

4. 事業年度

緊急防災・減災事業債にあわせて、平成29年度から平成32年度まで

※ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置

5. 起債対象経費

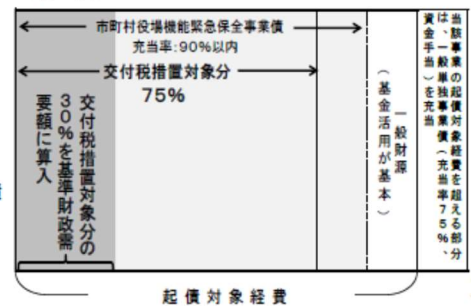
庁舎建替え事業費 × (建替前延床面積 又は 標準面積) / 新庁舎の面積

※対象面積の上限は、建替前延床面積と標準面積のいずれか大きい方の面積

※標準面積：入居職員数 × 35.3㎡

※用地費は、一般単独事業債（一般事業）による対応

<イメージ>



(4) 建設財源における市町村役場機能緊急保全事業債の考え方

市町村役場機能緊急保全事業債はいわゆる借金であるため、極力新規発行を抑え、一般財源や基金による財源比率を上げることで将来世代の負担を少しでも抑えるべきという考え方もあるであろう。

この考え方について所管部局に確認したところ、新庁舎は現役世代だけではなく将来世代も使うのであるから、世代間の公平性の観点から将来世代も一定の負担をすべきである。また、市町村役場機能緊急保全事業債はその元利金の償還に当たり国からの交付税措置があるため、自己財源や基金で財源を負担するよりも長期的に見れば有利であるというのが所管部局の考え方であった。

この所管部局の考え方には一定の合理性があるものと判断した。

(5) 基金充当事業の内容について

令和元年度の基金充当事業の内容は以下のとおりである。決算額のうち市債を財源とする割合は決算額の90%となっている（十万円未満の端数は切り捨てている。）。この割合は前述した、起債対象経費の90%以内に事業債を充当することができるという内容に整合したものである。そして市債財源以外を基金及び一般財源で賄っている。

① 庁舎整備推進費

(単位：円)

業務名	決算額	市債	基金充当額	一般財源
総合庁舎建替設計委託（実施設計分）	139,360,351			
総合庁舎建替地中熱交換井設備ほか工事	50,600,000			
総合庁舎建替歩道改修工事（歩道切り下げ）	4,589,200			
事務費	7,762,139			
計	202,311,690	182,000,000	12,849,551	7,462,139

② 庁舎改修費

(単位：円)

業務名	決算額	市債	基金充当額	一般財源
議会棟自転車置き場撤去修繕	352,000			
凍れる滝水盤撤去修繕	847,000			
総合庁舎周辺施設撤去工事（樹木伐採・移設）	21,362,000			
旭川市新庁舎建設工事現場支障物撤去業務（シンボル塔撤去）	880,000			
旭川市新庁舎建設予定地支障物移設業務（ガス灯移設）	2,475,000			
旭川市新庁舎建設工事現場産業廃棄物収集運搬業務	367,598			
旭川市新庁舎建設工事現場産業廃棄物処理業務	6,095,250			
地下埋設電話ケーブル移設業務（電話線）	9,396,000			
イントラネット用光ケーブル移設業務	2,916,000			
新庁舎建設に伴う引込ケーブル移転等に関する損失補償契約（H0Tnet 切替）	195,402			
新庁舎建設に伴う通信線路移設工事に関する損失補償契約（H0Tnet 架空切替）	401,606			
新庁舎建設に伴う架空線移設工事に関する損失補償契約（ポテト架空切替）	2,168,320			
新庁舎建設に伴う電線路等移設工事に関する損失補償契約（北電架空切替）	2,821,454			
永隆橋通歩道仮設フェンス設置修繕（北電柱安全対策）	253,000			
総合庁舎排水設備切替工事（污水切り回し）	2,590,500			
計	53,121,130	47,800,000	5,321,130	0

合計	255,432,820	229,800,000	18,170,681	7,462,139
----	-------------	-------------	------------	-----------

監査結果と意見

(1) タイムリーな情報開示について【意見】

新庁舎の建設に当たっては、着工に至るまでの間に、庁舎整備検討審議会や庁舎整備に関する市民アンケートなどの実施により、市民の意向等を適宜反映しながら検討が行われてきた。そのような経緯もあり、新庁舎に対する市民の関心は非常に高いものと思われる。それはどのような庁舎が完成するのかだけではなく、総工費や建設財源についても同様であろう。

総工費については前述のとおり約 151 億円が想定され、これを現役世代と将来世代で負担していくのである。今後、様々な要因により総工費が想定額を上回る又は下回ることがあり得るであろう。どのような要因で想定額から乖離したのか、各建設財源の必要額はどの程度変動するのか等、市民への周知は必要であろうと考える。

総工費や各建設財源の必要額については、想定額に変更があった場合、市民へのタイムリーな情報開示が望まれる。

当基金に対する意見は上記のとおりである。

現時点での新庁舎の総工費は約 151 億円、そのうち地方債によって賄う金額は 120.0 億円と想定されており、起債規模は大きい。平成 30 年度より起債は開始されており、令和元年度末時点で 299,600 千円の起債実績がある。そして起債された時点で将来の元利金償還スケジュールは確定する。

この地方債の元利金償還に当たっては、前述のとおり一定割合の交付税措置が予定されているものはあるが、一定規模の償還財源を確保することが必要であり、これを現役世代と将来世代で負担していくことになる。

今後、新庁舎が市民に長きにわたり親しまれるよう、施設面の観点からだけでなく建設財源の観点からも、市民にとってより望ましい新庁舎が建設されることを望む。

14. 減債基金

【基金概要】

基金の名称	減債基金
所管部局	総合政策部 財政課
根拠法令等	地方自治法第 241 条
設置年月日	平成 2 年 2 月 28 日
設置目的	市債の償還に必要な財源の確保による本市財政の健全な運営
これまでの経緯 (統合や分割等)	—
予算計上会計	一般会計
積立財源	土地売却収入、貸付金元金収入、運用益
積立目標額 (単位：円)	—
基金の積立方針	起債による財源を原資とした事業収入
基金の取崩方針	財政運営上必要があるとき。
基金が充当される事業 の概要	長期債元金 (過去に借り入れた市債の償還金)
所管部局が考える当基金 の課題	—
今後の見通しとその理由	現在の積立財源となっている旧土地開発公社の土地売却収入及び動物園通り産業団地開発事業貸付金元金収入以外に新たに積立財源となる事業収入がなければ、近年の財政状況を踏まえると現在の残高はこれらの原資となった市債の償還額を目安に取り崩すこととなるため、数年後には残高がなくなる見込み。

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位：円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	1, 095, 864, 303	1, 195, 108, 178	596, 590, 212	197, 821, 378	471, 779, 987
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	1, 095, 864, 303	1, 195, 108, 178	596, 590, 212	197, 821, 378	471, 779, 987

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	1, 294, 849, 521	1, 095, 864, 303	1, 195, 108, 178	596, 590, 212	197, 821, 378
増加					
積立	0	0	0	0	0
運用利息	241, 286	392, 109	259, 274	339, 043	86, 319
繰替運用	773, 496	1, 341, 766	1, 222, 760	892, 123	404, 710
その他	0	0	0	0	0
増加計	1, 014, 782	1, 733, 875	1, 482, 034	1, 231, 166	491, 029
減少					
事業費充当	0	0	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	0	0	0	0	0
3 月末残高	1, 295, 864, 303	1, 097, 598, 178	1, 196, 590, 212	597, 821, 378	198, 312, 407
出納整理期間中					
増加	0	497, 510, 000	0	0	463, 467, 580
減少	200, 000, 000	400, 000, 000	600, 000, 000	400, 000, 000	190, 000, 000
出納整理期間後残高	1, 095, 864, 303	1, 195, 108, 178	596, 590, 212	197, 821, 378	471, 779, 987

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
—	—	—

【概要補足等】

(1) 当基金の設置経緯について

昭和 50 年代に財源対策のために発行した臨時財政特例債等の残高が巨額になってきたことから、地方財政の健全化を図るため、平成元年度の普通交付税の算定において、昭和 53 年度から 56 年度までの臨時財政特例債等の残高相当額が基準財政需要額に算入された。

これにより、普通交付税が多く交付されることとなったため、それを基金として積み立て、将来の公債費負担に備えるため、平成 2 年 2 月に当基金を設置したものである。

(2) 当基金の積立財源について

現在の当基金の積立財源としては以下の 2 つがある。

① 旧土地開発公社の土地売却収入

旭川市土地開発公社（以下「開発公社」という。）は、市に代わり公共用地の先行取得等を行うため設立された。しかし、市において先行して用地を確保しなければならないような大型の事業計画が予定されなくなったことや、地価の下落が続く状況において用地を先行取得する意義が薄れたことから、市は平成 25 年度に開発公社の解散を決定した。

解散に当たり、開発公社が事業用地取得資金として金融機関より借り入れていた債務 40 億円を債務保証するための財源として、市は第三セクター等改革推進債を発行した。市はこの代位弁済に伴い、開発公社が保有する土地による代物弁済を受けた。その後、市が開発公社から取得した土地が売却された場合、その売却収入から必要経費を差し引いた金額を当基金に積み立てている。

② 動物園通り産業団地開発事業貸付金元金収入

動物園通り産業団地の開発及び販売は、株式会社旭川振興公社で行っている。同社は市の第三セクターである。この開発及び販売に必要な事業資金は、市が市債を財源として同社に貸し付けている。令和元年度末時点で累計 9 回、総額 1,759,100 千円の貸付けが実行されている。その都度同社と市との間で金銭消費貸借契約書が交わされている。同社は分譲地の売却収入から必要経費を差し引いた金額を市に弁済し、市はその弁済金額を当基金に積み立てている。

（３）当基金の取崩しについて

当基金は財政運営上必要がある場合に取り崩すとされている。具体的には当基金条例第 5 条において、「基金は、市債の償還財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上し、処分することができる。」と規定されている。

市が抱える市債のうちどの市債の償還財源に充てるかという考え方はないが、これまで開発公社から取得した土地の売却収入を原資とした積立額が多くを占めていたことから、第三セクター等改革推進債の元金償還額 4 億円（年額）を目安として、そのときの財政状況を踏まえて取り崩していた。

今後は、動物園通り産業団地開発事業貸付金元金収入が当基金残高の大半を占めることが想定されるため、この市債の元金償還額を目安に取り崩すことになるというのが、所管部局の方針である。

（４）過去 10 年間の市債元利償還額、市債残高、減債基金残高の推移

過去 10 年間の市債元利償還額、市債残高、及び減債基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	市債元利償還額 (借換債を除く)	市債残高	減債基金残高
平成 20 年度	19,294,836	185,221,009	162,499
平成 21 年度	18,729,649	184,953,918	163,065
平成 22 年度	18,551,234	184,942,970	163,445
平成 23 年度	18,142,656	184,285,190	163,778
平成 24 年度	18,093,325	182,602,289	313,967
平成 25 年度	17,963,786	184,744,752	464,220
平成 26 年度	18,101,105	183,101,966	1,294,850
平成 27 年度	17,930,617	180,520,347	1,095,864
平成 28 年度	17,728,959	178,434,145	1,195,108
平成 29 年度	17,858,765	176,942,064	596,590
平成 30 年度	17,534,003	175,863,036	197,821
令和元年度	18,085,959	173,395,999	471,780

以下で示す割合のうち、割合①は市債元利償還額に占める減債基金残高の割合である。また割合②は市債残高に占める減債基金残高の割合である。

年度	割合①	割合②
平成 20 年度	0.84%	0.09%
平成 21 年度	0.87%	0.09%
平成 22 年度	0.88%	0.09%
平成 23 年度	0.90%	0.09%
平成 24 年度	1.74%	0.17%
平成 25 年度	2.58%	0.25%
平成 26 年度	7.15%	0.71%
平成 27 年度	6.11%	0.61%
平成 28 年度	6.74%	0.67%
平成 29 年度	3.34%	0.34%
平成 30 年度	1.13%	0.11%
令和元年度	2.61%	0.27%

市債は、市が公共事業などを実施する際に借り入れる「借金」のことである。市債を利用することは、事業資金を調達するだけではなく、将来にわたり市債を償還（返済）していくことで、世代間の負担を公平にするという役割もある。市では、過去に市債の残高が年々増

加し、その償還負担が市の財政を圧迫していたが、平成 18 年度以降は公共事業に係る市債の借入額を元金償還額以下に抑制してきた。その結果、市債残高は平成 17 年度の 1,949 億円をピークに減少に転じている。また、市民一人当たりの市債残高は 53 万円であり、中核市平均の 38 万円と比較すると、高い水準にある。

基金残高について見ると、平成 26 年度に大きく増加しているが、開発公社より代物弁済によって取得した土地の売却件数及び金額が多かったため、多額の積立てが行われたことによる。減債基金残高は市債元利償還額及び市債残高と比べて、かなり少額な状況である。

監査結果と意見

(1) 基金の設置目的と基金積立財源の関係性について【意見】

当基金の設置目的は「市債の償還に必要な財源の確保による本市財政の健全な運営」であり、特定の市債の償還に充てることが目的ではない。

一方で現在、基金積立ての財源となっているものは、開発公社から取得した土地の売却収入と、動物園通り産業団地開発事業貸付金元金収入のみである。過去には一般財源からの積立てを行ったことがあったとはいえ、現在の積立財源がこの 2 つの収入のみとなっている状況で、市債全般の償還財源に充てるとするのは実態と基金設置目的が整合していないであろう。むしろ前述した 2 つの市債の償還に充てるための基金であると考えの方が実態と整合しており理解できる。

市債全般の償還に充てることが当基金の目的であるならば、積立財源を 2 つの収入のみとしている現状は望ましい状況とは言えないであろう。現在の当基金条例第 2 条では、「基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。」とされている。そこで決算剰余額のうち一部を減債基金に積み立てることができるよう予算措置した上で、一般財源からも積み立てることを検討すべきであると考ええる。

(2) 基金の残高規模について【意見】

【概要補足等】(4) で示したとおり、市債元利償還額に占める減債基金残高の割合は年度によってばらつきがある。しかし、当基金の目的が「市債の償還に必要な財源の確保による本市財政の健全な運営」であるならば、この割合にばらつきが生じるのは望ましいとは言えず、ある程度一定であるべきである。一定ではない要因は、減債基金の積立てが計画的に行われておらず、毎年度の積立額が大きく変動するからである。一定の計画をもって積み立て、基金の適正残高を確保することが将来の市債償還のために必要であろう。

また市債残高に占める減債基金残高の割合を見ても、将来の市債償還に充てるだけの十分な残高規模であるとは到底言えない。一般財源からの積立てを行うなど、中長期的な視点での残高確保が求められる。

(3) 今後の基金の方向性について【意見】

当基金の積立財源は現在、開発公社から取得した土地の売却収入と、動物園通り産業団地開発事業貸付金元金収入のみである。これでは土地売却が実現したときにのみ積立てが行われることになり、安定した基金の積立てを行うことは困難であろう。将来の市債償還の財源に充てるためには安定した積立てが行われ、適正規模の残高が確保されていることが必要であろう。

現状の市債残高及び市債償還額と基金残高を比較したときに、現状の基金残高ではその目的を十分に達成できるか疑問である。このままの状況であれば、基金の枯渇も懸念される。

上記(1)及び(2)では減債基金残高を現状よりも増やすべきであるという趣旨の意見を述べたところであるが、それら以外に考えられる方向性として、財政調整基金との集約も一つの方法ではなかろうか。この点、両基金の目的や役割は異なるから集約という考え方はそぐわないというのが所管部局の見解である。しかし財政調整基金を厚くすることにより、その中から市債償還の財源に充てるという考え方を採用できないだろうか。

近年は市全体の収支不足が生じているため、結果として、市債償還額に占める財政調整基金の充当割合は大きいであろう。減債基金は残高が少ないため市債償還に充てるには十分な規模とは言えない。実質、減債基金は財政調整基金と同様の扱いになっているであろう。すなわち、減債基金が市債償還に充てられていることが明確とは言えない。

今後、当基金残高を増やしていく方策を検討する、それが難しいのであれば財政調整基金と集約するなど、今後の当基金の方向性を検討していくことが望まれる。

(4) 動物園通り産業団地開発事業貸付金の返済金額の考え方について【意見】

これまでの株式会社旭川振興公社（以下「振興公社」という。）からの貸付金返済状況と、分譲地の売却状況は以下のとおりである。

返済日	返済額	分譲地売却先	土地売却金額	返済額割合
H31. 3. 15	177, 873, 448 円	A 社	218, 690, 000 円	81. 3%
R1. 8. 27	241, 962, 921 円	B 社	297, 520, 000 円	81. 3%
R2. 2. 27	406, 664, 605 円	C 社	500, 000, 000 円	81. 3%

※返済額割合は「返済額÷土地売却金額」で算定

このように、土地売却金額に占める返済額の割合は全て 81. 3%となっている。この理由について所管部局に確認したところ、回答は以下のとおりであった。

『市から公社へ貸付するに当たっての貸付金額は、その時点までに実際に要した測量費用や調査費用、人件費等の積算をベースに決定される。土地売却金額の設定に当たっては、市からの貸付金の総額を10年間に渡って毎年均等払いで返済することと仮定し、貸付金の額に加え、10年間に係る固定資産税や人件費、草刈り等の維持管理費といった必要経費を計上して決定されている。したがって各区画の土地売却金額と返済額の割合はどの区画においても同じ割合となる。』

このように土地売却金額の決定に当たっては、全事業期間（終了は令和10年3月31日）で負担するであろう固定資産税等が織り込まれているが、仮に現時点で売却できた場合に、売却時以降の期間に対応する固定資産税等が売却金額に織り込まれるのは妥当とは言えないであろう。その分、高い金額で売却されることになり、それは振興公社にとっての利益となる。振興公社は第三セクターとはいえ一営利企業であるから利益を得ることは問題ない。しかし、市からの貸付けを受けて事業を実施している以上、できるだけ早期に返済し、その返済金額が基金に積み立てられて運用されることが望ましいとも言える。

事業期間の中で早期に売却できた場合には、市への返済額割合を高めることを検討することが望ましいであろう。

（５）無利息貸付けの妥当性について【意見】

動物園通り産業団地開発事業貸付金について、市から振興公社への貸付及び返済の推移は以下のとおりである。

（単位：円）

貸付		返済		残高
貸付日	金額	返済日	金額	
H27. 6. 25	74,000,000			74,000,000
H28. 4. 21	13,200,000			87,200,000
H28. 6. 23	344,500,000			431,700,000
H28. 11. 25	460,400,000			892,100,000
H29. 4. 20	6,300,000			898,400,000
H29. 5. 25	38,200,000			936,600,000
H29. 10. 26	729,100,000			1,665,700,000
H30. 4. 19	65,200,000			1,730,900,000
H30. 10. 25	28,200,000			1,759,100,000
		H31. 3. 15	177,873,448	1,581,226,552
		R1. 8. 27	241,962,921	1,339,263,631
		R2. 2. 27	406,664,605	932,599,026

市から振興公社への貸付は全9回行われており、その都度、金銭消費貸借契約書が交わされている。この金銭消費貸借契約書第4条によれば「本件貸付金は無利息とする。」とされている。この無利息貸付が妥当であるのか懸念がある。

平成23年12月28日総務副大臣通知「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について（通知）」によれば、以下の記載がある。

観光施設事業及び宅地造成事業（内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。）を新たに行う場合には、次の点に御留意いただきたい。

- (1) 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
- (2) 事業を実施する法人においては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
- (3) 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
- (4) 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援（出資・貸付け・補助）を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。

この通知によれば、地方公共団体の関与は必要最小限にとどめ、事業実施法人が、事業自体の収益性に着目し、自ら資金調達することが基本であると理解できる。

そこで、振興公社が自ら金融機関からの資金調達を行った場合、金利負担は当然求められるであろう。想定されてはいないが仮に市が自ら造成事業を行った場合、財源は市債を発行して調達すると思われるが、その時にも金利負担は発生するであろう。

しかし、今回のように市が振興公社に事業資金を貸し付けた際に無利息とするというのは、経済的合理性の観点からは妥当ではないとも言える。この点、所管部局の見解は以下のとおりである。

『企業立地による地域経済の発展や雇用創出等を図るため、企業の受け皿となる産業団地を造成するという市の重要施策を実施するに当たって、総務副大臣通知等に基づいて、旭川振興公社に造成・分譲事業を依頼したものであり、依頼先である旭川振興公社に金利負担を求めることが妥当でないと判断したものです。』

この見解について一定の理解はできる。確かに旭川市のような地方都市にとって地域経済の発展や雇用創出は重要な課題である。また事業開始当初、当事業は赤字になるであろうと想定されていたのかもしれない。

しかし、金利は固定資産税や分譲費用などと同様に、分譲地の造成から売却に至るまでの一つのコスト（原価）であることに変わりはない。振興公社が適切な原価管理を行い、事業自体の収益性を正確に把握するためには、金利を負担してコストとして認識することが必要であろう。そうしなければ、正確にどれくらいの利益が獲得できたのか、又はできなかった

たのかが分からない。また市にとっても、金利が基金に積み立てられることにより一定の運用収益を得られるであろう。

今後同様の事例が生じた場合には、貸付金について金利負担を求めることについて検討されることを望む。

（６）将来のリスクヘッジ策の検討について【意見】

動物園通り産業団地開発事業について、土地売却が進まなかった場合や想定価格よりも低い価格で販売せざるを得ない場合など、将来、貸付金を全額回収できないこともあり得るであろう。その際の対応として、「動物園通り産業団地開発事業に関する協定書」第５条には以下のように規定されている。

株式会社旭川振興公社は、平成４０年３月３１日まで産業団地の分譲を行うものとする。
ただし、分譲期間満了日において産業団地に分譲残置がある場合は、甲、乙協議して取扱いを定めるものとする。

市として回避しなければならないことの一つに、貸付金の回収不能の発生がある。

今後、事業の進捗状況を注視し、貸付金の回収不能リスクが発生した場合には早期にリスクヘッジ策を検討する必要がある。

15. 長寿社会生きがい基金

【基金概要】

基金の名称	長寿社会生きがい基金
所管部局	福祉保険部 長寿社会課 高齢者支援係
根拠法令等	旭川市長寿社会生きがい基金条例
設置年月日	平成2年4月6日
設置目的	今後の高齢社会における地域社会の果たす役割を重視し、長寿社会に対応するまちづくりに寄与することを目的とする。
これまでの経緯 (統合や分割等)	—
予算計上会計	一般会計
積立財源	寄附金、運用益
積立目標額（単位：円）	—
基金の積立方針	長寿社会生きがい基金に対する指定寄附金及び利息(充当利息は除く)は、年度末までに全て積み立てる。
基金の取崩方針	長寿社会に対応する社会福祉活動に必要な経費の財源に充てるために、基金の一部を取り崩すことができる。
基金が充当される事業の概要	充当事業名：長寿社会生きがい振興事業、高齢者ふれあい入浴事業、老人クラブ・高齢者いきいの家運営費、高齢者生きがい対策費
所管部局が考える当基金の課題	取り崩しによる基金元金の減少及び金利低迷により、基金の枯渇の危機に瀕している。
今後の見通しとその理由	—

【過去5年間の基金残高状況】

(単位：円)

種目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
預金	282,672,986	184,007,699	170,354,691	203,472,571	148,222,318
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	282,672,986	184,007,699	170,354,691	203,472,571	148,222,318

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	384,546,213	282,672,986	184,007,699	170,354,691	203,472,571
増加					
積立	4,428,263	4,644,500	34,751,500	8,168,500	19,230,433
運用利息	917,805	249,559	121,350	18,660	15,256
繰替運用	241,097	252,977	181,342	121,306	99,914
その他	0	0	0	0	0
増加計	5,587,165	5,147,036	35,054,192	8,308,466	19,345,603
減少					
事業費充当	0	0	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	0	0	0	0	0
3 月末残高	390,133,378	287,820,022	219,061,891	178,663,157	222,818,174
出納整理期間中					
増加	124,000	50,000	28,000	98,932,056	661,000
減少	107,584,392	103,862,323	48,735,200	74,122,642	75,256,856
出納整理期間後残高	282,672,986	184,007,699	170,354,691	203,472,571	148,222,318

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
高齢者生きがい対策費	51,161,371	50,935,371
老人クラブ・高齢者いきいの家設置運営費補助金	45,722,200	13,770,660
高齢者ふれあい入浴事業費	3,603,501	3,603,501
長寿社会生きがい基金修繕費	99,000	99,000
長寿社会生きがい基金委託料	1,183,600	1,183,600
長寿社会生きがい振興事業費	5,724,806	5,664,724

【概要補足等】

(1) 当基金の設置経緯について

高齢化社会に対応するため、地域社会に根ざした市民自らの自主的な福祉活動の推進が不可欠なことから、民間の諸組織及びボランティア団体等が行う在宅の高齢者に対する援護活動、地域福祉活動等への援助、育成はもとより健康な高齢者自身にもこれからの活動を

通しての生きがいの創造と社会参加を促すなど、市民全体による長寿社会にふさわしい福祉活動の振興を図るため生きがい対策基金制度の創設が必要との判断から、平成 2 年 4 月に当基金を設置したものである。

(2) 基金充当事業について

令和元年度において当基金が充当された事業は、【令和元年度基金充当事業】で示したとおりであるが、各事業の概要は以下のとおりである。

① 高齢者生きがい対策費

具体的には、a)敬老会事業（新 100 歳祝含む）、b)長寿大運動会、c)高齢者文化祭の実施に係る経費の 3 事業で構成される。

a)敬老会事業

77 歳以上（その年度内に 77 歳になる者も含む）の高齢者を対象に、市、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、地区市民委員会の共催で地区ごとに敬老会を開催し、市は開催経費の一部として負担金（招待対象者一人当たり 1,000 円）を支出している。

また敬老会とは直接関連しないが、年度中に満 100 歳となる者に対し、国から贈呈される祝状と記念品の配布時に、旭川市からも祝状と記念品を贈呈している。

b)長寿大運動会

高齢者の健康増進と親睦を深めるため、旭川市老人クラブ連合会との共催により、長寿大運動会を開催している。

c)高齢者文化祭

生きがいを高め、趣味の向上を図り、あわせて市民の高齢者福祉への理解と関心を高めることを目的とし、旭川市老人クラブ連合会との共催により、高齢者の趣味の作品等の展示発表及び芸能発表を行う高齢者文化祭を開催している。

② 老人クラブ・高齢者いきいの家設置運営費補助金

市が、老人クラブ、旭川市老人クラブ連合会、高齢者いきいの家へ運営費補助金を交付するものである。

a)老人クラブ

市は、おおむね 60 歳以上の者が各地域で趣味や健康づくりの活動やボランティア活動を行う各老人クラブの運営に対して補助を行うとともに、旭川市老人クラブ連合会の事業に対しても補助を行っている。クラブ運営等については 1/3 の国庫補助がある。

b)高齢者いきいの家

市は、高齢者が趣味や健康づくりの活動などで 1 日を楽しく過ごすことのできる場所として市内各所に設置している高齢者いきいの家について、維持管理に対する補助を行っている。

③ 高齢者ふれあい入浴事業費

高齢者の心身の健康維持、世代間交流の促進、あわせて公衆浴場の入浴需要の喚起を図るため、旭川浴場組合が実施する「高齢者ふれあい入浴事業（9月を除く毎月26日（風呂の日）に、70歳以上（その年度内に70歳になる者を含む）の者を対象に公衆浴場を100円で開放する事業）に対して補助金を交付する。

なお、9月は道の事業として、敬老の日に実施されているため、本事業からは除いている。

④ 長寿社会生きがい基金修繕費

⑤ 長寿社会生きがい基金委託料

平成31年3月に遺贈を受けて当基金に組み入れられた不動産を売却するに当たっての整理費用として、令和元年度のみ充当したものである。

⑥ 長寿社会生きがい振興事業費

高齢者の生きがいづくりや、地域住民やボランティアが行う社会福祉活動等の事業に対して補助金を交付するものである。市社会福祉協議会が実施する安心見守り事業、ふれあいサロン等、NPO法人が行う高齢者への会食サービスなどを補助対象としている。

監査結果と意見

（１）基金運用収益の処理方法について【意見】

当基金条例第4条において、運用収益の処理として以下のように規定されている。

基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、高齢者の生きがいの高揚及び社会福祉の向上に関する事業の費途に充てるほか、基金に編入するものとする。

これは運用収益を基金に積み立てることなく、直接事業費に充当できることを意味している。しかし運用収益の原資はあくまでも基金である。その基金から獲得した運用収益は一旦基金に積み立てた後、基金目的に沿った事業費に充当することが必要であろう。

運用収益は一旦基金に積み立てた上で、事業費に充当すべきである。

（２）基金構成財産について【指摘】

当基金には以下の不動産が構成財産として含まれている。これらは平成31年3月に遺贈を受けて当基金に組み入れられた不動産であり、公有財産としての活用は困難であることから換価するまでの間、当基金にて一時的に所有しているものである。今回、各不動産の全

部事項証明書を入手し登記内容を確認したところ、いずれも所管部局で把握している内容と一致していた。

土地	① 宅地	231.32 m ²	旭川市忠和 8 条 4 丁目 66 番地 735
	② 宅地	81.05 m ²	空知郡南富良野町字落合 376 番
	③ 畑	7,022.00 m ²	空知郡南富良野町字落合 433 番
建物	④ 居宅	1 階 70.47 m ² 2 階 27.54 m ²	旭川市忠和 8 条 4 丁目 66 番地 735
	⑤ 簡易付属		旭川市忠和 8 条 4 丁目 66 番地 735

上記不動産のうち①、④及び⑤は入札不調につき、令和 2 年 12 月に再度入札を行った。ここでも入札不調であったため、令和 3 年度に改めて入札を行う予定である（令和 3 年 1 月現在）。

②については全く買い手がつかず、かつ利用価値もないとのことである。

③については現在、購入申出があり、売却手続が進行中である。令和 2 年度中には売却手続が完了する予定である（令和 3 年 1 月現在）。

特に②については、利用価値がない状況であり特段活用もされていない。遺贈により取得したとはいえ、このまま保有し続ける合理性はないであろう。また上記不動産は、一時的な所有を想定していた。

利用価値のない不動産については、今後、処分の方法を検討していくことが必要である。

（３）基金設置目的と基金充当事業の整合性について【意見】

当基金の設置目的は、「今後の高齢社会における地域社会の果たす役割を重視し、長寿社会に対応するまちづくりに寄与することを目的とする。」というものである。

令和元年度における基金充当事業として「長寿社会生きがい基金修繕費」及び「長寿社会生きがい基金委託料」がある。これらの事業は、遺贈を受けて当基金に組み入れられた不動産を売却するに当たっての整理費用を負担するものである。

この事業に対する基金充当と、基金の設置目的との整合性については疑問である。確かに遺贈を受けた不動産が売却された場合には、その売却代金は当基金に積み立てられることになるであろうが、当該不動産の整理費用への充当は基金設置目的と直接的には結びつかないであろう。むしろ整理費用は一般財源で賄うことが適切ではなかろうか。

今後、遺贈等により所有することになった不動産の整理費用に当基金を充当することの妥当性について、考え方を整理すべきであろう。

(4) 敬老会事業収支計算書のチェックについて【指摘】

敬老会事業について、「令和元年度旭川市敬老会実施要綱 8. 実施報告」において、実施主体の長は、事業完了後、速やかに実施報告書及び収支決算書を市に提出するものと規定されている。この収支決算書について、所管部局のチェック体制を確認したところ、領収書等の原始記録との照合といったチェックは特段行っていないとのことであった。

確かに敬老会の実施主体は相当数に上り、毎年全件チェックを行うことは困難であろうと思うが、少なくとも抽出によるサンプリング調査等を行うべきではなかろうか。現状では不適切な支出があったとしても見過ごされることになってしまう。

例えば地区ごとにローテーションを組み、数年で全実施主体のチェックを行うようにするということは可能であろう。収支決算書のチェック体制を整備すべきである。

(5) 敬老会事業の方向性について【意見】

現在、高齢社会への対応は様々な自治体で直面している課題であろう。旭川市も同様であり、敬老会事業についていえば、77 歳以上の人口は年々増加しており、市の負担金額及び事業費に占める市負担金の割合は増加している。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
77 歳以上	44,350 人	45,486 人	46,837 人	48,541 人	49,747 人
実施主体数	106 件	107 件	107 件	107 件	111 件
地区決算総額 (円)	61,351,625	62,262,598	63,826,364	64,923,156	67,055,598
市負担金額 (円)	44,350,000	45,474,115	46,813,868	48,358,189	49,713,728
市負担割合	72.3%	73.0%	73.3%	74.5%	74.1%

令和 2 年 2 月 5 日起案書より作成

また、実施主体によって差はあるものの、対象者に占める出席者の割合が低いケースが散見される。

このような状況において、市は現在、対象者一人当たり 1,000 円の負担金を支出しているが、この支出内容の妥当性について検討されることを望む。金額が現状のままで良いのか、また、招待対象者ではなく実際の出席者数を負担金支出の基準とすべきではないか等、検討されることを望む。

この点、所管部局では、市負担金の増加の抑制及び実施主体たる地域の負担軽減を図るため、事業自体の見直しを進めており、この見直しの結果、敬老会事業の今後の方向性が見出されることを望む。

(6) 各種事業の財源の考え方について【意見】

当基金が充当されている事業のうち事業費が最大の事業は高齢者生きがい対策費であり、中でも敬老会事業である。当基金の設置目的は前述のとおりであるが、長寿社会に対応していくには他にも様々な施策に当基金が充当されることが望ましいであろう。

例えば一人暮らしの高齢者への対応などは重点的に取り組むべき事業(課題)であろうと思われる。このような課題に対しては短期的な施策では不十分であり、長期的な視点に基づいた施策が求められるであろう。

そこで基金活用の方向性として、このような長期的な視点に基づいた施策に対して基金を重点的に活用するといった、財源の使い分けがあっても良いのではないかと考える。敬老会事業といった単年度で完結する事業については、一般財源を充当する割合を高めるといった考え方があっても良いのではないかと考える。実際に敬老会事業は、過去に一般財源で賄っていたこともあったとのことである。

財源には限りがある中で、一般財源を充当することは難しいかもしれないが、施策の実現に要する時間の長短に基づいた視点から財源を使い分けるといった工夫があっても良いのではないかと考える。

16. 都市緑化基金

【基金概要】

基金の名称	都市緑化基金
所管部局	土木部 公園みどり課
根拠法令等	旭川市都市緑化基金条例
設置年月日	平成3年4月1日
設置目的	民有地の緑化、緑化普及啓発など
これまでの経緯 (統合や分割等)	—
予算計上会計	一般会計
積立財源	寄附金、運用益
積立目標額（単位：円）	—
基金の積立方針	ふるさと納税制度による寄附金や、その他企業等からの寄附金を積み立てている。
基金の取崩方針	都市緑化の推進を図るための事業や資材購入等に充てている。
基金が充当される事業の概要	シンボル花壇の造成、市民協力花壇づくり支援、ガーデンバスツアー、落ち葉腐葉土化の推進、都市緑化推進事業、緑化団体育成、苗圃施設の維持管理など。
所管部局が考える当基金の課題	基金の取崩額が積立額を上回る状況が続いており、現在のペースが続けば、数年後に基金が枯渇することが懸念される。
今後の見通しとその理由	基金の延命を図るため、充当事業の見直し等を行う必要がある。

【過去5年間の基金残高状況】

(単位：円)

種目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
預金	147,371,749	131,167,897	108,675,985	88,123,619	73,929,829
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	147,371,749	131,167,897	108,675,985	88,123,619	73,929,829

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	163,901,180	147,371,749	131,167,897	108,675,985	88,123,619
増加					
積立	563,000	1,148,500	1,291,100	2,954,000	10,044,380
運用利息	91,668	106,778	20,163	7,926	0
繰替運用	113,857	129,942	93,725	73,412	62,472
その他	0	0	0	0	0
増加計	768,525	1,385,220	1,404,988	3,035,338	10,106,852
減少					
事業費充当	0	0	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	0	0	0	0	0
3 月末残高	164,669,705	148,756,969	132,572,885	111,711,323	98,230,471
出納整理期間中					
増加	30,000	0	100,000	110,000	392,000
減少	17,327,956	17,589,072	23,996,900	23,697,704	24,692,642
出納整理期間後残高	147,371,749	131,167,897	108,675,985	88,123,619	73,929,829

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
緑化推進費充当	20,225,207	20,225,207
苗圃管理費充当	370,615	367,435
公園管理費充当	1,099,263,985	2,100,000
管理事務費充当	6,584,405	2,000,000

【概要補足等】

(1) 基金の設置経緯について

近年、問題とされるようになった地球規模における緑資源の減少に対応するため、森林保護やリサイクル活動等が盛んになってきているとともに、各都市においても都市化の進展で失った緑の回復施策が一層進められている。また、より高い生活の質を求める市民の意識が定着し、機能性や効率性に加えて潤いのある空間や豊かな緑が生活環境づくりの中で強く求められる時代であると認識されてきた。旭川市では都市像の 1 つである「自然との共生

都市」の実現に向けて、昭和 45 年から取り組んできた公共施設緑化とともに、民有地緑化と緑化普及を加えた 3 本を緑化施策の柱とし、これらが相互に連携、分担しながら進めることが総合緑化の基本であるという考えの下、特に民有地緑化において、公平・公正の市政の原則からして、公費の直接投入はなじまないものであることから、基金を設置し財源根拠を明確にした上で実施することが不可欠であるという認識の下、旧建設省により設定された「地方における緑化基金設立促進の方針」に基づき、平成 3 年 4 月 1 日に当基金が設置された。

また基金創設時の資料では、企業や市民からの寄附や募金等の協力が得やすいこと、市の積極的姿勢を打ち出すことにより市民の理解を得やすいことから、旭川市が主体的に事業を行うべきであり、市民ニーズの把握や住民理解の獲得と協力の推進、アイデアの創出や効率的な執行の点から、緑化団体を活用して様々な事業を実施していくとしている。

（２）現在の運用状況について

令和元年度は、ふるさと納税による寄附金等により新規積立額が 10,498,852 円となり、一方、緑化推進費として 20,225,207 円、苗圃管理費として 367,435 円、公園管理費として 2,100,000 円、管理事務費として 2,000,000 円の基金充当が発生し、基金残高は 73,929,829 円となった。残高は前年度末より約 1,400 万円減少した。直近 5 年間の基金残高は減少傾向にある。

基金設置当初は民有地緑化に重点が置かれていたが、現在は公有地が対象となっているケースが多い。基金積立目標額や基金充当事業の中長期的な計画は設定していない。

また、基金運用利息については当基金条例第 4 条において、一般会計歳入歳出予算に計上し、都市緑化推進活動の費途に直接充てるほか、基金に編入するものとされている。

（３）緑化推進費について

基金充当事業としては、①緑と花により修景されたシンボル花壇等を整備するとともに、市民協力による道路等の花壇づくりに花苗等を支援し、市民参加による緑と花のあふれる美しい街並みの形成と緑化意識の高揚を図ること、②落ち葉の再資源化を進めるために、地域住民との協働による腐葉土化に向けた取組をモデル事業として行うこと、③緑化団体の指導育成や花フェスタ等のイベントを実施し、緑化の普及啓発を促進することが挙げられる。令和元年度の基金充当額は 20,225,207 円であった。

令和元年度における具体的な基金充当の内容は、①シンボル花壇の造成（昭和通りと 7 条通りの道路花壇の造成に計 2,494,800 円）、②市民協力花壇づくり支援等（公共用地や道路花壇への花株・客土・腐葉土等の助成及び運搬、春光台フラワーロード推進連合会への資材の助成等に計 8,571,391 円）、③緑化普及（ガーデンバスツアーに 2,232 円）、④落ち葉腐葉土化の推進（神楽岡公園腐葉土土壌調査、土のう袋に計 454,920 円）、⑤都市緑化推進事業（新築記念苗木贈呈、再利用樹木移植業務の委託に計 272,844 円）、⑥緑化団体育成（旭川

市を緑にする会への補助金に 4,900,000 円)、⑦花フェスタ旭川開催負担金(花フェスタ旭川実行委員会への負担金に 3,500,000 円)、⑧その他(公益財団法人日本さくらの会への負担金等に計 29,020 円)となっている。

(4) 苗圃管理費について

第 8 次旭川市総合計画の基本政策 9、及び総合計画を具体化する部門別計画である旭川市緑の基本計画に基づき、緑豊かなまちづくりを目指し、緑化推進事業や市民参加による緑化事業を展開するために、樹木や花株の養生、樹枝のチップ化、再利用樹木の養生等を推進する苗圃施設の維持管理を行うこととしている。そこで、神楽岡苗圃及び雨紛苗圃に対し、不用品の処分費や管理用機械の修繕費、消耗品及び資材費、燃料費等の対象経費につき 367,435 円を当基金から充当している。

(5) 公園管理費について

公益財団法人旭川市公園緑地協会や株式会社旭川公園管理センター等への指定管理料等 1,099,263,985 円のうち、常磐公園ふれあい花壇他造成管理業務や花株の助成等、都市緑化に関わる部分 2,100,000 円について当基金を充当している。

(6) 管理事務費について

苗圃管理に携わる旭川市の嘱託職員及び臨時職員の人件費(総額 3,978,695 円)の一部 2,000,000 円について当基金を充当している。

(7) 北彩都ガーデン管理費について

令和 3 年度から基金充当事業として、北彩都ガーデン管理費が新たに加わる予定である。この事業は、別に設置されている「河川環境整備基金」の充当対象事業である北彩都ガーデン管理費と同じ事業ではある。すなわち同一事業に対して 2 つの基金が充当されている。しかし「河川環境整備基金」では河川周辺の環境整備や河川の愛護といった河川に着目した事業に基金を充当するのに対し、当基金は、都市の緑化に関する事業を対象に基金を充当するものである。北彩都ガーデンは河川の周辺に立地しているということもあり、事業費の内容に応じて両基金を使い分けているのである。

(8) 当基金と対応するふるさと納税について

都市緑化基金について、その積立財源として対応するふるさと納税の事業には、以下の 2 つが存在している。

- 「都市とみどりが調和するまち」をみんなの手でつくろう
- 花で彩る、まちなかのオアシス「あさひかわ北彩都ガーデン」を旭川を代表する観光スポットへ！

これら 2 つの事業に対する寄附金は、最終的に都市緑化基金に集約される。寄附金は寄附者の意向に沿って活用することが求められるが、所管部局では、上記 2 つの事業それぞれに対する寄附金額の残高管理を行い、両事業間での寄附金の融通は行わないという前提で運用している。

監査結果と意見

（１）積立目標額の設定について【意見】

令和元年度末時点における当基金残高は 73,929,829 円であるが、当基金の積立目標額は設定されていない。

基金は今後の事業計画を確実に遂行するために必要な残高を、過不足なく確保することが必要である。仮に必要以上の残高を有する場合には、基金を充当する事業を拡充することや、事業に対する充当額を増額することを検討すべきである。一方で不足している場合には、事業計画を確実に遂行できるよう、残高確保のための方策を検討する必要があるであろう。

【基金概要】で述べたように所管部局としては、現在の状況が続けば、数年後に枯渇することが懸念され、基金の延命を図るため、充当事業の見直し等を行う必要があると考えている。仮に基金が枯渇した場合には現在実施している各種施策が、財源不足のために実施できなくなる可能性があり、第 8 次旭川市総合計画や、旭川市緑の基本計画も達成できないことになる。

そこで、今後の中長期的な基金充当計画を策定し、当該計画を遂行するに当たって目指すべき、積立目標額を設定することを検討するべきであると考えます。

（２）基金運用収益の処理方法について【意見】

当基金条例では、基金運用収益を基金に積み立てることなく、事業費へ直接充当することができることとされている。

しかし、運用収益の原資は基金であり、そこから獲得した運用収益は一旦基金に編入すべきであると考えます。基金は当初設置した際の目的に沿って事業費に充当される必要があり、基金を運用した結果獲得した果実たる運用収益についても同様に考えるべきであろう。

運用収益が基金の設置目的に沿って充当されたことを明確にするためにも、運用収益は一旦基金に編入する処理方法とするべきである。

17. 介護給付費準備基金

【基金概要】

基金の名称	介護給付費準備基金
所管部局	福祉保険部 長寿社会課 地域包括ケア推進係
根拠法令等	旭川市介護給付費準備基金条例
設置年月日	平成 12 年 4 月 1 日
設置目的	介護保険事業の健全な運営を確保するため。
これまでの経緯 (統合や分割等)	—
予算計上会計	介護保険事業特別会計
積立財源	決算剰余金及び運用益
積立目標額 (単位: 円)	—
基金の積立方針	介護保険事業特別会計の決算剰余金を積み立てる。
基金の取崩方針	年度途中の予算補正等による介護保険料相当分を介護保険事業特別会計へ繰り入れる。
基金が充当される事業 の概要	保険給付費及び地域支援事業
所管部局が考える当基金 の課題	—
今後の見通しとその理由	—

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位: 円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	581,365,302	759,996,892	1,142,256,717	1,231,299,478	1,791,609,425
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	581,365,302	759,996,892	1,142,256,717	1,231,299,478	1,791,609,425

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	423,794,530	581,365,302	759,996,892	1,142,256,717	1,231,299,478
増加					
積立	180,036,383	250,024,347	403,620,970	289,864,358	682,881,712
運用利息	175,082	150,750	531,425	141,494	119,655
繰替運用	716,307	710,493	957,430	1,105,909	1,345,580
その他	0	0	0	0	0
増加計	180,927,772	250,885,590	405,109,825	291,111,761	684,346,947
減少					
事業費充当	0	0	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	0	0	0	0	0
3 月末残高	604,722,302	832,250,892	1,165,106,717	1,433,368,478	1,915,646,425
出納整理期間中					
増加	0	0	0	0	0
減少	23,357,000	72,254,000	22,850,000	202,069,000	124,037,000
出納整理期間後残高	581,365,302	759,996,892	1,142,256,717	1,231,299,478	1,791,609,425

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
保険給付費	31,926,383,945	116,214,940
地域支援事業費	2,148,864,114	7,822,060

【概要補足等】

(1) 介護保険制度の概要

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として平成 12 年に創設された。現在では、約 674 万人が要介護（要支援）認定を受け、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着している。介護保険への加入は 40 歳以上とし、40 歳から 64 歳までについては、自身も老化に起因する疾病により介護が必要となる可能性が高くなることに加え、自身の親が高齢となり介護が必要となる状態になる可能性が高まる時期であり、また老後の不安の原因である介護を社会全体で支えるためにも、保険料を負担することになっている。

介護保険の被保険者は、65 歳以上（第 1 号被保険者）と、40 歳から 64 歳までの医療保険加入者（第 2 号被保険者）に分けられる。第 1 号被保険者は、原因を問わずに要介護認定又は要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができる。また第 2 号被保険者は、加齢に伴う疾病（特定疾病）が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができる。

介護保険の保険者は、市町村と特別区（広域連合を設置している場合は広域連合）である。保険者は、介護サービス費用の 7 割～9 割を給付するとともに、第 1 号被保険者の保険料を徴収し、介護保険財政を運営している。財源は公費 5 割、保険料 5 割（現在、第 1 号保険料 23%、第 2 号保険料 27%）とされている。

健康保険に加入する第 2 号被保険者が負担する介護保険料は、健康保険の保険料と一体的に徴収される。なお、介護保険料は医療保険料と同様に、原則、被保険者と事業主で 1/2 ずつ負担する。一方、国民健康保険に加入している第 2 号被保険者が負担する介護保険料については、国民健康保険の保険料と一体的に徴収される。

介護保険料については、3 年ごとに見直しが行われる。市町村は 3 年を 1 期とする介護保険事業計画を策定し、この事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3 年間を通じて財政の均衡を保つように保険料が設定される。仮に 3 年間毎年給付費が増加していくと仮定すれば、1 年目は余剰金が発生し、2 年目は余剰金ゼロ、3 年目は余剰金がマイナスになると想定され、3 年間を通じて収支均衡となる。

なお上記説明は、厚生労働省令和 2 年 11 月作成の資料「介護保険制度について」より、一部抜粋して記載した。

（２）介護保険事業特別会計の過去 5 年間の歳入歳出推移

旭川市では介護保険事業は特別会計を設け、歳入と歳出を一般会計と区分して経理することにより、事業や資金運用の状況を明確化している。過去 5 年間の特別会計の歳入歳出推移状況は以下のとおりである。

＜歳入＞千円未満四捨五入

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
保険料	6,479,979	6,672,546	6,816,653	7,347,913	7,147,935
国庫支出金	8,125,180	8,182,540	8,608,331	8,621,395	8,880,380
支払基金交付金	8,534,520	8,770,633	8,974,183	8,786,311	9,095,158
道支出金	4,451,035	4,547,206	4,651,405	4,692,174	4,826,733
財産収入	891	861	1,489	1,247	1,465
繰入金	4,682,139	4,747,798	4,839,387	5,058,290	5,384,825
うち一般会計繰入金（※1）	4,658,782	4,675,544	4,816,537	4,856,221	5,260,788
うち基金繰入金（※2）	23,357	72,254	22,850	202,069	124,037

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰越金	275,839	467,195	623,512	605,586	727,938
諸収入	18,840	6,924	8,578	11,173	18,240
歳入合計	32,568,423	33,395,702	34,523,588	35,124,089	36,082,674

(※1) 一般会計繰入金について

保険給付費等については市の負担割合が示されており、負担割合に従って金額を積算し、総務費などの介護保険料が充当できない事業費は、国の補助金等を控除した額を全て繰入金として積算している。

繰入額については、出納整理期間中に歳入及び歳出を確定させ、市の負担割合に応じて積算する。この市の負担割合とは実際に毎年度一般会計から繰り入れなければならない金額割合のことであり、基金からの充当分は含まれない。

(市の負担割合)

保険給付費分：12.50%

地域支援事業費分：12.50%（3 款 1 項及び 2 項の事業費）

19.25%（3 款 3 項の事業費）

低所得者保険料負担軽減分：25.00%

その他総務費等：100.00%

(※2) 基金繰入金について

平成 30 年度は第 7 期介護保険事業計画の初年度であった。一般的には余剰金が発生し基金繰入金は少なくなる年度であるが、実際には基金繰入金は多く発生した。これは第 7 期介護保険事業計画では、介護保険料の上昇を抑制するために介護給付費準備基金から繰り入れることとしており、平成 30 年度は当該計画に従って介護給付費等の予算を積算した結果、不足する介護保険料を基金から繰り入れたためである。

令和元年度は保険給付費が想定よりも多く発生したため、その財源を基金繰入れで賄った。

<歳出> 千円未満四捨五入

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総務費	635,612	580,193	601,188	567,386	582,445
保険給付費	30,508,317	30,973,904	30,757,070	31,091,623	31,926,384
地域支援事業費	666,422	682,573	1,884,121	2,092,215	2,148,864
基金積立金	180,928	250,886	405,110	291,112	684,347
諸支出金(※)	109,949	284,635	270,464	353,815	63,885
予備費	-	-	-	-	-
歳出合計	32,101,228	32,772,190	33,917,952	34,396,151	35,405,924

(※) 諸支出金について

諸支出金の中には国庫支出金の償還金が含まれる。国庫支出金は国庫負担金としての介護給付費負担金や、国庫補助金としての地域支援事業交付金などで構成される。これら国庫支出金は一旦概算払いされ、翌年度に精算による償還額が発生する。償還額の発生額が毎年度大きく変動するため、それに伴い諸支出金の歳出額が変動することになる。

歳入歳出差引額	467, 195	623, 512	605, 586	727, 938	676, 750
---------	----------	----------	----------	----------	----------

過去 5 年間の推移を見ると、毎年度継続して歳入歳出差引額がプラスである。そのため、当基金は過去 5 年間の基金残高が増加傾向にある。当基金は今後の中長期的な介護保険財政の安定化を図るために活用される。

(3) 令和元年度基金充当事業の内容について

令和元年度に基金を充当した各事業概要は以下のとおりである。

	事業名	事業概要
保険給付費	居宅介護サービス給付費	要介護等認定者に対し、居宅介護（予防）サービス費を給付する。
	居宅介護福祉用具購入費	要介護等認定者に対し、居宅介護（支援）福祉用具購入費を給付する。
	居宅介護住宅改修費	要介護等認定者に対し、居宅介護住宅改修費を給付する。
	居宅介護サービス計画給付費	要介護等認定者に対し、居宅介護（支援）サービス計画費を給付する。
	施設介護サービス給付費	要介護認定者に対し、施設介護サービス費を給付する。
	地域密着型介護サービス給付費	要介護等認定者に対し、地域密着型サービス費を給付する。
	高額介護サービス費	要介護等認定者に対し、高額介護サービス費を給付する。
	高額医療合算介護サービス費	要介護等認定者に対し、高額医療合算介護サービス費を給付する。
	審査支払手数料	介護給付費の請求に係る審査・支払手数料を国民健康保険団体連合会に支払う。
	特定入所者介護サービス費	低所得者の要介護等認定者に対し、介護保険施設の居住費や、ショートステイの滞在費の負担を軽減するため、特定入所者介護サービス費を給付する。

	事業名	事業概要
地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行う。
	介護予防普及啓発事業費	高齢者が地域で自立した生活が継続できるよう支援するため、各種予防教室、介護予防手帳やパンフレットの配布を行い、介護予防の普及啓発及び促進を図る。
	一般介護予防事業評価事業費	被保険者の要介護状態等になることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のために実施する一般介護予防事業の評価を行い、事業の実施方法等の改善を図る。
	地域リハビリテーション活動支援事業費	介護予防の取組を総合的に支援することを目的として、リハビリテーション専門職が地域の住民主体の通いの場や生活課題を抱える高齢者に対して技術的な支援を行う
	包括的支援事業費	地域高齢者の保健・福祉・医療の向上を目的に、総合相談等により、生活の安定のために必要な支援を行う。
	介護給付費等費用適正化事業費	介護給付等費用の適正化を図るため、ケアプラン抽出点検、レセプト点検、医療レセプト突合点検及び給付費通知の各事業を行う。
	家族介護支援事業費	在宅における介護者の負担軽減を図るため、認知症高齢者見守り事業及び家族介護用品購入助成事業の各事業を行う。
	地域自立生活支援等事業費	高齢者が地域で自立した生活が継続できるよう支援するため、福祉用具・住宅改修支援事業、成年後見制度利用支援事業、認知症サポーター等養成事業、見守り配食サービス事業、シルバーハウジング生活支援事業の各事業を行う。

監査結果と意見

(1) 基金積立てのタイミングについて【意見】

当基金条例第2条には、基金積立てについて以下のように規定されている。

第2条 介護保険事業特別会計に剰余金を生じたときは、その全額を基金として積み立てるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

現状ではこの規定に従い、出納整理期間が終了し、決算額及び剰余金が確定した後にその全額を基金として積み立てており、運用上特段問題があるわけではない。

しかし、令和元年度の介護保険事業特別会計の決算書によると、歳出のうち基金積立金予算現額と実際の基金積立額（支出済額）との間で以下のように乖離が見られた。

（単位：円）

予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (A) - (B)
990, 553, 000	684, 346, 947	306, 206, 053

市の予算調製においては歳入歳出額を同額とする必要があることから、介護保険事業特別会計で当初において保険料の剰余分が見込まれる場合は、形式上、介護給付費準備基金積立金（歳出）に予算計上することとなる。決算書によれば当初予算において307,287,000円が保険料の剰余分として積立予算に計上されていた。これは上記の不用額とおおむね同水準である。その後補正予算において683,266,000円が追加計上され、最終的に990,553,000円の積立予算となった。結果としては、予算計上されていたとおりに基金積立てが行われていないことになる。

所管部局によれば、令和元年度に多額の不用額が発生したのはむしろイレギュラーであり、通常、不用額はそれほど発生しないとのことである。確かに過去の決算書を見る限り令和元年度ほどの不用額が発生した年度はないが、平成27年度は41,572,228円の不用額が発生していた。令和元年度にこれほど多額の不用額が発生した要因は、保険給付費が想定していた程伸びなかったためである。

そこで、令和元年度のように多額の不用額が発生が見込まれる場合であっても、決算確定まで基金積立てを行うことができない現在の取扱いのままで良いのか、検討していただきたい。

仮に不用見込額の全額を積み立てた場合に、結果として財源が不足するという事態は避けなければならないであろうが、年度末にかけての収支見込みを加味しながら、そのうち一部でも積立てを可能とすることはあっても良いのではなかろうか。

最終的には翌年度において積立てが行われるので、結果としては変わらないという見解もあるであろう。しかし年度途中での基金積立てを行うことができれば、基金の運用期間が長くなり、一定の運用収益の獲得にもつながるであろう。

多額の不用額の発生が見込まれる場合、基金積立てを行い得るタイミングが現在の取扱いのままで良いのか、継続的に検討していただきたい。

18. 駅周辺土地区画整理事業償還基金

【基金概要】

基金の名称	駅周辺土地区画整理事業償還基金
所管部局	地域振興部 都市計画課
根拠法令等	旭川市駅周辺土地区画整理事業償還基金条例
設置年月日	平成 16 年 2 月 26 日
設置目的	旭川駅周辺土地区画整理事業に係る市債の償還に充てるための基金
これまでの経緯 (統合や分割等)	平成 27 年度に基金取崩しにより、市債の償還が完了した。 旭川駅周辺土地区画整理事業が終了したことに伴い、令和 2 年 4 月 1 日をもって基金を廃止した。
予算計上会計	駅周辺開発事業特別会計
積立財源	保留地処分金
積立目標額（単位：円）	—
基金の積立方針	保留地処分金を積み立て、市債の償還の財源として確保する。
基金の取崩方針	旭川駅周辺土地区画整理事業に係る市債の償還に充てるため基金を取り崩す。
基金が充当される事業 の概要	旭川圏都市計画事業旭川駅周辺土地区画整理事業 旭川駅周辺に広がる旧国鉄跡地を有効活用し、都市機能の充実・強化、既成都心部の駅南側へ拡大を図るとともに、河川空間などの自然と調和した市街地を形成することを目的として、道路や公園などの都市基盤施設の整備等を行う事業
所管部局が考える当基金の課題	—
今後の見通しとその理由	—

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位：円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	0	0	0	0	0
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	338,073,755	0	0	0	0
増加					
積立	22,307	0	0	0	0
運用利息	564,883	0	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
増加計	587,190	0	0	0	0
減少					
事業費充当	338,660,945	0	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	338,660,945	0	0	0	0
3 月末残高	0	0	0	0	0
出納整理期間中					
増加	0	0	0	0	0
減少	0	0	0	0	0
出納整理期間後残高	0	0	0	0	0

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
—	—	—

【概要補足等】

(1) 土地区画整理事業の概要

土地区画整理事業は、旭川駅周辺に広がる旧国鉄跡地を有効利用し、都心機能の充実・強化、既成都心部の駅南側へ拡大を図るとともに、河川空間などの自然と調和した市街地を形成することを目的として、道路や公園などの都市基盤施設の整備などを行うものである。平成 8 年度から事業が開始され、令和元年度に事業完了した。

土地区画整理事業は特別会計を設けて経理され、事業や資金運用の状況を明確にし、予算執行されてきたが、事業完了のため令和元年度をもって特別会計も終了した。

(2) 当基金のこれまでの経緯について

当基金は平成 16 年 2 月に設置され、令和元年度をもって廃止された。これまでの経緯の詳細は以下のとおりである。

●平成 16 年 2 月 26 日

「旭川市駅周辺土地区画整理事業償還基金条例」制定

旭川市駅周辺土地区画整理事業に係る市債の償還については、当該年度の保留地処分金により賄うこととしていたが、処分可能な保留地は事業の進捗に応じて整備されるため、毎年度保留地処分金収入を見込むことは難しい状況であった。そのため、元利償還金を上回る保留地処分金が収入される年度については、その額を基金に積み立てることにより、将来に渡る元利償還の財源として確保するため、条例により当基金を設置した。

●平成 28 年 3 月 31 日

基金全額を取り崩し、市債（地域開発事業債）の繰上償還を行った。以降、当基金の残高はなし。これらの市債は当初、令和元年度末に一括償還することとなっていたが、平成 28 年度における保留地処分金と当基金の取崩しによって繰上償還が可能となったことから、その後の利子負担額の軽減のため一括で繰上償還した。

●令和 2 年 4 月 1 日

令和 2 年 3 月 31 日付けで旭川市駅周辺土地区画整理事業が終了したことに伴い、当基金を廃止した。

(3) 当基金の年度別残高状況と地域開発事業債残高状況

① 当基金の年度別残高状況は以下のとおりである。保留地の処分は平成 15 年度から開始され、基金の積立ても始まった。以下の表の年度は全て平成である。

(単位：円)

年度	決算年度中増減額	決算年度末現在高
15	110,057,000	110,057,000
16	155,461,490	265,518,490
17	△151,330,498	114,187,992
18	△114,187,992	0
平成 19 年度～25 年度 基金増減額及び残高はなし。		
26	338,073,755	338,073,755
27	△338,073,755	0

② 当基金を償還財源とする地域開発事業債残高状況は以下のとおりである。前述のとおり、平成 27 年度に一括で繰上償還を行い、残高はなくなった。

(単位：千円)

年度	決算年度中増減額		決算年度末現在高
	起債額	償還額	
9	156,200	—	156,200
10	543,000	—	699,200
11	146,000	—	845,200
12	53,700	—	898,900
13	157,500	13,016	1,043,384
14	73,300	90,586	1,026,098
15	116,500	111,442	1,031,156
16	72,400	119,102	984,454
17	83,100	141,602	925,952
18	46,100	141,602	830,450
19	32,400	141,602	721,248
20	30,000	141,612	609,636
21	41,000	64,040	586,596
22	66,000	43,256	609,340
23	142,500	35,516	716,324
24	574,000	86,324	1,204,000
25	228,900	116,500	1,316,400
26	128,700	513,500	931,600
27	—	931,600	0

(4) 保留地売却状況

当基金の積立財源となる保留地の処分状況は以下のとおりである。

年度	保留地処分額 (単位：円)	件数 (単位：件)
10	30,861,000	15
11	99,202,000	24
12	87,577,000	19
13	53,203,000	9
14	5,844,000	2
15	238,127,000	6
16	285,957,000	1

年度	保留地処分額（単位：円）	件数（単位：件）
17	2,049,000	1
18	19,886,000	2
19	23,163,000	1
20	131,757,000	4
21	67,083,000	3
22	46,326,000	1
23	46,326,000	1
24	105,957,000	3
25	517,758,000	7
26	780,043,999	5
27	835,000,000	1
28	10,712,000	3
29	0	0
30	240,302,103	2

監査結果と意見

（１）基金廃止のタイミングについて【指摘】

当基金は令和２年４月１日に廃止された。一方で平成２７年度に基金を全額取り崩し、市債の償還は完了した。

当基金の設置目的は、「旭川駅周辺土地地区画整理事業に係る市債の償還に充てるため」であり、償還が完了した時点で、その目的は達成したと考えることができる。

その時点で当基金を廃止しなかった理由について所管部局によれば、平成２７年度の償還完了時には事業が継続していたことから、その後新たな起債が発生する可能性があったため、事業途中での廃止とはせず、事業完了時に廃止するという判断であったとのことである。

しかし、平成２８年度以降の特別会計決算書を見る限り、収入予算や繰越金でその後の事業費は賄えることになっており、決算額で見ても起債を要するような大きな事業費は発生していない。このような事実は平成２７年度の償還完了時において予測できていたはずではなかろうか。そうであればその時点で基金廃止の判断があっても良かったであろう。

当基金は、既に廃止されているため対応することはできないが、今後、基金の目的を達成し、役割を終えた基金は速やかに廃止することを検討すべきである。

19. 旭山動物園施設整備基金

【基金概要】

基金の名称	旭山動物園施設整備基金
所管部局	経済部 旭山動物園
根拠法令等	旭川市旭山動物園施設整備基金条例
設置年月日	平成 19 年 9 月 18 日
設置目的	旭川市旭山動物園の動物展示施設等の整備及び動物の購入に必要な経費の財源に充てるため。
これまでの経緯 (統合や分割等)	—
予算計上会計	動物園事業特別会計
積立財源	寄附金、運用益等
積立目標額（単位：円）	—
基金の積立方針	動物園の動物展示施設の整備、動物展示施設の整備に伴う動物の購入及びその他既存施設の大規模な改修に充当することを目的に、寄附金や運用益等を積み立てる。
基金の取崩方針	動物園の動物展示施設の整備、動物展示施設の整備に伴う動物の購入及びその他既存施設の大規模な改修に充当することを目的に取り崩す。
基金が充当される事業の概要	動物展示施設の整備、展示施設の整備に伴う動物の購入及び既存施設の大規模な改修（過去の事業例：きりん舎・かば館新築、アミメキリン購入、ととりの村改修など）
所管部局が考える当基金の課題	旭山動物園の魅力を継続的に発信していくためには、大型施設の建設や老朽化施設の改修などに相当な予算を伴うことから、今後も、基金残高の確保及び有効活用を図っていく必要がある。
今後の見通しとその理由	基金は大型施設の維持・更新・充実や動物購入の重要な財源であることから、寄附者の意向に応え、見える形として積極的に活用することで、新たな寄附につながる循環としたい。

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位：円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	398,891,977	365,652,234	362,920,396	530,212,313	740,735,611
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	398,891,977	365,652,234	362,920,396	530,212,313	740,735,611

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	405,411,576	398,891,977	365,652,234	362,920,396	530,212,313
増加					
積立	15,596,216	18,221,522	29,920,642	33,119,085	215,314,306
運用利息	1,126,584	218,431	210,924	171,356	419,611
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
増加計	16,722,800	18,439,953	30,131,566	33,290,441	215,733,917
減少					
事業費充当	0	0	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	0	0	0	0	0
3 月末残高	422,134,376	417,331,930	395,783,800	396,210,837	745,946,230
出納整理期間中					
増加	12,916,201	8,428,294	10,687,708	167,566,759	27,082,972
減少	36,158,600	60,107,990	43,551,112	33,565,283	32,293,591
出納整理期間後残高	398,891,977	365,652,234	362,920,396	530,212,313	740,735,611

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
施設整備事業のために充当	142,504,749	32,293,591

【概要補足等】

（１）基金の設置経緯について

旭川市旭山動物園施設整備基金（あさひやま“もっと夢”基金）は、施設の新築や魅力的な動物の購入に活用し、旭山動物園の魅力を維持・継続していくため、平成 19 年 9 月 18 日に制定された旭川市旭山動物園施設整備基金条例を根拠に設置されたものである。

（２）当基金の充当予定と残高予測について

当基金は現状、ふるさと納税による寄附金が積立財源の多くを占めており、施設の新築や改修、及び動物の購入のための財源に充当されている。

令和元年度末時点での基金残高 740,735,611 円は、その大部分を次に新築予定である「(仮称) えぞひぐま館」の新築費用（想定は約 9 億円）に充てる予定である。

基金残高については所管部局において一定程度、将来予測をしており、この中では、積立財源の多くをふるさと納税による寄附金から見積もり、今後必要と考える整備費を織り込んだ上で基金残高を推計している。なお所管部局は、突発的な改修が発生しても一定の対応ができる残高の保有が必要であると考えている。

（３）施設整備事業について

当事業は動物園の施設整備及び動物購入を行う事業であり、過去 5 年間で 205,676,576 円が当基金から充当されている。

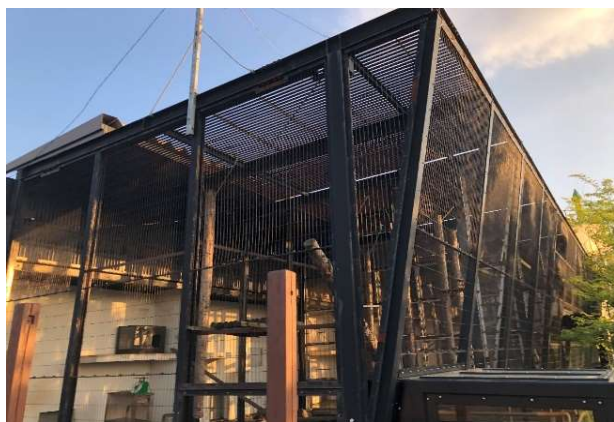
過去 5 年間の基金充当実績

(単位：円)

年度	対象事業	充当額
平成 27 年度	さる山寝室ほか増築実施設計委託	2,462,600
	ととりの村大規模改修設計委託	6,696,000
	アミメキリン購入費	27,000,000
	計	36,158,600
平成 28 年度	さる山寝室ほか増築	19,522,591
	水禽舎屋根改修	10,913,479
	施設修繕費	29,671,920
	計	60,107,990
平成 29 年度	ととりの村改修・水路整備・天井網交換、オランウータン館改修、タンチョウ舎池改修、学習ホール屋根防水改修	33,549,120
	イボイノシシ屋外放飼場拡張	5,787,413
	くもざる・かびばら館屋内放飼場増築実施設計	426,000
	診療車購入費	3,788,579

年度	対象事業	充当額
	計	43,551,112
平成 30 年度	ととりの村フラミンゴケージ新設	15,855,750
	くもざる・かびばら館屋内放飼場増築	3,231,933
	こども牧場とり小屋ほか改築	3,764,000
	東門下ゆっくりロード展示施設新設	10,065,600
	水禽舎フラミンゴ寢室建具設置	648,000
	計	33,565,283
令和元年度	ちんぱんじー館屋外放飼場観察室ほか改修設計	580,500
	(仮称) えぞひぐま館新築基本・実施設計	8,813,003
	(仮称) えぞひぐま館地質調査	866,250
	ちんぱんじー館屋外放飼場観察室ほか改修	12,512,500
	エゾユキウサギ放飼場・キタキツネ放飼場新設	8,965,000
	サル舎屋根改修 等 ※上記実施時、端数調整額含む	556,338
	計	32,293,591

＜平成 27 年度以降の基金充当対象施設の一部＞



サル舎



ととりの村



フラミンゴケージ



ちんぱんじー館



(令和 2 年度～ 3 年度新築予定
(仮称) えぞひぐま館)

監査結果と意見

(1) 積立目標額の設定について【意見】

基金は今後推進していきたいと考えている事業を実施するために必要な残高を、過不足なく確保することが必要である。仮に必要以上の残高を有する場合には、基金を充当する事業を拡充することや、事業に対する充当額を増額することを検討すべきである。一方で不足している場合には、事業を実施できるよう、残高確保のための方策を検討する必要があるであろう。

当基金に関しては現在、所管部局において今後の基金充当に関する将来予測が作成されており、その予測に基づく事業を実施した場合、各年度末の基金残高見込額が大まかにではあるが見積もられている。しかしこの見込額は予測された残高であるに過ぎず、実施するに当たっての適正残高であるかは別の問題である。

各年度末の基金残高見込額を見積もることと併せて、より具体的な事業内容とそれを推進するために必要な積立目標額を設定することを検討するべきであると考ええる。

(2) 運営費に対する基金充当について【意見】

当基金の設置目的は、【基金概要】で述べたように「旭川市旭山動物園の動物展示施設等の整備及び動物の購入に必要な経費の財源に充てるため」である。この目的について何ら問題はなく、今後も目的に従い、当基金は継続していくべきである。

一方で、当基金の活用については施設整備等に限定しており、動物園の運営費といったソフト面の財源には充当できないのが現状である。

入園料収入を始めとする歳入が今後、十分に確保されていくとは限らない。特に昨今の感染症の発生など予測できない事象が起きた場合には尚更である。旭川市動物園事業特別会計では毎年度、一般会計からの繰入れをしており、令和元年度は235,998千円を繰り入れている。仮に入園料収入が一定程度確保できない場合には、この一般会計からの繰入金が増加することになるであろう。

自治体が運営する動物園は、教育的側面や無料入園など政策的な取組があることから、今後も一般会計から一定程度の繰入れがなされることは想定されるが、市全体の財政の観点から考えたとき、当基金を運営費に活用可能とすることで、市全体の財政負担の軽減に向け、繰入金の圧縮を目指すべきであろう。

このような考えの下、所管部局では、動物園を応援したいという寄附者の意向に沿った寄附金の活用ができるよう制度の取扱いを整理し、さらに、新型コロナウイルスの収束が見通せない令和3年度予算においては、基金を一部運営費に対しても充当可能とするため、条例の一部改正を行った。今後においても、寄附者のニーズに応えるとともに、運営全体に影響する不測の事態など様々な状況に対応できるよう、引き続き基金の柔軟な運営を求めたい。

20. まちなか活性化事業基金

【基金概要】

基金の名称	まちなか活性化事業基金
所管部局	経済部 経済交流課
根拠法令等	旭川市まちなか活性化事業基金条例
設置年月日	平成 20 年 4 月 1 日
設置目的	中心市街地における物産及び観光に関する情報の発信並びににぎわい創出に係る事業に必要な経費の財源に充てることを目的とする。
これまでの経緯 (統合や分割等)	元々、旭川市公の施設（産業会館）建設基金（産業会館の建設を目的に創設）があったが、昭和 62 年度に地場産業振興センターが完成したことにより、産業会館を建設する必要性がなくなり、また、その際に寄附者の意向を調査した結果、中心市街地の活性化の事業などに有効活用することが望ましいという意見が大半を占めたことなどを総合的に勘案した結果、中心市街地の活性化に資する事業に必要な経費の財源に充てることが適当であると判断され、創設された。
予算計上会計	一般会計
積立財源	寄附金、運用益
積立目標額（単位：円）	—
基金の積立方針	中心市街地における物産及び観光に関する情報の発信並びににぎわい創出に係る事業に充当することを目的に、寄附金や運用益を積み立てる。
基金の取崩方針	中心市街地における物産及び観光に関する情報の発信並びににぎわい創出に係る事業に充当することを目的に取り崩す。
基金が充当される事業の概要	・ まちなか交流賑わい創出費 中心市街地の活性化を図るため、まちなか交流館を管理運営する旭川まちなかマネジメント協議会や中心市街地の商店会が主体となった委員会等が主催するイベントの開催支援を行う。 ・ 北の恵み食べマルシェ開催負担金 多彩で豊かな食の供給基地である北北海道の魅力を広く発信するため「北の恵み食べマルシェ」を開催する。
所管部局が考える当基金の課題	—
今後の見通しとその理由	—

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位：円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	14,090,932	16,719,055	19,275,578	25,924,036	34,275,829
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	14,090,932	16,719,055	19,275,578	25,924,036	34,275,829

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	11,554,999	14,090,932	16,719,055	19,275,578	25,924,036
増加					
積立	2,478,000	3,451,760	4,361,236	7,990,109	17,200,906
運用利息	57,933	56,363	58,287	38,349	15,627
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
増加計	2,535,933	3,508,123	4,419,523	8,028,458	17,216,533
減少					
事業費充当	0	900,000	1,913,000	1,900,000	11,400,000
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	0	900,000	1,913,000	1,900,000	11,400,000
3 月末残高	14,090,932	16,699,055	19,225,578	25,404,036	31,740,569
出納整理期間中					
増加	0	20,000	50,000	520,000	2,535,260
減少	0	0	0	0	0
出納整理期間後残高	14,090,932	16,719,055	19,275,578	25,924,036	34,275,829

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
まちなか交流賑わい創出費	43,752,742	1,900,000
北の恵み食べマルシェ開催負担金	48,000,000	9,500,000

【概要補足等】

（１）現在の運用状況について

以前は基金事業充当がない年度もあったが、近年は「まちなか交流賑わい創出費」を中心に事業充当されている。ふるさと納税による寄附金の増加により基金残高が潤沢になったことから、令和元年度は充当対象事業として「北の恵み食べマルシェ開催負担金」を追加し充当額が増加したが、依然として積立額が充当額を上回っているため、残高の増加傾向は続いている。

（２）まちなか交流賑わい創出費について

まちなか交流賑わい創出費は、中心市街地における交流促進や賑わい創出のため、事業を企画・実施する団体への負担金及び補助金等により構成されている。

現在、負担金及び補助金を交付している団体のうち、当基金を充当しているものは、①旭川市や市内商店街振興組合、旭川商工会議所等の16団体から構成され、中心市街地の賑わい創出に係るイベントの実施やまちなか交流館を運営・管理している「旭川まちなかマネジメント協議会」、②買物公園内における美化の推進や大道芸フェスティバル等の買物公園を中心とした各種イベントを主催している「旭川平和通買物公園企画委員会」、③まちなかぶんか小屋を拠点にして文化関係団体等の交流の場を創出し、演劇や音楽、映画、落語などの上演等を行っている「まちなかぶんか推進協議会」である。

令和元年度において当基金からは、事業費総額43,752,742円に対し1,900,000円が充当されている。

（３）北の恵み食べマルシェ開催負担金について

当事業は、「北の恵み 食べマルシェ」の開催を支援する事業である。「北の恵み 食べマルシェ」とは、中心市街地の活性化や賑わいの創出、地域の農業や食品製造業の振興と販路拡大、多彩で豊かな食の供給基地である北北海道の特色を全国に向けて広く発信するという目的の下、旭川市開村120年の記念事業として平成22年から始まったもので、毎年9月に旭川駅から常磐公園までの全長約1.7kmに共催事業である駅マルシェと合わせ、300以上の出店者が並ぶ、巨大な食市場イベントである。

令和元年度において当基金からは、事業費総額48,000,000円に対し9,500,000円が充当されている。

監査結果と意見

(1) 積立目標額の設定について【意見】

令和元年度末時点における当基金残高は 34,275,829 円であるが、当基金の積立目標額は設定されていない。

基金は、今後推進していきたいと考えている事業を実施するために必要な残高を、過不足なく確保することが必要である。仮に必要以上の残高を有する場合には、基金を充当する事業を拡充することや、事業に対する充当額を増額することを検討するべきである。一方で不足している場合には、事業を実施できるよう、残高確保のための方策を検討する必要があるであろう。

そのためには、基金の積立目標額を設定することを検討するべきであると考えます。

(2) 基金充当実績の積極的な公表について【意見】

当基金の充当事業の一つである「北の恵み 食べマルシェ」は年々知名度が高まっており、当事業に対する基金充当額は、令和元年度における充当額の大半を占めている。

一方、ふるさと納税のポータルサイトにおける当基金の使途に関する説明文には「北の恵み 食べマルシェ」に関する記述がなく、基金使途の内容説明としては実態に即しておらず、不十分である。

基金使途の説明に関して、実際に基金が活用される対象事業の実態に即した内容に見直していく必要がある。

(3) 基金運用収益の処理方法について【意見】

当基金条例では、基金運用収益の処理方法について、「一般会計歳入歳出予算に計上し、中心市街地における物産及び観光に関する情報の発信並びににぎわい創出に係る事業の費途に充てるほか、基金に編入するものとする。」とされており、運用収益を事業費へ直接充当することができる規定となっている。実際には、基金への編入が行われていた。

運用収益の原資は基金であり、そこから獲得した運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続するべきであると考えます。基金は当初設置した際の目的に沿って事業費に充当される必要があり、基金を運用した結果獲得した果実たる運用収益についても同様に考えるべきであろう。運用収益を一旦基金に編入した上で事業の費途に充てることとすれば、基金の設置目的に沿った事業費への充当であることが、より明確になると考える。

上述のとおり、当基金では運用収益の基金への編入が行われており、現在の運用で問題はないと考えるが、条例上は事業費への直接充当が可能な規定となっている。

運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続していただきたい。

21. 文化芸術振興基金

【基金概要】

基金の名称	文化芸術振興基金
所管部局	社会教育部 文化振興課
根拠法令等	旭川市文化芸術振興基金条例
設置年月日	平成 22 年 4 月 1 日
設置目的	文化芸術の振興に関する事業に必要な経費の財源に充てるため。
これまでの経緯 (統合や分割等)	「文化芸術振興基金」は、平成 22 年設置以来、積立てを行い必要に応じて取り崩し、事業の経費に充当している。 参考：「旭川市公の施設（文化施設等）建設基金」については、平成 29 年に当時の残高全額を旧旭川偕行社大規模改修費に充当を行い、当該基金の積立を終了している。
予算計上会計	一般会計
積立財源	寄附金、運用益
積立目標額（単位：円）	—
基金の積立方針	受納した寄附金及び運用利息を毎年積立する。
基金の取崩方針	必要に応じて取崩額を設定する。
基金が充当される事業の概要	①社会教育・文化芸術事業補助金…社会教育活動・文化芸術活動を行う市民団体が行う事業に必要な経費の一部の補助を行う。（令和元年度 223,000 円） ②彫刻美術館管理費…こども彫刻教室、彫刻散歩、文化芸術めぐり（令和元年度 125,424 円） ③中原悌二郎賞関係費…作品購入（令和元年度 3,780,000 円）
所管部局が考える当基金の課題	ふるさと納税以外の寄附金が少ない。
今後の見通しとその理由	今後も継続して積立を行っていく。

【過去 5 年間の基金残高状況】

（単位：円）

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	25,848,879	28,610,004	30,271,545	30,334,028	36,198,191
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	25,848,879	28,610,004	30,271,545	30,334,028	36,198,191

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	20,320,193	25,848,879	28,610,004	30,271,545	30,334,028
増加					
積立	5,420,541	2,657,638	2,478,149	734,179	9,413,486
運用利息	108,145	103,487	99,860	60,313	32,101
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
増加計	5,528,686	2,761,125	2,578,009	794,492	9,445,587
減少					
事業費充当	0	0	949,468	752,009	4,128,424
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	0	0	949,468	752,009	4,128,424
3 月末残高	25,848,879	28,610,004	30,238,545	30,314,028	35,651,191
出納整理期間中					
増加	0	0	33,000	20,000	547,000
減少	0	0	0	0	0
出納整理期間後残高	25,848,879	28,610,004	30,271,545	30,334,028	36,198,191

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
文化芸術活動	223,000	223,000
彫刻美術館活動	125,424	125,424
中原悌二郎賞関係費	3,780,000	3,780,000

【概要補足等】

(1) 基金の積立て及び基金充当事業について

当基金は、平成 22 年度に設置された。その設置目的は、市内の文化芸術の振興に関する事業に必要な経費の財源に充てることである。

令和元年度の基金充当事業を見ると、北海道出身の彫刻家である故中原悌二郎を記念して実施している「中原悌二郎賞」の関係費が 3,780,000 円（充当額全体の 91.6%）、旭川市文化芸術等補助金が 223,000 円（充当額全体の 5.4%）、こども彫刻教室・旭川彫刻散歩などに対する経費が 125,424 円（充当額全体の 3.0%）であった。

基金積立ての原資としては、基金運用益や一般寄附のほか、近年ではふるさと納税が主流となっている。旭川市では、令和元年度の積立て約 9,960 千円のうち、約 98%がふるさと納税によるものであった。

＜令和元年度の充当額について＞

- 「中原悌二郎賞」の関係費：3,780,000 円
受賞者の作品購入費（3,780,000 円）
- 旭川市文化芸術等補助金：223,000 円
社会教育・文化芸術補助金交付要綱に基づいて、文化芸術活動に関わる団体が実施する各種文化芸術事業などに対する補助に関する経費
- 彫刻美術館活動費：125,424 円
彫刻美術館において市民が参加する活動に充当される経費。こども彫刻教室（57,664 円）、旭川彫刻散歩（16,000 円）、文化芸術めぐり（51,760 円）。

（２）最新の状況について

令和２年の基金充当予算を確認したところ、優佳良織技術伝承支援補助金が約 3,600,000 円（全体の約 35.3%）と最大である。また、中原悌二郎賞関係費が 2,935,000 円（全体の約 28.8%）のほか、文化財保存費や彫刻フェスタ開催費の補助などに対する充当が予定されている。詳細は以下のとおりである。令和元年度よりも基金充当額は増加する見込みである。

＜令和２年度 基金充当予算額＞

1	文化芸術活動振興費	223 千円
2	彫刻美術館事業活動費	128 千円
3	旭川彫刻フェスタ開催負担金	1,300 千円
4	（新）中原悌二郎賞創設 50 周年記念事業費	2,935 千円
5	文化財保存費（宮北購入）	2,000 千円
6	優佳良織技術伝承支援補助金	3,600 千円

合計	6 件	10,186 千円
----	-----	-----------

※3 は隔年事業で 2 年に一度実施する事業である。

※4, 5 は令和 2 年度限りの単年度臨時事業である。

※5 は、現在国が所有し、市が賃貸して保存している「旧宮北邸」という文化財（建物）について、市が国から購入する事業である。

優佳良織とは、旭川市で生まれ育った染色作家・木内綾氏が創作した織物工芸品であり、旭川市の文化芸術振興にとって重要な財産である。過去には国内外で数々な賞を受賞した。昭和 55 年には優佳良織を所蔵・展示する場として「優佳良織工芸館」が開館した。

令和元年度においては、優佳良織に関する事業支出はなかった。市によれば、令和元年度に優佳良織に関する事業に基金を充当していない理由は、以下の 2 点であった。

- ① 基金は集まった翌年度から活用することを想定している。令和元年度の前年である平成 30 年度では、ふるさと納税による寄附金の使途として主に「彫刻」を紹介していたことから、令和元年度は彫刻に関する事業に基金を充当した。
- ② 「優佳良織」は令和元年度予算における「新規重点取組施策」であったため、令和元年度においては基金の充当ではなく、一般財源を充てる考え方で予算を策定していた。

令和 2 年度においては前述のように、優佳良織技術伝承支援補助金に対して 3,600,000 円を基金から充当する予定となっている。

令和 3 年度における補助の見込みを所管部局に確認したところ、令和 2 年度と同様の補助を予定しており、優佳良織は、通常、技術習得に 5 年以上の長い時間が必要となるため、補助により、染め・紡ぎ・織りなど、各技術の更なる向上を図っていく予定とのことである。

監査結果と意見

(1) ふるさと納税サイトの記載の見直しについて【意見】

当基金の積立原資として、近年ではふるさと納税による寄附金が増加している。旭川市のふるさと納税は、旭川市のウェブサイトには専用ページがあり、寄附申出書が添付されている。また「さとふる」と「ふるさとチョイス」という 2 つのウェブサイトへのリンクも貼られており、それぞれのサイトからも手続きが可能である。

ふるさと納税については、その使途がいくつか紹介されている。寄附申出書、「さとふる」及び「ふるさとチョイス」のいずれにおいても、当基金に関する使途として「優佳良織」が記載されている。いずれの記載についても、その使途が「優佳良織」に特定されている印象を受けるものである（令和 2 年 10 月現在）。

この点、当基金は文化や芸術の振興という幅広い分野で活用することを想定している。そのため、実際には「優佳良織」以外の事業でも本基金は活用される可能性がある。

確かに、「さとふる」では「同じ分野の別の取組に充てさせていただくこともあります。」と記載されており、寄附者への説明も行われているといえる。しかし、その記載場所は「優佳良織」の記載とは離れている。また寄附申出書や「ふるさとチョイス」では、そのような断り書きは見当たらない。

このような状況では、優佳良織を支援したいという意向でふるさと納税を行った寄附者の誤解を招く可能性がある。そのため、今後は、サイトへの記載は「優佳良織」に特定せず、彫刻や文化財保存を含めた幅広い使途であることを明示するよう検討されたい。

＜各ふるさと納税サイトにおける断り書きの比較＞

旭川市ウェブサイトにある寄附申出書の記載 特になし。
「さとふる」での記載 いただいたご寄附が、指定するまちづくりに必要な金額を超える場合は、その超えた部分を同じ分野の別の取組に活用させていただきます。 令和３年度における寄附金の活用にあたっては、議会での審議及び本市の財政状況を踏まえることとなります。そのため、これらの状況によっては、同じ分野の別の取組に充てさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。
「ふるさとチョイス」での記載 特になし。

（２）基金運用収益の処理方法について【意見】

当基金条例では、基金運用収益の処理方法について、「一般会計歳入歳出予算に計上し、文化芸術の振興に関する事業の費途に充てるほか、基金に編入するものとする。」とされており、運用収益を事業費へ直接充当することができる規定となっている。実際には、基金への編入が行われていた。

運用収益の原資は基金であり、そこから獲得した運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続するべきであるとする。基金は当初設置した際の目的に沿って事業費に充当される必要があり、基金を運用した結果獲得した果実たる運用収益についても同様に考えるべきであろう。運用収益を一旦基金に編入した上で事業の費途に充てることとすれば、基金の設置目的に沿った事業費への充当であることが、より明確になると考える。

上述のとおり、当基金では運用収益の基金への編入が行われており、現在の運用で問題はないと考えるが、条例上は事業費への直接充当が可能な規定となっている。

運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続していただきたい。

22. 環境基金

【基金概要】

基金の名称	環境基金
所管部局	環境部 環境総務課 環境総務係
根拠法令等	旭川市環境基金条例
設置年月日	平成 24 年 4 月 1 日
設置目的	環境の保全に関する事業に必要な財源に充てるため設置
これまでの経緯 (統合や分割等)	—
予算計上会計	一般会計
積立財源	寄附金、利子、J クレジット販売収入
積立目標額 (単位: 円)	—
基金の積立方針	寄附金全額と利子を積立てし、J クレジット販売収入も積立てする。
基金の取崩方針	積立額が一定の水準を維持するよう取崩額を決定する。
基金が充当される事業 の概要	1. 生物多様性保全費 外来種による生態系への悪影響を未然に防止するために必要な措置を行うことで、生物多様性豊かな自然環境を次代に継承する。 2. 地域エネルギー設備等導入促進費 本市の地域特性を活かしたエネルギー設備等を導入する際の設置費用の一部を補助する。 3. (新) ごみ減量アクション推進費 ごみ排出量を抑制するため、家庭や事業所での 2 R (ごみの発生抑制・再使用) に対する意識の向上や積極的な行動の促進につながる各種啓発事業や情報提供を実施する。 4. 地球温暖化対策推進費 環境にやさしいライフスタイルや地球温暖化防止に向けた取組について、市民・業者・行政がそれぞれの役割に応じた事業の実施や普及啓発を促進する。 5. 環境保全費 (環境アドバイザー報償費分) 環境学習の推進及び良好な生活環境の確保を図るため、環境学習に係る施策の実施、緑地の保全、空き地の雑草対策、鳥獣関係許可事務等を行う。 6. 次世代自動車充電インフラ整備運用費 旭山動物園に設置した電気自動車用充電器を運用し、電気自動車等の次世代自動車の普及を促進する。
所管部局が考える当基金の課題	当該寄附金の活用状況 P R
今後の見通しとその理由	新型コロナウイルス感染症の拡大により経済が停滞し、寄附金額が減少した結果、環境保全事業の推進に影響が及ぶのではないかと危惧している。

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位：円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	18,406,594	20,100,727	22,707,581	29,825,985	42,796,337
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	18,406,594	20,100,727	22,707,581	29,825,985	42,796,337

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	16,838,144	18,406,594	20,100,727	22,707,581	29,825,985
増加					
積立	1,458,708	3,101,099	3,757,433	9,813,305	22,773,277
運用利息	84,421	73,626	69,845	15,969	2,492
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	25,321	27,408	30,200	33,680	89,456
増加計	1,568,450	3,202,133	3,857,478	9,862,954	22,865,225
減少					
事業費充当	0	1,600,000	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	0	1,600,000	0	0	0
3 月末残高	18,406,594	20,008,727	23,958,205	32,570,535	52,691,210
出納整理期間中					
増加	0	92,000	186,813	490,562	864,536
減少	0	0	1,437,437	3,235,112	10,759,409
出納整理期間後残高	18,406,594	20,100,727	22,707,581	29,825,985	42,796,337

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
生物多様性保全費	6,994,463	6,994,463
環境保全費	1,354,204	150,000
次世代自動車充電インフラ整備運用費	346,787	159,767
地球温暖化対策推進費	186,256	186,256
地域エネルギー設備等導入促進費	2,924,503	2,924,503
ごみ減量アクション推進費	392,420	344,420
計	12,198,633	10,759,409

【概要補足等】

(1) 基金の設置経緯について

生物多様性の保全や地球温暖化対策、循環型社会の形成に向けた取組等を推進するため、これら環境の保全に係る事業の財源として有効に活用することを目的に、平成 24 年 4 月 1 日に設置された。

(2) 基金を充当した事業について

当基金では、寄附金を充当して下表の事業を実施している。

(単位：円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
生物多様性保全費	1,600,000	1,131,175	1,832,923	6,994,463
環境保全費		165,000	145,000	150,000
みんなでつくろうエコタウン事業費		141,262		
次世代自動車充電インフラ整備運用費			186,795	159,767
地球温暖化対策推進費			564,717	186,256
みんなで実践ごみダイエット事業費			400,552	
2Rアクション推進費			105,125	
地域エネルギー設備等導入促進費				2,924,503
ごみ減量アクション推進費				344,420
計	1,600,000	1,437,437	3,235,112	10,759,409

生物多様性保全費が令和元年度から増加しているが、これは平成 30 年度まで、農地か、それ以外の地域かで農政部と環境部で分担していたものを環境部に一本化して、当基金で充当することとしたことによる。

環境部では、平成 29 年度までは、ふるさと納税の使い道として基金名を示していたが、平成 30 年度より全庁的な見直しに従い、使い道として具体的な事業名を示すこととしたため「アライグマやウチダザリガニなどの外来種による被害を防止し、旭川の豊かな自然を守

ります」としている。そのため、ふるさと納税による寄附額は、基本的に生物多様性保全費で使用し、余剰となる分を他の事業に充当している。

監査結果と意見

（１）基金の残高について【意見】

当基金は、増加した基金を次年度以降で事業費に充当するような予算が立てられており、いたずらに基金残高が増加するような状況にはなっていない。

それでも、平成 30 年度以降、ふるさと納税による寄附額が多かったため基金残高は増加傾向にある。

当基金においては、目標となる残高は定めていない。次年度の充当事業を選定する際には、残高を減少させない程度の範囲内で充当額を決めている。すなわち、現状の残高の維持が目標であると言えるであろう。

目標となる残高を定めることは難しいであろうが、ある程度の根拠による目標残高を定めておくことで、その目標残高を下回らない程度での事業充当を計画することができ、残高が著しく増減することも防げられると思われる。

（２）基金の活用状況の開示について【意見】

現在、基金の活用状況に関して、開示が十分とは言えない。実施した事業の詳細も充当した金額も開示が行われていない。

市のふるさと納税の募集サイトにおいて、当基金は、外来種の被害を防止し、旭川市の豊かな自然を守る事業に使用する旨の記載になっている。

実際は、寄附金額が多くなっているため、上記の事業のみではなく、その他の事業に使用している金額も大きくなっており、これらを含めた開示を行うことは、実際に寄附した者にとって有用であると同時に、新たな寄附を呼ぶことにもつながるであろうと思われる。

なお、開示の問題は、当基金のみならず、全庁的な問題である。

（３）基金運用収益の処理方法について【意見】

当基金条例では、基金運用収益の処理について、「一般会計歳入歳出予算に計上し、環境の保全に関する事業の費途に充てるほか、基金に編入するものとする。」とされており、運用収益を事業費へ直接充当することができる規定となっている。実際には、基金への編入が行われていた。

運用収益の原資は基金であり、そこから獲得した運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続すべきであると考えている。基金は当初設置した際の目的に沿って事業費に充当される必要があり、基金を運用した結果獲得した果実たる運用収益についても同様に

考えるべきであろう。運用収益を一旦基金に編入した上で事業の費途に充てることとすれば、基金の設置目的に沿った事業費への充当であることが、より明確になると考える。

上述のとおり、当基金では運用収益の基金への編入が行われており、現在の運用で問題はないと考えるが、条例上は事業費への直接充当が可能な規定となっている。

運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続していただきたい。

23. 河川環境整備基金

【基金概要】

基金の名称	河川環境整備基金
所管部局	土木部 公園みどり課
根拠法令等	旭川市河川環境整備基金条例
設置年月日	平成 25 年 4 月 1 日
設置目的	河川環境の整備、河川の愛護
これまでの経緯 (統合や分割等)	—
予算計上会計	一般会計
積立財源	旭川河川環境整備財団の残余財産、運用益
積立目標額 (単位：円)	—
基金の積立方針	旭川河川環境整備財団の残余財産等を積み立てている。
基金の取崩方針	河川環境の整備及び河川の愛護を図るための事業に充てている。
基金が充当される事業の概要	子どもの水辺事業企画運營業務、「川の本」改訂等業務、北彩都ガーデン管理運營業務。
所管部局が考える当基金の課題	河川愛護の取組を行っている自然環境団体や庁内関係部局との連携を図るなど、今後の事業展開を見据えながら、組織体制の強化・充実について検討が必要。
今後の見通しとその理由	事業の必要性について検証し、効果的な基金の活用を図る。

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位：円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	269,660,561	260,311,642	251,138,215	241,930,296	226,990,374
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	269,660,561	260,311,642	251,138,215	241,930,296	226,990,374

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	279,027,471	269,660,561	260,311,642	251,138,215	241,930,296
増加					
積立	0	0	0	0	0
運用利息	187,260	237,756	171,489	146,501	18,105
繰替運用	180,680	181,170	170,164	144,337	140,607
その他	0	0	0	0	0
増加計	367,940	418,926	341,653	290,838	158,712
減少					
事業費充当	0	0	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	0	0	0	0	0
3 月末残高	279,395,411	270,079,487	260,653,295	251,429,053	242,089,008
出納整理期間中					
増加	0	0	0	0	0
減少	9,734,850	9,767,845	9,515,080	9,498,757	15,098,634
出納整理期間後残高	269,660,561	260,311,642	251,138,215	241,930,296	226,990,374

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
水辺環境推進費充当	9,735,000	9,666,234
北彩都ガーデン管理費充当	66,302,627	5,432,400

【概要補足等】

(1) 基金の設置経緯について

当基金は、北海道開発局旭川開発建設部と旭川市との協議を基に、市が 100%出資して昭和 63 年に設立された財団法人旭川河川環境整備財団の解散に伴い、市が財団の意図を引き継ぎ、河川環境整備及び河川愛護に関する事業に必要な経費の財源として活用することを目的として平成 25 年 3 月 25 日に制定された、旭川市河川環境整備基金条例を根拠に設置された基金である。

財団法人旭川河川環境整備財団は、昭和 59 年から実施された牛朱別川分水路(永山新川)事業の工程の中で発生する土中の砂利資源の売却価値に注目し、その売却による収益を牛

朱別川分水路を始めとする市内各河川の環境整備及び河川に関する啓蒙事業に使用することを目的として、昭和 63 年から平成 25 年まで運営されていた財団である。

（２）現在の運用状況について

現在、基金の新たな積立では特段予定していないが、運用利息が毎年度、数十万円積み立てられている。基金設置以来、主たる充当事業である水辺環境推進費に毎年度 1,000 万円程が充当されており、令和元年度から新たに充当事業となった北彩都ガーデン管理費には約 500 万円が充当され、このペースで基金充当が行われれば、今後 16 年程で基金残高が枯渇する見通しである。

また、運用利息については当基金条例第 4 条において、一般会計歳入歳出予算に計上し、河川環境の整備及び河川の愛護に関する事業に充てるほか、基金に編入するものとされている。

（３）水辺環境推進費について

水辺環境推進費は「子供たちが川の楽しさや危なさを身近な自然から学ぶことを通じ、河川整備や河川愛護の必要性について理解を深めてもらう」ことを事業目的とし、小学生やその親子を対象にした各種事業を行っており、「子どもの水辺事業企画運営委託」と「川の本の改訂等業務委託」の 2 つの委託事業が実施されている。

子どもの水辺事業企画運営委託事業では、サケの稚魚放流、小学校の先生を対象とした指導者育成講座、水辺体験活動、あさひかわ子どもの水辺協議会の運営について、受託者に対し、7,997,000 円の委託費を基金から充当している。

川の本の改訂等業務委託事業では、小学校の副読本として全校に配布している川の本について、既存の内容の確認及び改訂、DVD 作成、印刷製本の各業務の委託費として、受託者に対し、1,738,000 円の委託費を基金から充当している。

（４）北彩都ガーデン管理費について

北彩都ガーデン管理費は「あさひかわ北彩都ガーデンの良質な管理と、まちの賑わいにつながるような運用を実施すること」を事業目的とし、「市民に愛されるあさひかわ北彩都ガーデン維持のため、市民とともに作るガーデンを目標とし、より良質な管理を実施する」ことを事業内容に設定している。

当基金は北彩都ガーデン管理費総額（令和元年度は 66,302,627 円）のうち、河川環境の整備及び河川の愛護に関する事業（令和元年度は 5,432,400 円）に充当している。対象となる主な内容は、旭川駅南口付近の花壇及び芝生の維持管理、鏡池の除草や清掃等の維持管理、ワークショップやイベント開催等である。

監査結果と意見

(1) 基金の有効活用と積立目標額の設定について【意見】

当基金の令和元年度末時点における残高は 226,990,374 円であるが、積立目標額は設定されていない。

基金は今後の事業計画を確実に遂行するために必要な残高を、過不足なく確保することが必要である。仮に必要以上の残高を有する場合には、基金を充当する事業を拡充することや、事業に対する充当額を増額することを検討すべきである。一方で不足している場合には、事業計画を確実に遂行できるよう、残高確保のための方策を検討する必要があるであろう。

当基金残高と毎年度の基金充当額の規模を見た場合、更なる基金の有効活用を検討していただきたい。令和元年度は新たに北彩都ガーデン管理費を基金充当事業としたとはいえ、充当額の規模としては物足りなさを感じる。更なる充当事業の拡充も可能ではなかろうか。

そこで、更なる基金の有効活用を実現するために、今後の中長期的な基金充当計画を策定し、当該計画を遂行するに当たって目指すべき、積立目標額を設定することを検討するべきであると考ええる。

(2) 基金運用収益の処理方法について【意見】

当基金条例では、基金運用収益を基金に積み立てることなく、事業費へ直接充当することができることとされている。

しかし、運用収益の原資は基金であり、そこから獲得した運用収益は一旦基金に編入するべきであると考ええる。基金は当初設置した際の目的に沿って事業費に充当される必要があり、基金を運用した結果獲得した果実たる運用収益についても同様に考えるべきであろう。

運用収益が基金の設置目的に沿って充当されたことを明確にするためにも、運用収益は一旦基金に編入する処理方法とするべきである。

24. カムイスキーリンクス施設整備基金

【基金概要】

基金の名称	カムイスキーリンクス施設整備基金
所管部局	観光スポーツ交流部 スポーツ課
根拠法令等	旭川市カムイスキーリンクス施設整備基金条例
設置年月日	平成 25 年 12 月 18 日
設置目的	カムイスキーリンクスの施設等の整備に必要な経費の財源に充てるため。
これまでの経緯 (統合や分割等)	—
予算計上会計	一般会計
積立財源	寄附金（ふるさと納税）、納付金（指定管理者から）
積立目標額（単位：円）	—
基金の積立方針	—
基金の取崩方針	—
基金が充当される事業 の概要	事業名：カムイスキーリンクス索道等整備費 事業概要：老朽化しているカムイスキーリンクスの索道・施設等について、必要な更新、改修を行い、市民等に対し安全で快適なスキー等の環境の場を提供する。
所管部局が考える当基金の課題	基金はふるさと納税による寄附金を積み立てており、今後はカムイスキーリンクスへのふるさと納税を増収するための取組を進めるとともに、カムイスキーリンクスの収益を増加させるため、指定管理者と連携した受入体制の充実に努め、利益が出た際の納付金による積立てを増やしていく必要がある。
今後の見通しとその理由	—

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位：円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	1,685,505	1,692,247	1,698,153	7,216,540	26,347,320
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	1,685,505	1,692,247	1,698,153	7,216,540	26,347,320

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	1,677,097	1,685,505	1,692,247	1,698,153	7,216,540
増加					
積立	0	0	0	3,419,000	18,600,100
運用利息	8,408	6,742	5,906	3,387	5,180
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
増加計	8,408	6,742	5,906	3,422,387	18,605,280
減少					
事業費充当	0	0	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	0	0	0	0	0
3 月末残高	1,685,505	1,692,247	1,698,153	5,120,540	25,821,820
出納整理期間中					
増加	0	0	0	2,096,000	525,500
減少	0	0	0	0	0
出納整理期間後残高	1,685,505	1,692,247	1,698,153	7,216,540	26,347,320

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
—	—	—

【概要補足等】

(1) 当基金の設置経緯について

当基金は、平成25年12月、カムイスキーリンクスの施設整備等に活用するために設置されたものである。平成25年度から指定管理者による運営が始まった際、旭川市と指定管理者との間で基本協定書が締結された。そこには、運営による利益の25%を納付金として納めることとされている。当基金は当該納付金を積み立てるためのものとして設置された。

当基金設置後、平成 25 年度から 26 年度にかけてスキーゴンドラの改修を実施したが、その際、財源として国の交付金を活用した経緯がある。当該交付金は平成 25 年度に一旦当基金に繰り入れられ、翌 26 年度に基金を充当した実績がある。

（２）カムイスキーリンクスの概要

カムイスキーリンクスは、旭川市西部に位置し、旭川市街から車で 40 分の場所にあるスキー場である。全 25 コースを有し、様々なレベルの利用客に対応している。近年は市民や道内、道外の利用客だけではなく、多くのインバウンドも訪れている。

カムイスキーリンクスは平成 15 年に当時の運営会社が倒産したことにより、旭川市に寄附された。その後 10 年間は施設を賃貸借契約により運営委託し、平成 25 年から指定管理者制度を導入し、現在に至っている。現在の指定管理者は一般社団法人大雪カムイミントラ DMO である。

（３）一般社団法人大雪カムイミントラ DMO について

一般社団法人大雪カムイミントラ DMO は、旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町の 1 市 7 町が連携し、観光振興に加え、情報発信機能等の特性を生かし、地域全体で多様な関係者と十分な連携を図りながら、地域の更なる活性化等に向けて、収益・成果等を拡大していくことを目的として設立された団体である。

DMO とは、観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人のことである。Destination Management Organization（デスティネーション・マネージメント・オーガニゼーション）の頭文字の略である。

一般社団法人大雪カムイミントラ DMO のホームページにおいて、法人の目的は以下のように記載されている。

私たち（一社）大雪カムイミントラ DMO は、アイヌの人々が「神々の遊ぶ庭（カムイミントラ）」と呼んだ大雪山国立公園を核とするこの圏域が、新たな滞在観光エリアとして国内外の多くの人々に認知され、大雪山がもたらす四季折々の自然や食、歴史・文化体験、スポーツ環境等を求めて幾度となく訪れたい地域として選ばれるよう舵取り役となり、圏域の民間・行政が一体となって、ブランド形成に向けた事業に取り組み、観光関連産業の振興と交流人口の拡大による地域経済の活性化を促進し、豊かな地域社会の実現を図ります。

（４）直近 5 年間の基金増減状況について

当基金は直近 5 年間に於いて充当実績がない。これは基金残高が少なかったため、事業に充当することが困難であったことによる。積立ては、毎年生ずる運用収益及び平成 30 年度に開始したふるさと納税による寄附による。その他の積立財源としては、指定管理者からの納付金があるが、平成 25 年度に約 47 万円の納付があったが、それ以降の納付実績はない。この納付金は、指定管理者が行う指定管理業務及び自主事業業務の利益の 25% を納付することになっている。

(5) 当基金の今後の活用計画について

前述のとおり、当基金は直近5年間に於いて事業への充当実績はないが、今後の活用計画について所管部局によれば、令和2年度はグレンデ照明工事費の一部や備品購入費として約1,800万円を充当する予定であり、将来的には第5リフト大規模改修工事費の一部に充当したい意向とのことである。

(6) 他の基金との集約の可能性について

当基金の所管部局は、他にも「スポーツ振興基金」を所管している。「スポーツの振興」という枠組みで考えた場合、当基金と「スポーツ振興基金」を集約して運用することはできないか、その可能性について所管部局に確認を行った。

所管部局によれば、両基金の設置目的は異なっており、基金積立財源の大部分を占めるふるさと納税については、両基金の使途に理解をいただいた寄附者からそれぞれ寄附をいただいている。両基金を集約した場合、使途が「スポーツの振興」という広範囲で抽象的な枠組みになることにより、かえって寄附者に利用目的が伝わりづらくなり、寄附が減少するおそれがあることから、集約については慎重な検討が必要と考えているとのことであった。この見解については一定の合理性があるものと判断した。

監査結果と意見

(1) 計画的な基金の積立てについて【意見】

カムイスキーリンクスは、観光とスポーツの振興の両面から重要な施設であり、今後、老朽化した施設の改修や、スノースポーツを通じた市民の健康増進、スキー授業や合宿といったスポーツ振興への貢献、夏季のアクティビティによる通年利用など、さらに施設を発展させていくことが重要であると考えられる。それにより交流人口が増加し、地域全体の活性化につながることも期待される。施設の発展は観光とスポーツの振興の観点から重要であり、計画している各種事業を確実に遂行していくことが求められるが、そのためには財源確保も重要であろう。

そのような状況において、現在の基金残高は、これらの事業を実現するには不十分であると思われる。今後数年間の施設整備等に関する事業計画を確認したところ、財源としては市債と一般財源で賄うことを計画しているが、一般財源による調達予定金額を現時点での基金残高で賄うことは難しいであろう。ここ数年、ふるさと納税による寄附が増加傾向にあり基金残高の増加が期待されるとはいえ、今後も寄附を確保できるか否かは不透明であろう。

今後は、これから策定を予定している基本計画をベースとして基金積立目標額を設定し、その確保に向けて可能な限り計画的な基金積立てを行うことが求められるであろう。また、ふるさと納税による寄附以外の積立財源をいかに確保していくかについても検討していくことが必要であろう。

25. 21 世紀の森施設基金

【基金概要】

基金の名称	21 世紀の森施設基金
所管部局	農政部 農林整備課 森林振興係
根拠法令等	旭川市 21 世紀の森施設基金条例
設置年月日	平成 26 年 4 月 1 日
設置目的	旭川市 21 世紀の森施設の整備及び管理運営に必要な経費の財源に充てるため。
これまでの経緯 (統合や分割等)	北海道立 21 世紀の森の旭川市移管に伴う道からの支援金を原資として運用を開始。
予算計上会計	一般会計
積立財源	ふるさと納税による寄附金、運用益
積立目標額 (単位：円)	—
基金の積立方針	施設の管理及び整備のために積み立てる。
基金の取崩方針	管理費及び整備費に充当。
基金が充当される事業の概要	21 世紀の森施設管理費： サービスの質を保つための維持管理にかかる経費 21 世紀の森施設整備費： 利用者の満足につながる施設の整備、老朽化した部分の修繕を行う。
所管部局が考える当基金の課題	市民によりよいサービスを提供するための整備計画の策定。
今後の見通しとその理由	当面、計画的な施設整備等に基金を利用する。

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位：円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	56,411,078	49,616,722	43,559,904	39,708,785	55,589,491
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	56,411,078	49,616,722	43,559,904	39,708,785	55,589,491

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	69,731,466	56,411,078	49,616,722	43,559,904	39,708,785
増加					
積立	0	0	0	0	0
運用利息	349,612	225,644	173,182	86,881	41,899
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	2,637,000	20,337,711
増加計	349,612	225,644	173,182	2,723,881	20,379,610
減少					
事業費充当	13,670,000	7,020,000	6,230,000	6,820,000	5,212,404
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	13,670,000	7,020,000	6,230,000	6,820,000	5,212,404
3 月末残高	56,411,078	49,616,722	43,559,904	39,463,785	54,875,991
出納整理期間中					
増加	0	0	0	245,000	713,500
減少	0	0	0	0	0
出納整理期間後残高	56,411,078	49,616,722	43,559,904	39,708,785	55,589,491

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
21 世紀の森キャンピングカーほっとステーション整備費に充当	892,404	892,404
21 世紀の森施設管理費に充当	46,060,518	4,320,000

【概要補足等】

(1) 基金の設置経緯について

旭川市 21 世紀の森は、宿泊研修場やキャンプ場、体験型アクティビティや温泉施設等が設置されている、野外活動にスポットを当てた施設である。以前は施設の一部が北海道により運営されていたが、現在は施設の全てが旭川市により運営されている。

平成 25 年 8 月 23 日に北海道と旭川市の間で、施設運営に関して道から市への移管が合意され、「北海道立旭川 21 世紀の森の旭川市への移管に関する覚書」及び「北海道立旭川 21 世紀の森の旭川市への移管に関する確認書」が作成された。

同確認書の中で、移管後の施設運営の支援としての交付金 74,036,000 円の運用に際し、基金を設置し移管後の経費に充当することが定められたため、平成 26 年 3 月 25 日に制定した旭川市 21 世紀の森施設基金条例に基づいて当基金を設置した。

（２）現在の運用状況について

平成 29 年度までの基金積立財源は運用利息のみであり、事業費に対する基金充当額が運用利息を大きく上回っていたため、基金残高は減少傾向にあった。近年はふるさと納税による寄附金の増加によりその傾向が変化しており、令和元年度は基金充当額が 5,212,404 円であったのに対し、新規積立額が 21,093,110 円と、基金残高が大きく増加した。

基金が充当される事業は、サービスの質を保つために実施されている、指定管理者への維持管理業務の委託事業である「21 世紀の森施設管理費」と、来訪者が利用する施設の新設や修繕事業である「21 世紀の森施設整備費」の 2 つである。これまでは前者が充当額の多くを占めていたが、ふるさと納税による寄附が新たな基金積立財源となったことにより、今後は施設整備費により多くの基金が充当される見通しである。

（３）21 世紀の森施設管理費について

旭川市 21 世紀の森の指定管理業務は、旭川市と旭川市 21 世紀の森運営協議会の間で結ばれる基本協定書に基づき実施されており、当基金は、指定管理者に支払われる指定管理料総額（令和元年度は 46,061,000 円）のうち約 10%（令和 2 年度より約 20%に増額予定）が充当される。

なお、指定管理者の選定については、旭川市 21 世紀の森施設条例第 2 条の 4 に基づき非公募となっている。

（４）21 世紀の森施設整備費について

施設整備費については今後数年間にわたる施設整備計画があり、具体的には舗装復旧工事や、キャンプ場シャワールーム整備などが予定されている。

監査結果と意見

（１）積立目標額の設定について【意見】

令和元年度末時点における当基金残高は 55,589,491 円であるが、当基金の積立目標額は設定されていない。

基金は今後の事業計画を確実に遂行するために必要な残高を、過不足なく確保することが必要である。仮に必要な以上の残高を有する場合には、基金を充当する事業を拡充することや、事業に対する充当額を増額することを検討するべきである。一方で不足している場合に

は、事業計画を確実に遂行できるよう、残高確保のための方策を検討する必要があるであろう。

当基金においては、現時点で明確な積立目標額が設定されていないが、施設管理費への基金充当額は今後も大きな変動は見込まれず、施設整備についても整備計画が逐一検討されている。

既存の計画等に基づき、今後の積立目標額を設定することを検討するべきであると考える。

(2) 基金運用収益の処理方法について【意見】

当基金条例では、基金運用収益の処理方法について、「一般会計歳入歳出予算に計上し、旭川市 21 世紀の森施設の整備及び管理運営の費途に充てるほか、基金に編入するものとする。」とされており、運用収益を事業費へ直接充当することができる規定となっている。実際には、基金への編入が行われていた。

運用収益の原資は基金であり、そこから獲得した運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続するべきであると考える。基金は当初設置した際の目的に沿って事業費に充当される必要があり、基金を運用した結果獲得した果実たる運用収益についても同様に考えるべきであろう。運用収益を一旦基金に編入した上で事業の費途に充てることとすれば、基金の設置目的に沿った事業費への充当であることが、より明確になると考える。

上述のとおり、当基金では運用収益の基金への編入が行われており、現在の運用で問題はないと考えるが、条例上は事業費への直接充当が可能な規定となっている。

運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続していただきたい。

26. 産業振興基金

【基金概要】

基金の名称	産業振興基金
所管部局	経済部 産業振興課
根拠法令等	旭川市産業振興基金条例
設置年月日	平成 27 年 2 月 25 日
設置目的	産業の振興に関する事業に必要な経費の財源に充てるため。
これまでの経緯 (統合や分割等)	—
予算計上会計	一般会計
積立財源	寄附金、運用益
積立目標額 (単位：円)	—
基金の積立方針	産業の振興に関する事業に充当することを目的に、寄附金や運用益を積み立てる。
基金の取崩方針	産業の振興に関する事業に充当することを目的に取り崩す。
基金が充当される事業の概要	ものづくり産業の活性化と雇用の拡大による産業振興を目的とした、企業の優れた製品や技術の P R や、技能の伝承、若手技能者育成の支援
所管部局が考える当基金の課題	—
今後の見通しとその理由	旭川市全体のふるさと納税額が増加していること、また基金の使途の 1 つとして、ものづくり産業の担い手 (技能者) の育成を P R したことにより、寄附額が増加傾向にあるため、引き続き産業振興に係る事業に広く活用していく。

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位：円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	1, 451, 882	4, 858, 689	7, 955, 647	10, 984, 239	37, 777, 384
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	1, 451, 882	4, 858, 689	7, 955, 647	10, 984, 239	37, 777, 384

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	12,000,000	1,451,882	4,858,689	7,955,647	10,984,239
増加					
積立	13,445,000	3,401,000	2,890,000	3,556,500	28,206,600
運用利息	6,882	5,807	16,958	15,503	6,605
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
増加計	13,451,882	3,406,807	2,906,958	3,572,003	28,213,205
減少					
事業費充当	24,000,000	0	0	918,411	2,294,060
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	24,000,000	0	0	918,411	2,294,060
3 月末残高	1,451,882	4,858,689	7,765,647	10,609,239	36,903,384
出納整理期間中					
増加	0	0	190,000	375,000	874,000
減少	0	0	0	0	0
出納整理期間後残高	1,451,882	4,858,689	7,955,647	10,984,239	37,777,384

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
技能のまちづくり推進費	2,294,060	2,294,060

【概要補足等】

（１）基金の設置経緯について

当基金は、起業・操業をサポートするという意図の下、拠出された 1,200 万円の寄附金を原資に、産業の振興に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、平成 27 年 2 月 25 日に制定された当基金条例を根拠に設置された基金である。

（２）現在の運用状況について

設置当初の平成 27 年度は主にスタートアップ企業・事業を支援する目的で拠出された企業から寄附金と、一般会計からの繰入金及び基金運用利息を原資として運用されていた。当初の基金充当は、起業や創業、新規事業開拓等の促進のため、当基金設置初年度に実施された「道北ものづくり応援事業費」のみであった。その後、平成 29 年度までは充当事業がないまま毎年度 3,000,000 円超が積み立てられ、基金の残高は増加していった。

平成 30 年度に新規の基金拠出事業として、市内の中小企業に対する市独自の表彰制度を設けることにより、中小企業を中心とした市内ものづくり産業の活性化や開発意欲の向上を図ることを目的とした「旭川元気ものづくり大賞表彰事業費」、そして、中小企業支援を通じて地域経済の活性化及び雇用の拡大を図ることを目的とした「地場産品開発・販路拡大支援費」を設定した。前者の事業費 418,411 円の全額と、後者の事業費の一部の合計 918,411 円が基金充当されたが、基金積立額も充当額以上に伸びたため、基金残高の増加傾向は変わっていない。

令和元年度は、技能の伝承及び次代を担う若手技術者の育成を目的とした「技能のまちづくり推進費事業」に 2,294,060 円が当基金から充当されたが、ふるさと納税による寄附金 18,080,600 円や、企業からの寄附金 11,000,000 円があったことにより、基金残高は 37,777,384 円となった。

（３）道北ものづくり応援事業費について

当事業は、投資ファンドである「道北産業応援ファンド」を運営する有限責任事業組合の組合員である一般財団法人旭川産業創造プラザに出捐金を支出し、当ファンドが投資先に出資を行うことにより、起業・創業や企業の新分野進出の促進等を図ることを目的として実施されたものであり、平成 27 年度に当基金から 24,000,000 円が充当されている。

このファンドには一般財団法人旭川産業創造プラザの他、4 信金が組合員として加盟しており、令和 8 年 7 月末まで存続される予定である。

（４）旭川元気ものづくり大賞表彰事業費について

当事業は市内ものづくり産業の活性化を図るため、市内の中小企業に対する市独自の表彰制度を設け、企業の優れた製品や技術を通じて内外に P R し、企業ブランドの向上を図る

とともに、企業の新製品開発意欲の向上を図ることを目的として平成 23 年度から実施されている事業である。

これまで 3 回の表彰が実施されており、それぞれ 7 つの企業が表彰されている。第 3 回である平成 30 年度は、表彰事業費計 418,411 円の全額が当基金から充当されている。

(5) 地場産品開発・販路拡大支援費について

当事業は、中小企業が行う新製品開発、研究から販路拡大までの事業段階を一体的に支援し、生産・販売・収益の拡大を通じて、域外からの外貨獲得を目指し、地域経済の活性化及び雇用の拡大を図ることを目的に実施されている。

平成 30 年度に初めて当基金の充当対象事業となり、充当額は総事業費 31,454,076 円のうち 500,000 円であった。

(6) 技能のまちづくり推進費について

当事業の目的は、優れた技能の伝承及び次代を担う若手技能者の育成を主眼に、事業所内訓練施設に対する補助金や、技能五輪国際大会他への派遣費用に対する助成、技能イベントの開催支援、優秀技能者表彰等を通じて技能の振興を図るとされている。

当事業は令和元年度に初めて当基金の充当対象事業となり、事業費 2,294,060 円の全額が当基金から充当された。

監査結果と意見

(1) 積立目標額の設定について【意見】

令和元年度末時点における当基金残高は 37,777,384 円であるが、当基金の積立目標額は設定されていない。

基金は今後推進していきたいと考えている事業を実施するために必要な残高を、過不足なく確保することが必要である。仮に必要以上の残高を有する場合には、基金を充当する事業を拡充することや、事業に対する充当額を増額することを検討するべきである。一方で不足している場合には、事業を実施できるよう、残高確保のための方策を検討する必要があるであろう。

当基金は広く産業振興に資する事業に活用することを目的としている。また、中長期的な目標などに基づき、事業者の声を聞きながら事業を構築している。地域経済の活性化のためにも産業振興は重要であり、必要な施策が実施できなくなることは避けなければならない。

そのためには、基金の積立目標額を設定することを検討するべきであると考えます。

（２）基金使途に関する記載の見直しについて【意見】

現在、当基金の積立財源であるふるさと納税による寄附金の使途として、旭川市のホームページにおいては、「技能五輪全国大会及び国際大会出場選手に対する経費補助、技能者を養成する職業訓練施設を運営するための補助金、次代を担う子どもや市民に技能をＰＲするイベントに対する補助金、優秀な技能者に対する表彰事業等」と記載されており、ふるさと納税のポータルサイトである「さとふる」及び「ふるさとチョイス」においても、技能に関連した事業に使うとの記載に終始している。

現状、所管部局は、技能に関連した事業にのみ当基金を充当するという意向ではなく、各サイトにおいて、寄附金の趣旨に反しない範囲で別の取組に充てる可能性があると言及されているものの、寄附者からすると「技能に関する事業についての寄附」であると誤認してしまう可能性がある。

基金使途の説明に関して、実際に基金が活用される対象事業の実態に即した内容に見直していく必要がある。

（３）基金運用収益の処理方法について【意見】

当基金条例では、基金運用収益の処理方法について、「一般会計歳入歳出予算に計上し、産業の振興に関する事業の費途に充てるほか、基金に編入するものとする。」とされており、運用収益を事業費へ直接充当することができる規定となっている。実際には、基金への編入が行われていた。

運用収益の原資は基金であり、そこから獲得した運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続するべきであると考ええる。基金は当初設置した際の目的に沿って事業費に充当される必要があり、基金を運用した結果獲得した果実たる運用収益についても同様に考えるべきであろう。運用収益を一旦基金に編入した上で事業の費途に充てることとすれば、基金の設置目的に沿った事業費への充当であることが、より明確になると考える。

上述のとおり、当基金では運用収益の基金への編入が行われており、現在の運用で問題はないと考えるが、条例上は事業費への直接充当が可能な規定となっている。

運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続していただきたい。

27. 森林整備基金

【基金概要】

基金の名称	森林整備基金
所管部局	農政部 農林整備課 森林振興係
根拠法令等	旭川市森林整備基金条例
設置年月日	令和元年 6 月 28 日
設置目的	森林の整備及びその促進に関する事業に必要な経費の財源に充てるため。
これまでの経緯 (統合や分割等)	「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に伴い、森林環境譲与税が平成 31 年 4 月 1 日から施行されたことで譲与税を原資として運用を開始。
予算計上会計	一般会計
積立財源	森林環境譲与税、運用益
積立目標額 (単位: 円)	—
基金の積立方針	森林の整備及びその促進に関する事業を行うために積み立てる。
基金の取崩方針	間伐や人材育成・担い手確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当。
基金が充当される事業の概要	市有林管理費：森林認証協議会負担金等にかかる経費 林業行政費：林業大学校設立支援、林地台帳管理システム業務、地域林政アドバイザー業務等にかかる経費 森林整備対策費：林業大学校設立支援、森林の市出店、森林経営管理システム推進事業、森林 GIS 機器、民有林等活性化対策事業、普及啓発活動支援等にかかる経費
所管部局が考える当基金の課題	今後の森林環境譲与税の使い道についての計画策定。
今後の見通しとその理由	森林整備を促進するために林業事業体に林業機械の補助金を創設する。

【過去 5 年間の基金残高状況】

(単位: 円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預金	0	0	0	0	22, 122, 005
公社債	0	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	22, 122, 005

【過去 5 年間の基金増減状況】

(単位：円)

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度出納整理期間後残高	0	0	0	0	0
増加					
積立	0	0	0	0	0
運用利息	0	0	0	0	646
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	14,932,000
増加計	0	0	0	0	14,932,646
減少					
事業費充当	0	0	0	0	0
繰替運用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
減少計	0	0	0	0	0
3 月末残高	0	0	0	0	14,932,646
出納整理期間中					
増加	0	0	0	0	14,933,000
減少	0	0	0	0	7,743,641
出納整理期間後残高	0	0	0	0	22,122,005

【令和元年度基金充当事業】

(単位：円)

充当事業	金額	
	事業費	充当額
市有林管理費に充当	423,000	391,700
林業行政費に充当	1,398,000	1,322,180
森林整備対策費に充当	20,436,000	6,029,761

【概要補足等】

(1) 基金の設置経緯について

地球温暖化防止や国土の保全、水源の涵養といった森林の有する公益的機能を向上及び維持、また、山地災害の激甚化や森林経営管理法等への対応のため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定され、同法に基づいた森林環境税が創設された。

また、令和 6 年度からの徴収となる森林環境税に先がけ、森林に関する諸政策に早期着手するため、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に森林環境譲与税が創

設され、令和元年度から各地方自治体に一定の基準により案分された金額が譲与されることとなった。

この森林環境譲与税については、適切にその使途を公表することや、既存林務関係予算に充当せず、新たに設定された森林整備事業に充当すること、基金を設置して運用することが国から推奨されているため、旭川市では森林の整備及びその促進に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、令和元年6月28日に制定した旭川市森林整備基金条例に基づいて当基金を設置した。

（２）現在の運用状況について

当基金は森林整備対策費、林業行政費、市有林管理費の各事業が充当対象となっており、令和元年度は旭川市の森林管理の実情を把握するために行われた森林保有者の意向調査等に基金充当が行われたが、森林環境譲与税制度の初年度であったため、準備期間の短さから各種事業に対する補助金の設置等が遅れ、国からの譲与額の約26%の充当にとどまっている。

令和2年度は前年度に実施した事業に加えて、林業機械導入を支援する補助金など各種補助金の充実等により、国からの譲与額と前年度末基金残高の合計額の50%超を充当することが見込まれている。

所管部局が作成した使途計画案によれば、令和3年度以降は令和2年度実施事業に加えて、木材利用促進事業の推進や森林資源量の調査事業、用地の測量費用、地域の木材を利用した家具を旭川市の新庁舎に設置すること等が充当対象事業として追加される見込みであり、国からの譲与額と前年度末基金残高の合計額の61%～99%程度を充当することが見込まれている。

（３）森林整備対策費について

森林整備対策費は民有林の活性化対策や状況の把握、林業人材の育成・確保、普及啓発活動の推進等、主に民有林についての整備や維持管理を目的とする事業である。

令和元年度においては、民有林活性化対策に関して新たに設置された補助金事業や、現状を把握するためのGIS機器の導入、林業人材の育成を主眼とした林業大学校設立支援事業等に当基金から計6,029,761円が充当された。

（４）林業行政費について

林業行政費は、北海道造林協会や北海道治山林業協会等の各種業界団体への参画や、林地台帳管理システムの維持管理を行うことを通じた林業行政の推進等を実施している。

令和元年度においては新たに地域林政アドバイザーへの委託業務を実施し、その委託費の30%を基金から充当するとともに、林地台帳システムの委託業務や林業大学校設立支援事業の一部に対し当基金から1,322,180円が充当された。

(5) 市有林管理費について

市有林管理費は、旭川市が市内に所有する森林 1,103.72 ヘクタールと、当麻町に所有する森林 1,532.67 ヘクタールの維持管理、及び市有林を開放した施設である「とみはら自然の森」の維持管理に係る事業を実施している。

令和元年度においては、平成 30 年 6 月に発足した上川地域森林認証協議会による森林認証を推進するための協議会運営負担金 391,700 円に対し当基金が充当された。

監査結果と意見

(1) 計画の適時修正及び基金充当事業の適切な設定について【意見】

当基金は導入間もない森林環境譲与税制度に基づき設置されたものであり、今後、各種補助金に対する林業事業体の申請動向や、民有林所有者の経営意識の把握等の状況によっては、基金充当事業の規模や実施時期に大きな変更が必要となることが予想される。

また、基金が有効活用されず、必要以上に基金残高を有することとなれば、国土の保全や森林が有する公益的機能の向上等の制度上の政策的な目的が旭川市の森林において十分に反映されないことになる。また、納税者の理解も得られないであろう。

現時点で策定されている基金充当計画は、その妥当性について継続的に検討が行われ、場合によっては適時に修正し、納税者である市民にとって有用な充当事業が計画されていくことが望まれる。

(2) 基金充当実績の公表について【意見】

旭川市のホームページにおいて、令和元年度の「森林環境譲与税に関する決算状況一覧」が公表されている。しかし、各実施事業の有効性や、現在の状況を読み取るには情報量が少なく、新しい税制の下で納税する市民への説明が十分に果たされているとは言い難い。

例えば、森林環境税及び森林環境譲与税と当基金の関係性を明示することや、当基金の次年度繰越残高の根拠を明示すること、当基金が充当されている事業の目的や効果、及び事業の進捗状況の説明等を、現在作成されている決算状況一覧に追加及び修正し、公表内容のより一層の充実を図るべきであると考ええる。